

2-2 建築申請届手諸官庁

建物種別，建設地域別に申請届手官庁が異なる。申請届手に主要な諸官庁は下記の通り。

- 1) Ministry of Industry : 工業省  
工場建設の場合の認可届。
- 2) High Way Department : 交通省道路局  
High Way から敷地への進入路の設置届。
- 3) Municipality Construction Control Division: バンコク市建築局  
バンコクでの建築許可申請。
- 4) 内務省土木部  
ハイウェイ沿い200m以内・チャオバヤ河沿い200m以内に計画されるものの申請。
- 5) 灌漑局: Irrigation Department. 農業者  
排水・廃液を灌漑用水に放流する場合の許可申請。
- 6) 電気
  - a) Metropolitan Electricity Authority. (バンコク首都電力公社)
  - b) Provincial Electricity Authority. (地方電力公社)
- 7) Telephone Organization of Thailand. (電話公社)
- 8) Board of Investment. (投資委員会)  
輸入資材の免税措置の申請。

申請図書は上記各官庁で規定されており，提出部数は2～3部である。

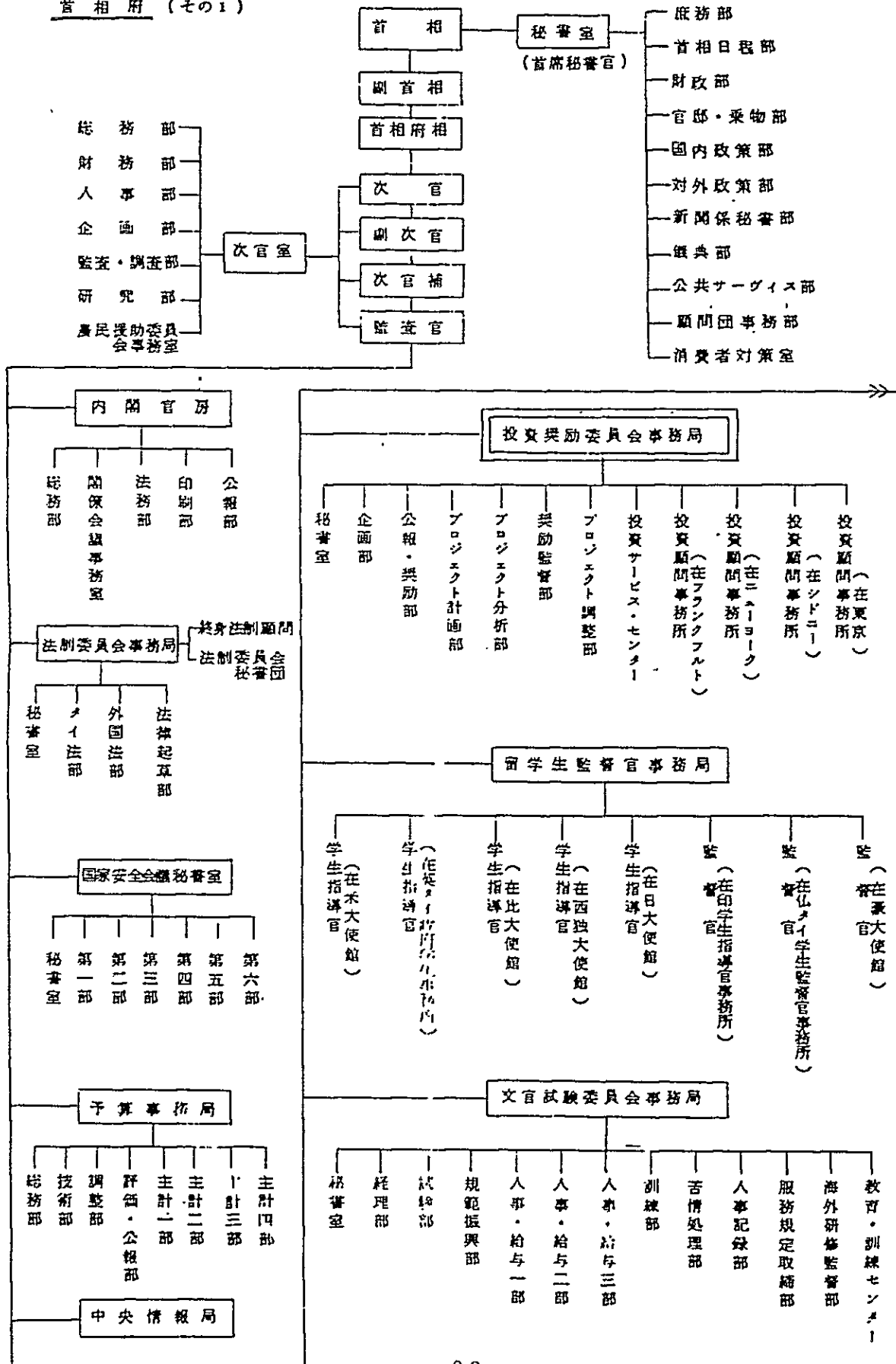
申請図面にはタイ国で資格の有る建築家か技術士（建築士法・技術士法）のサインが必要である。

2-3 建設関連諸官庁

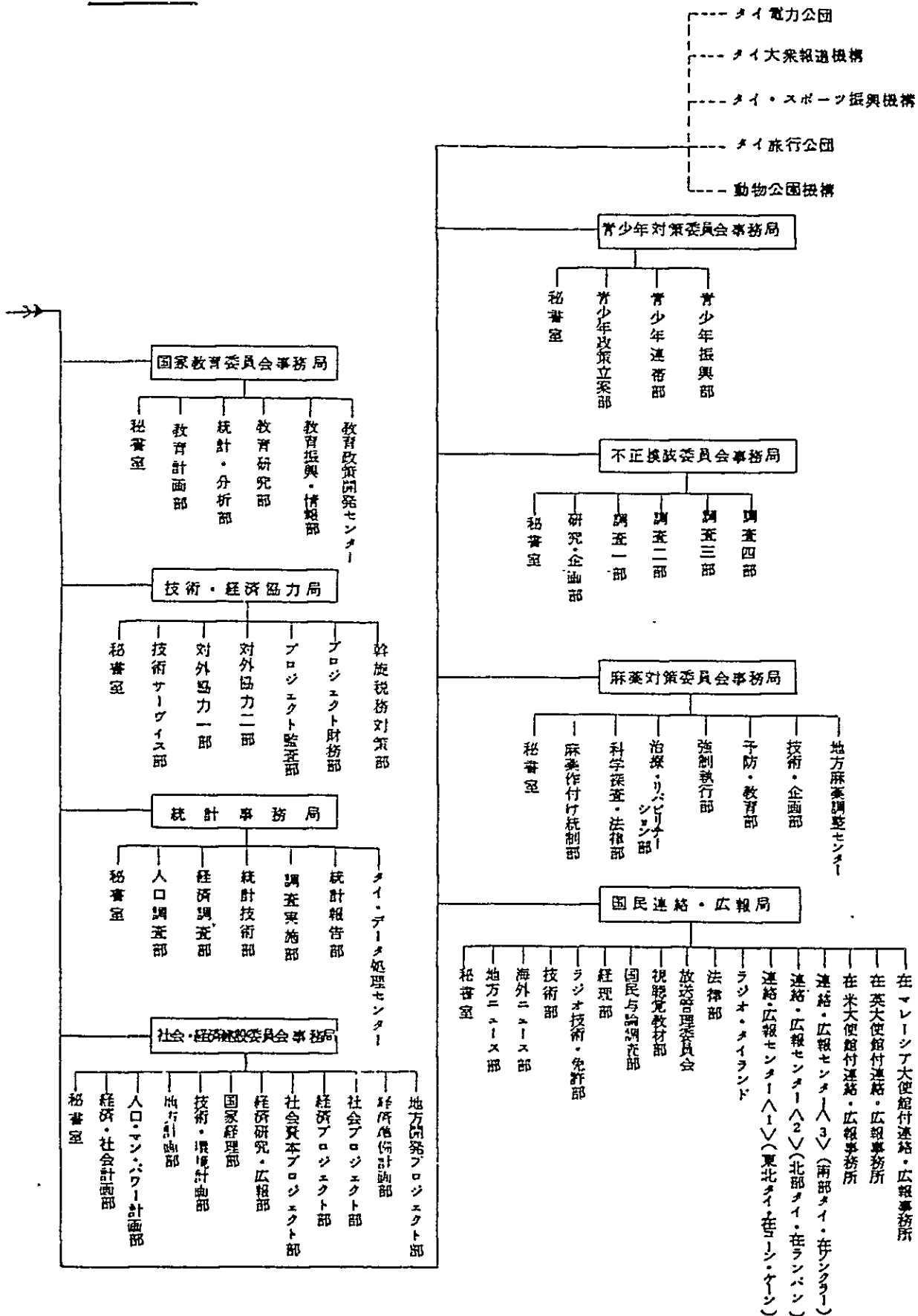
文献 タイ政府機関等組織図

出版 財団法人 東南アジア調査会

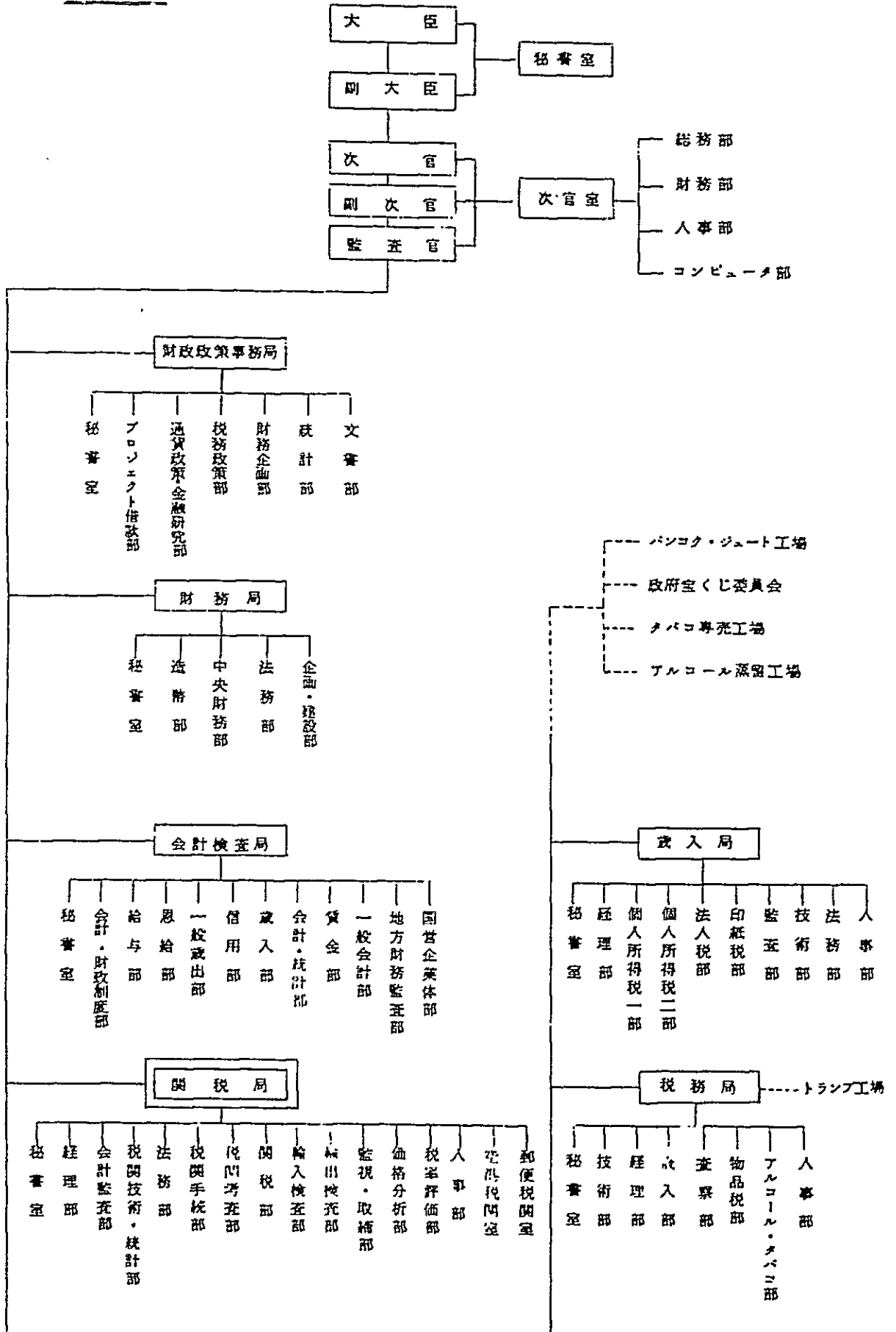
首相府 (その1)



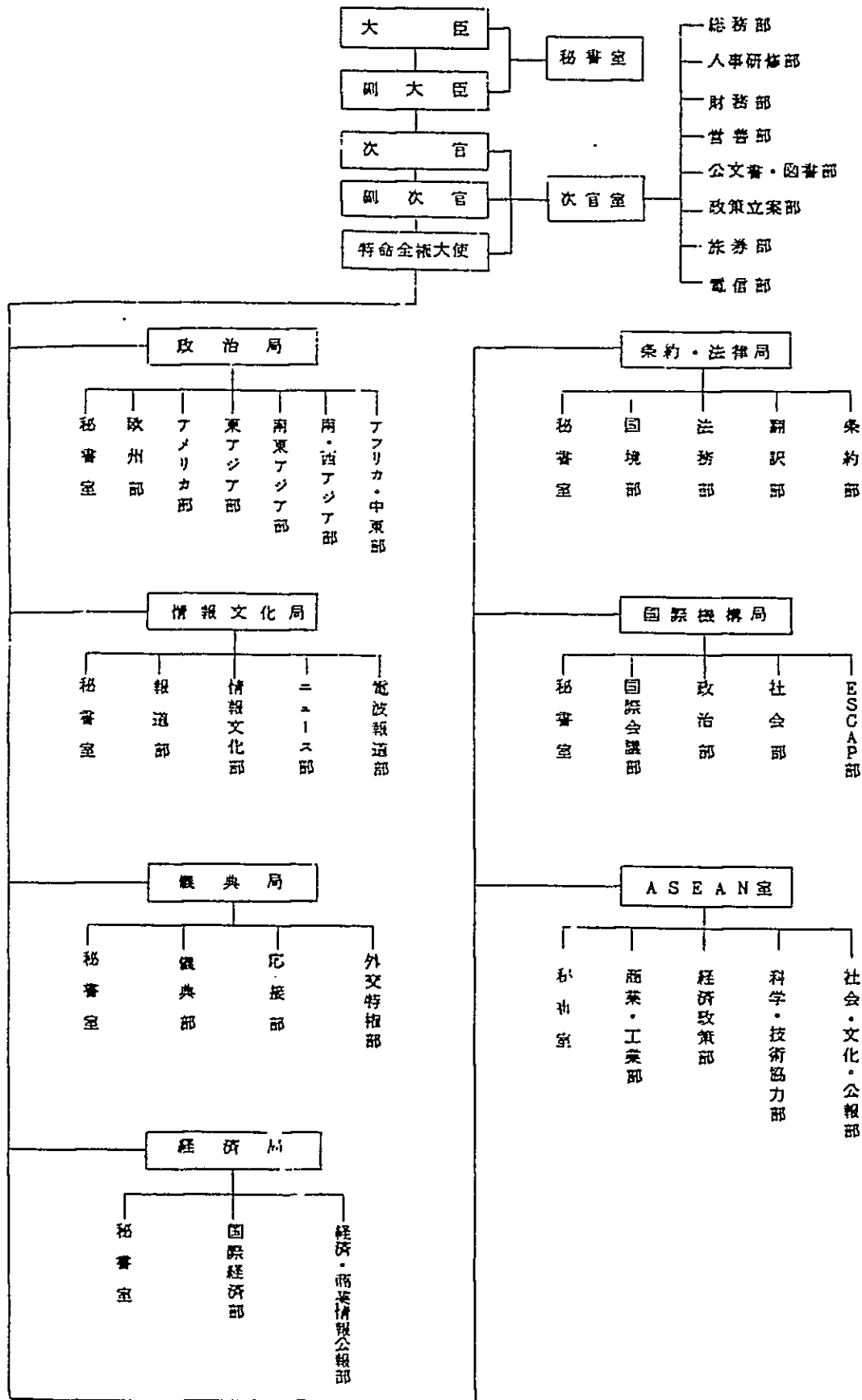
首相府 (その2)



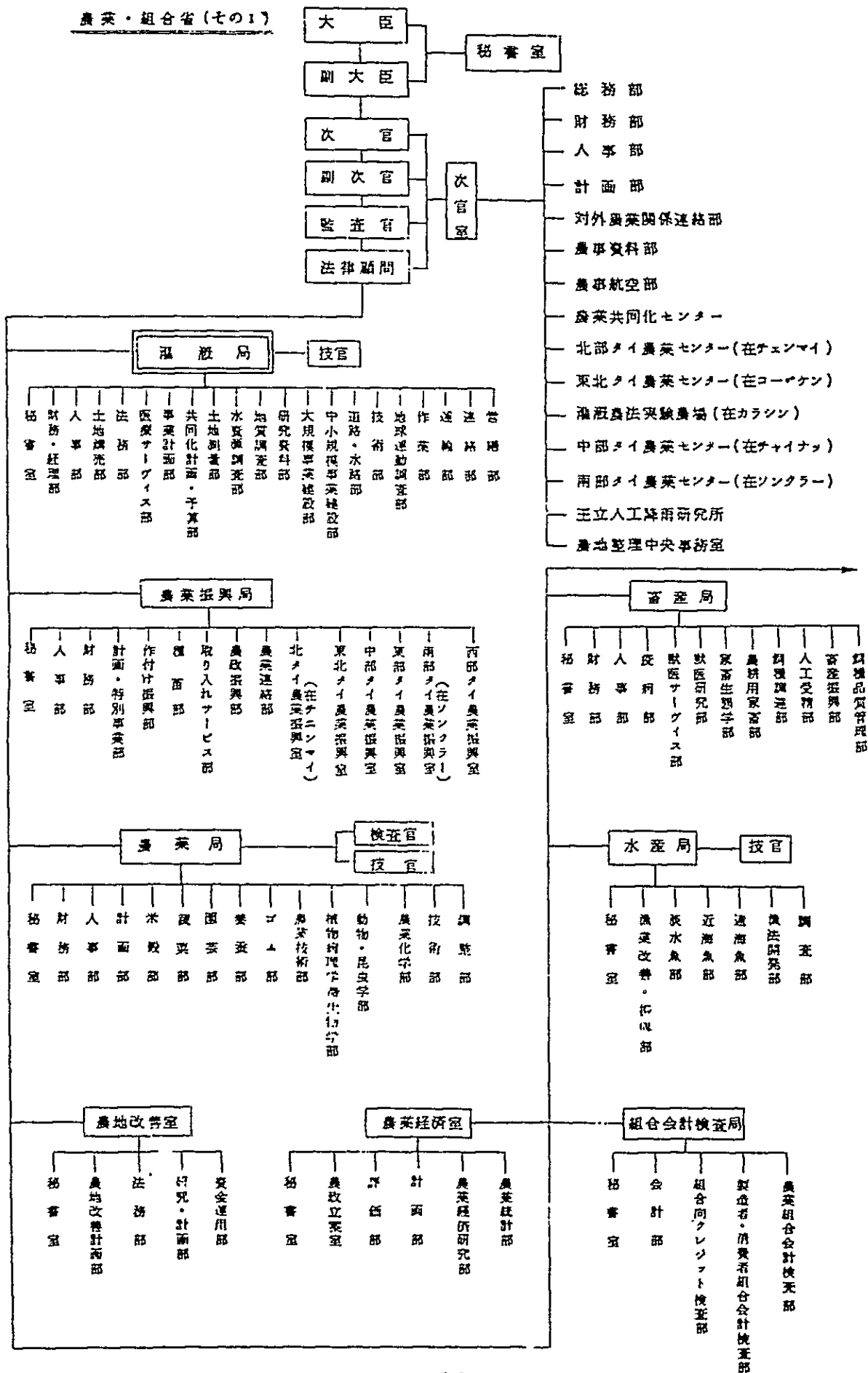
大 蔵 省



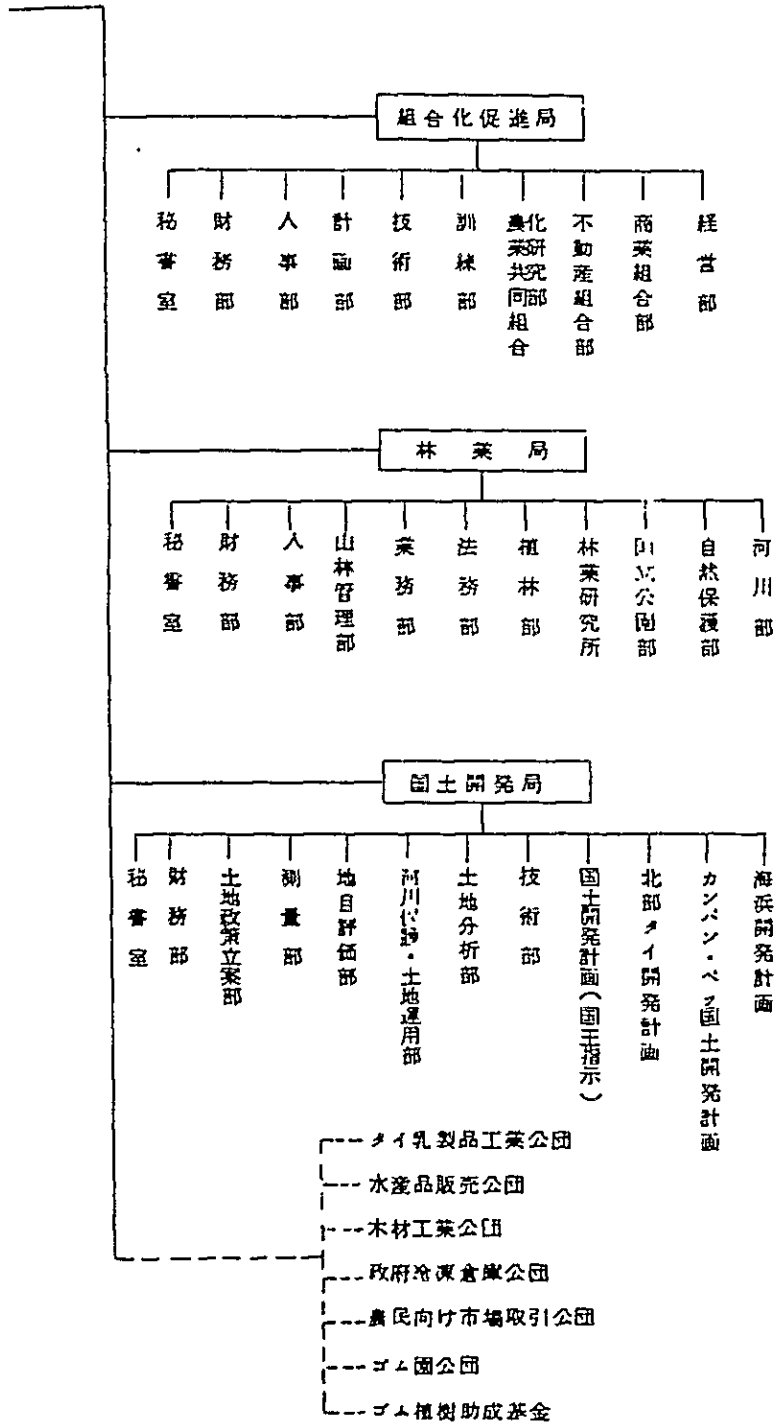
外務省

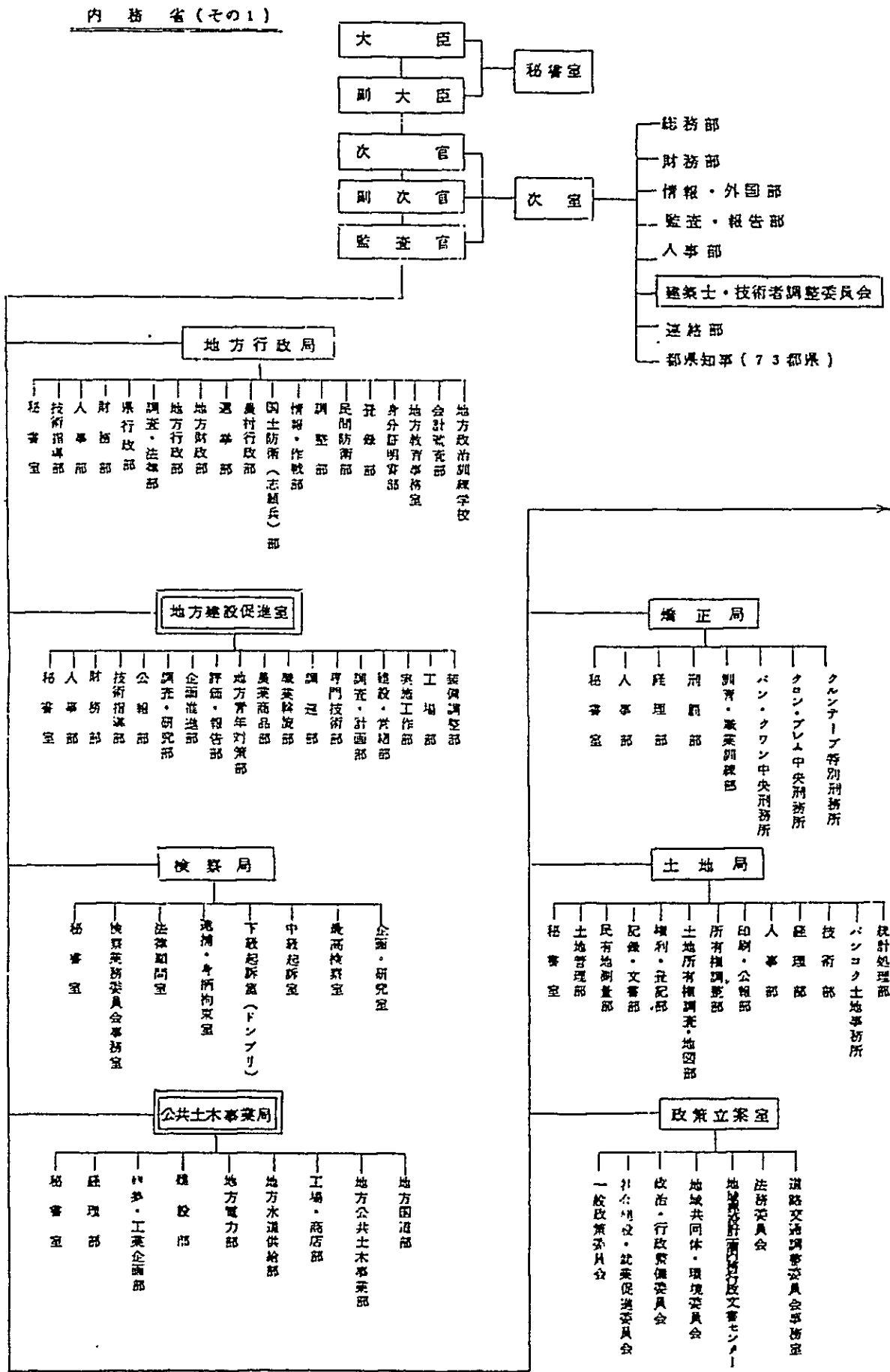


農業・組合省(その1)



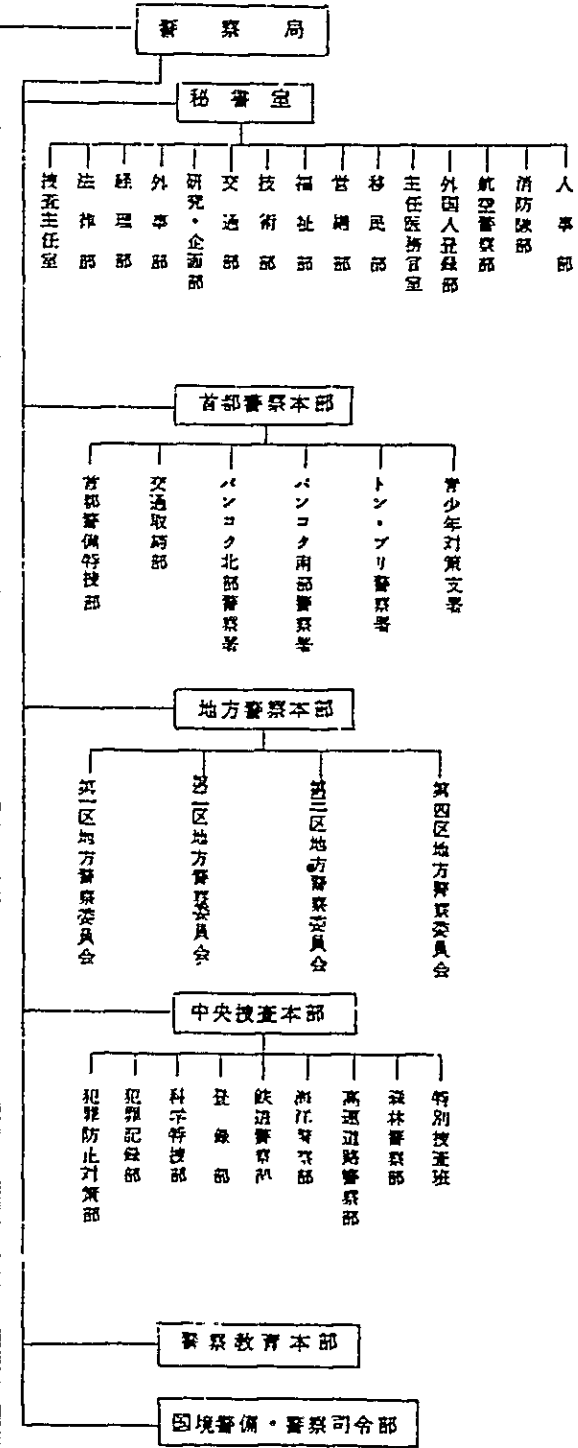
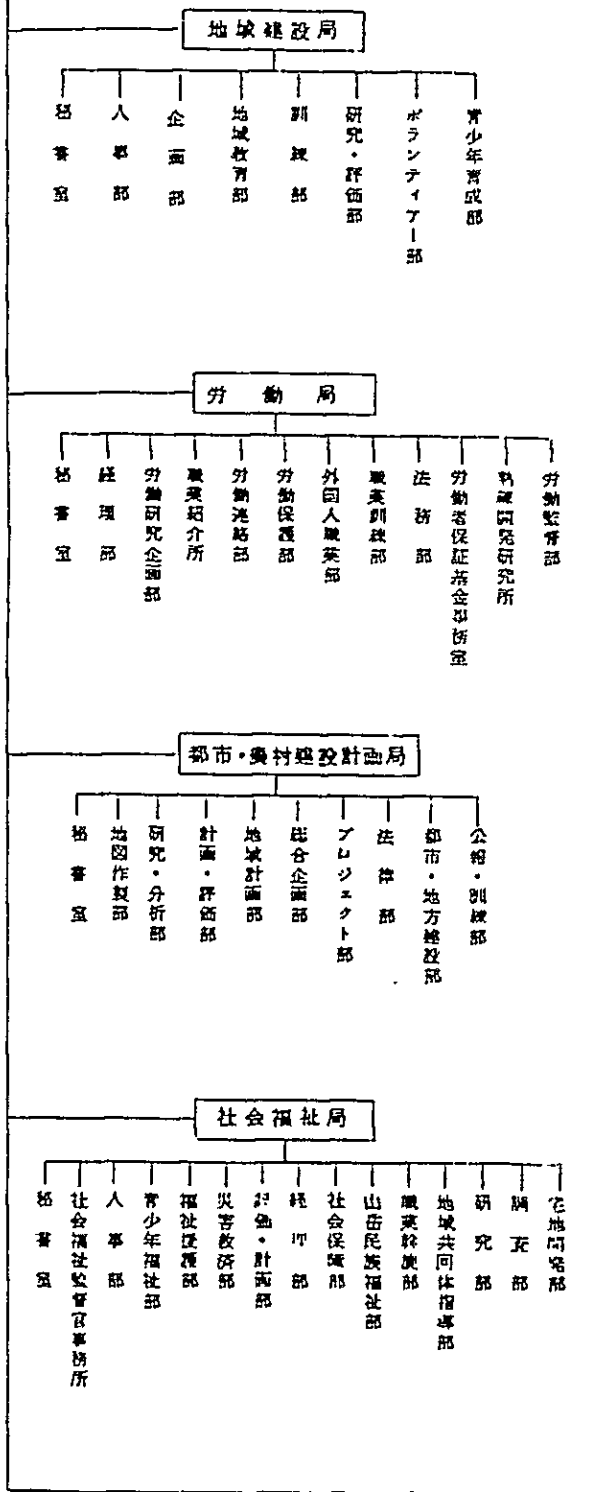
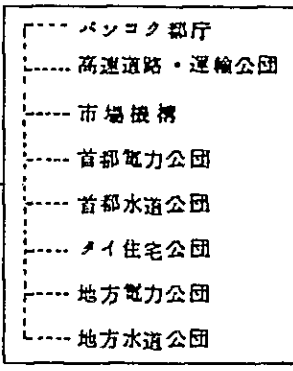
農業・組合省 (その2)





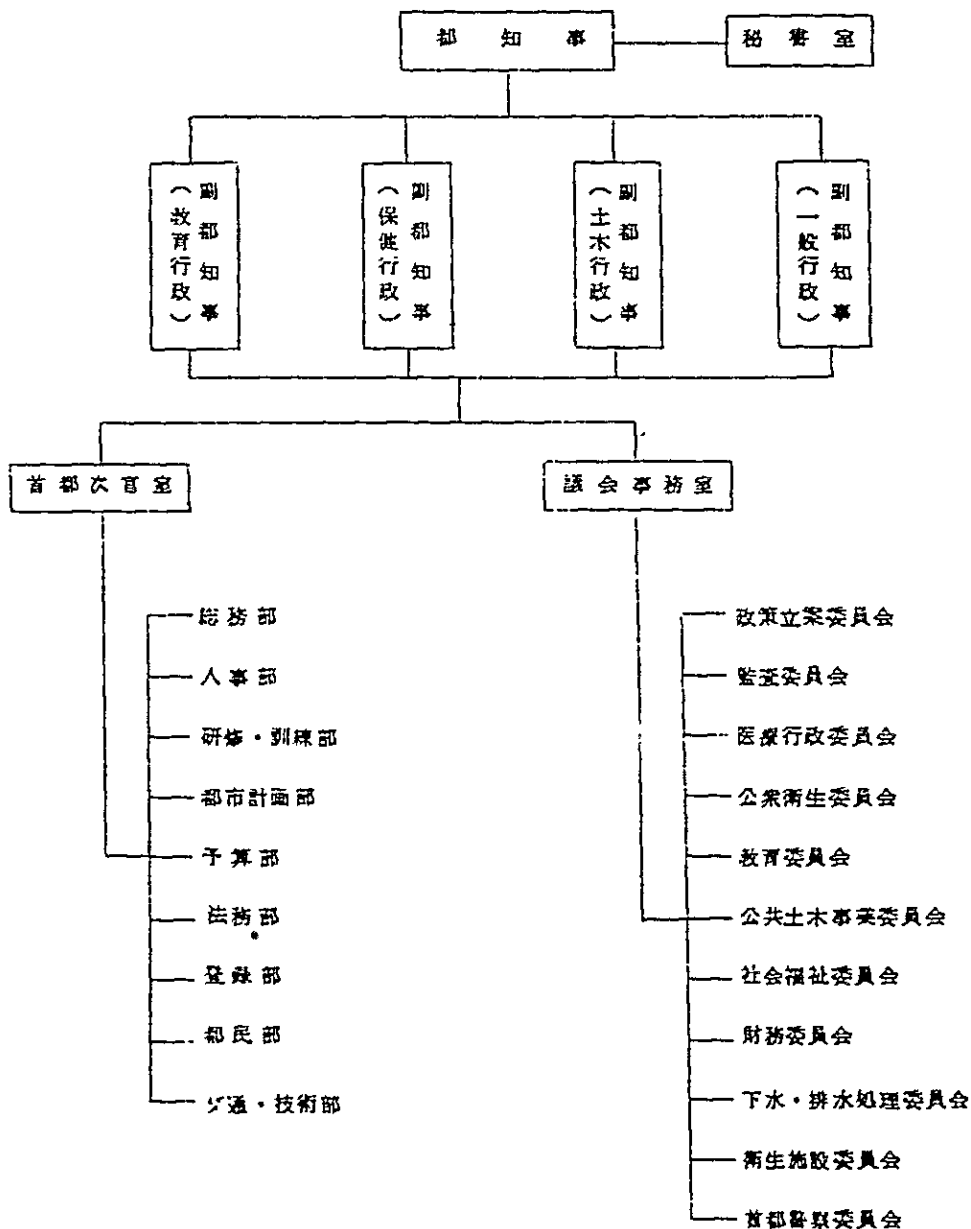


内務省 (その2)

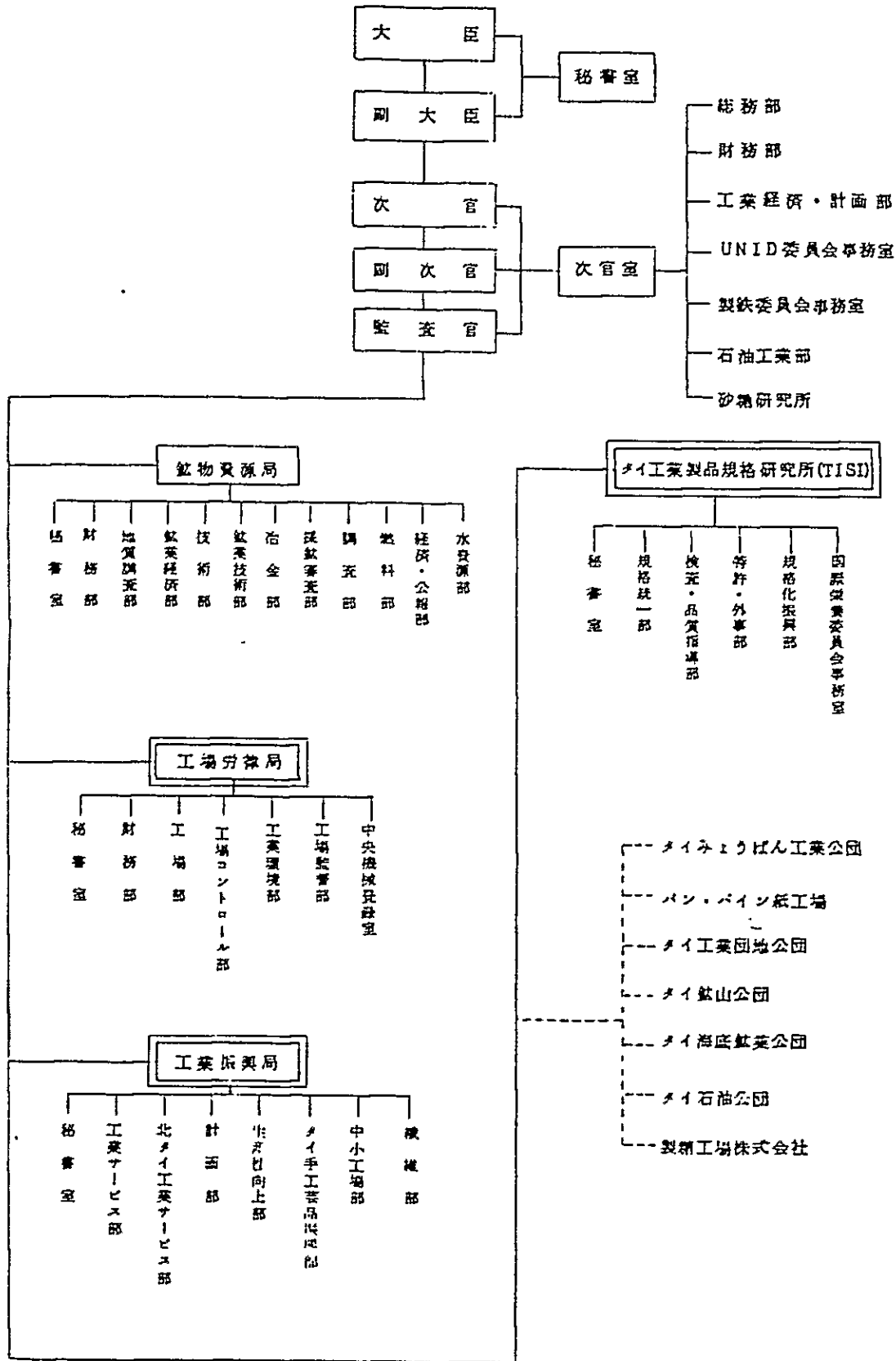


内務省 (その3)

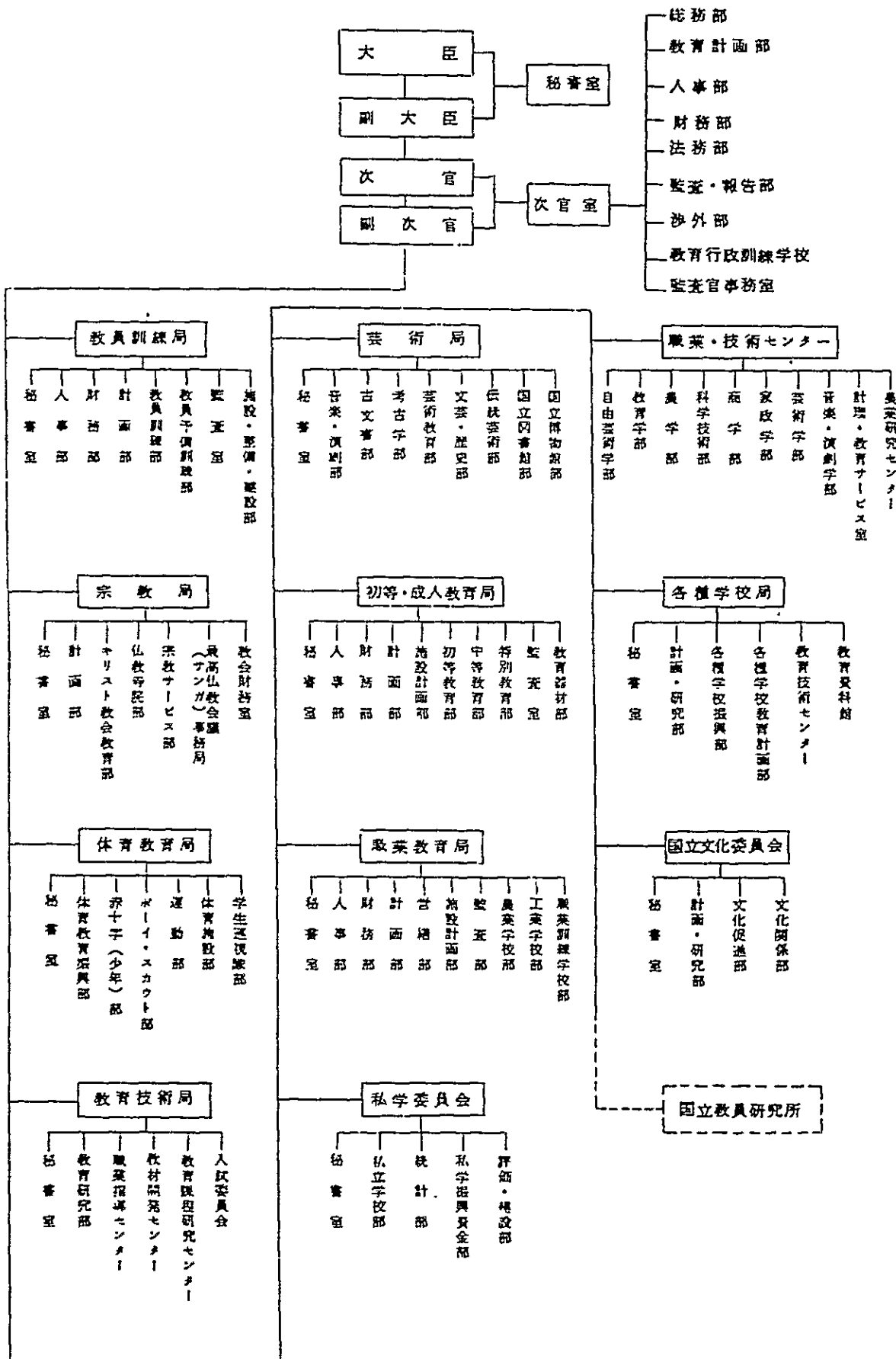
バンコク都庁



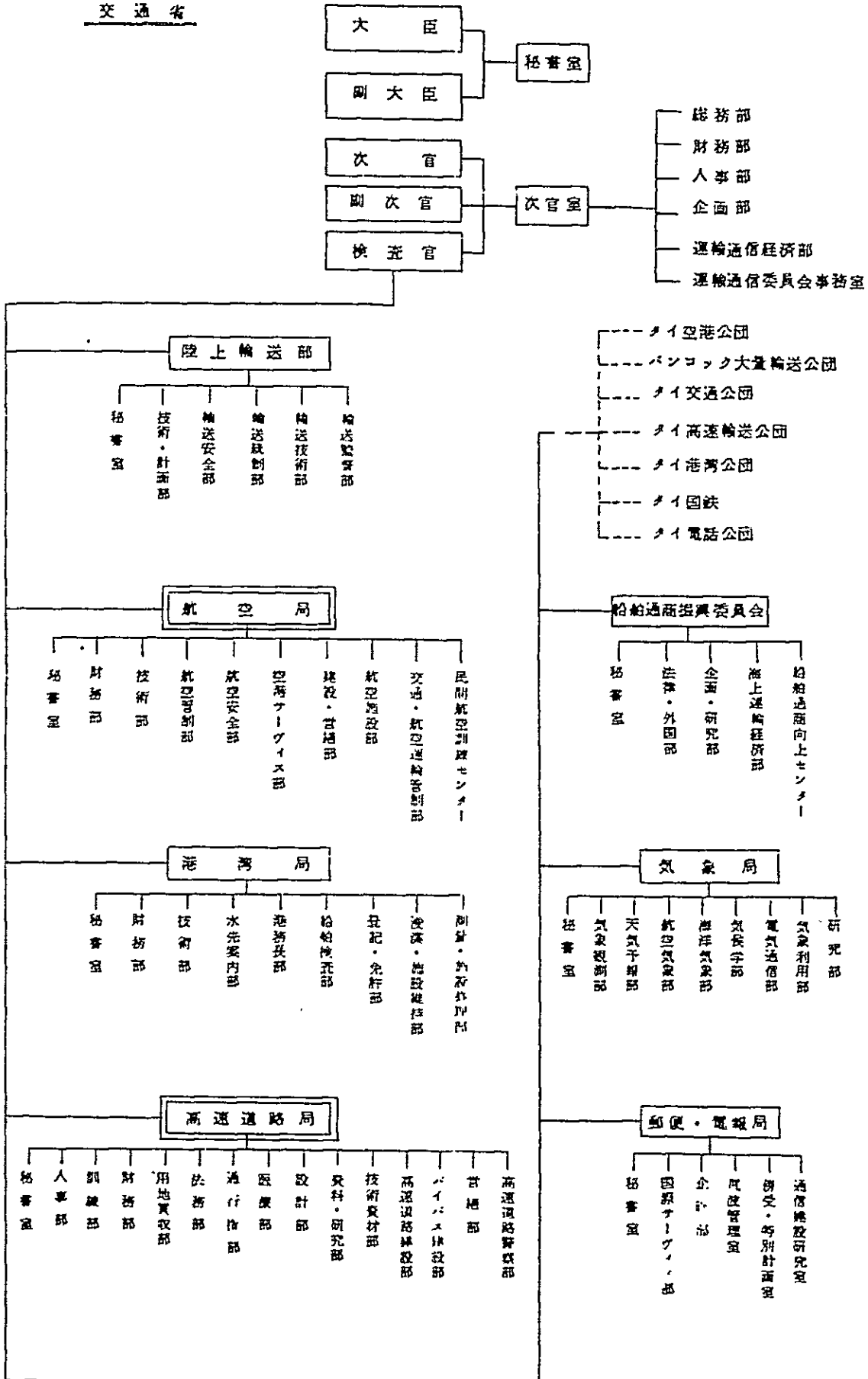
工業省



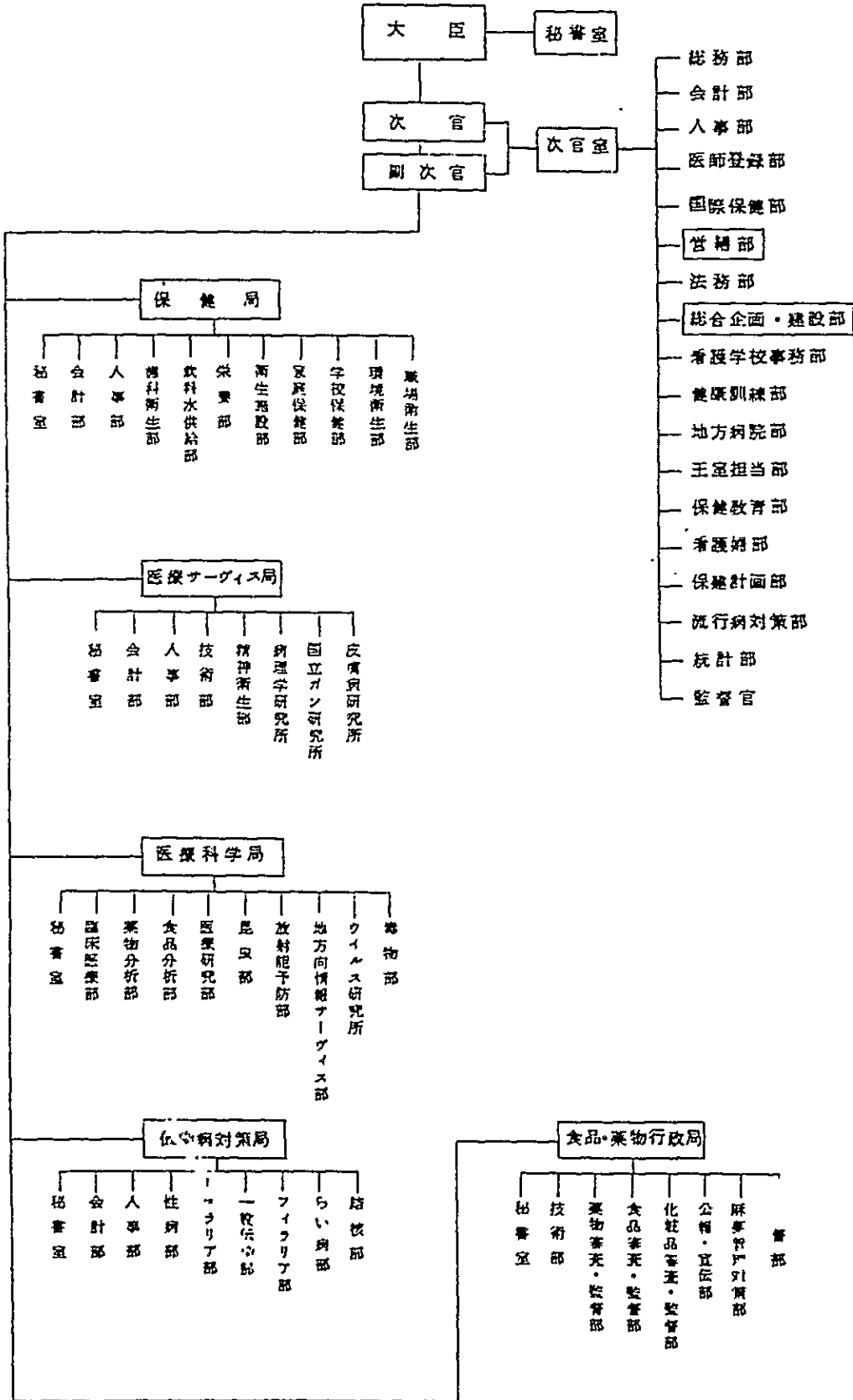
教育省



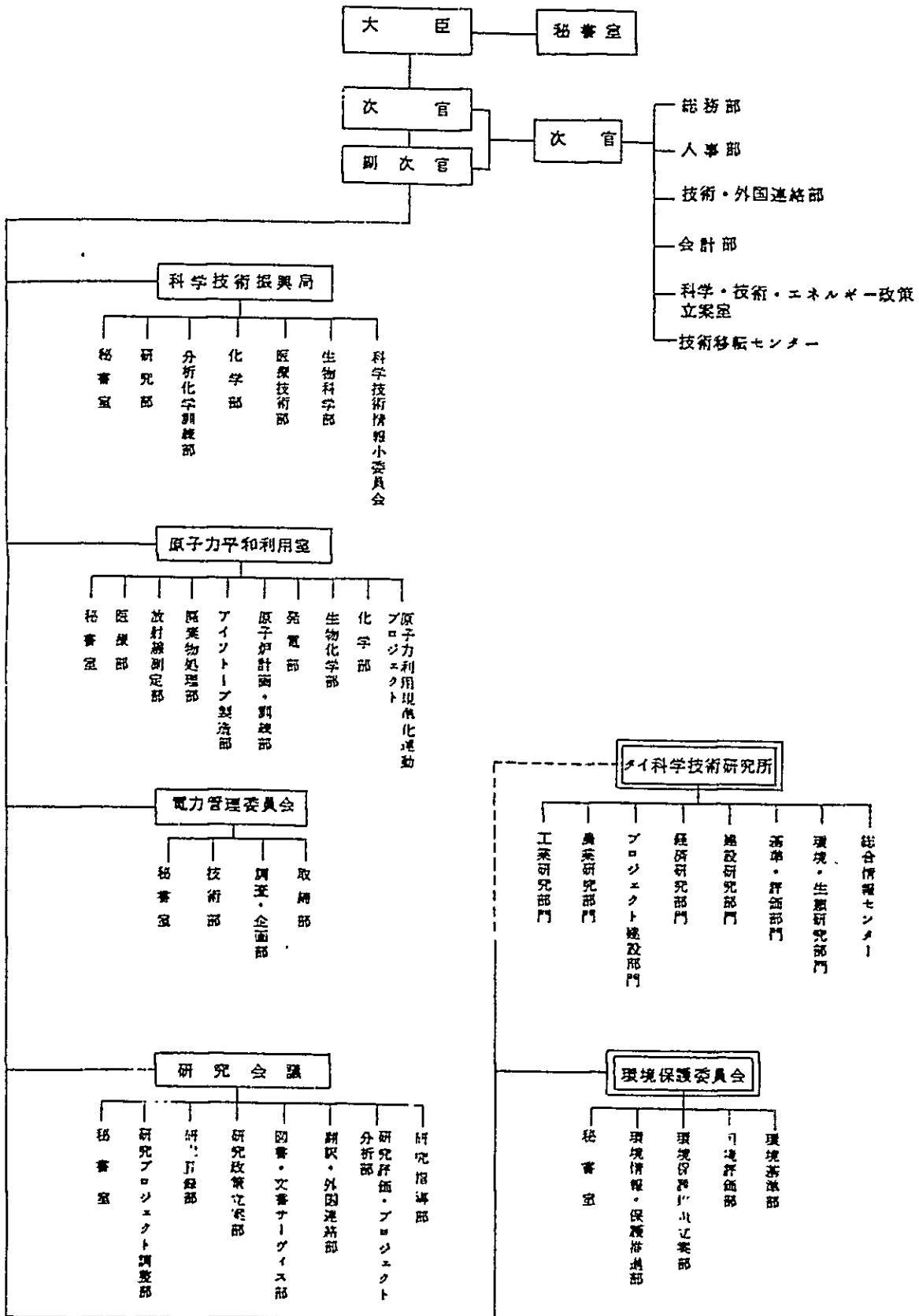
交通省

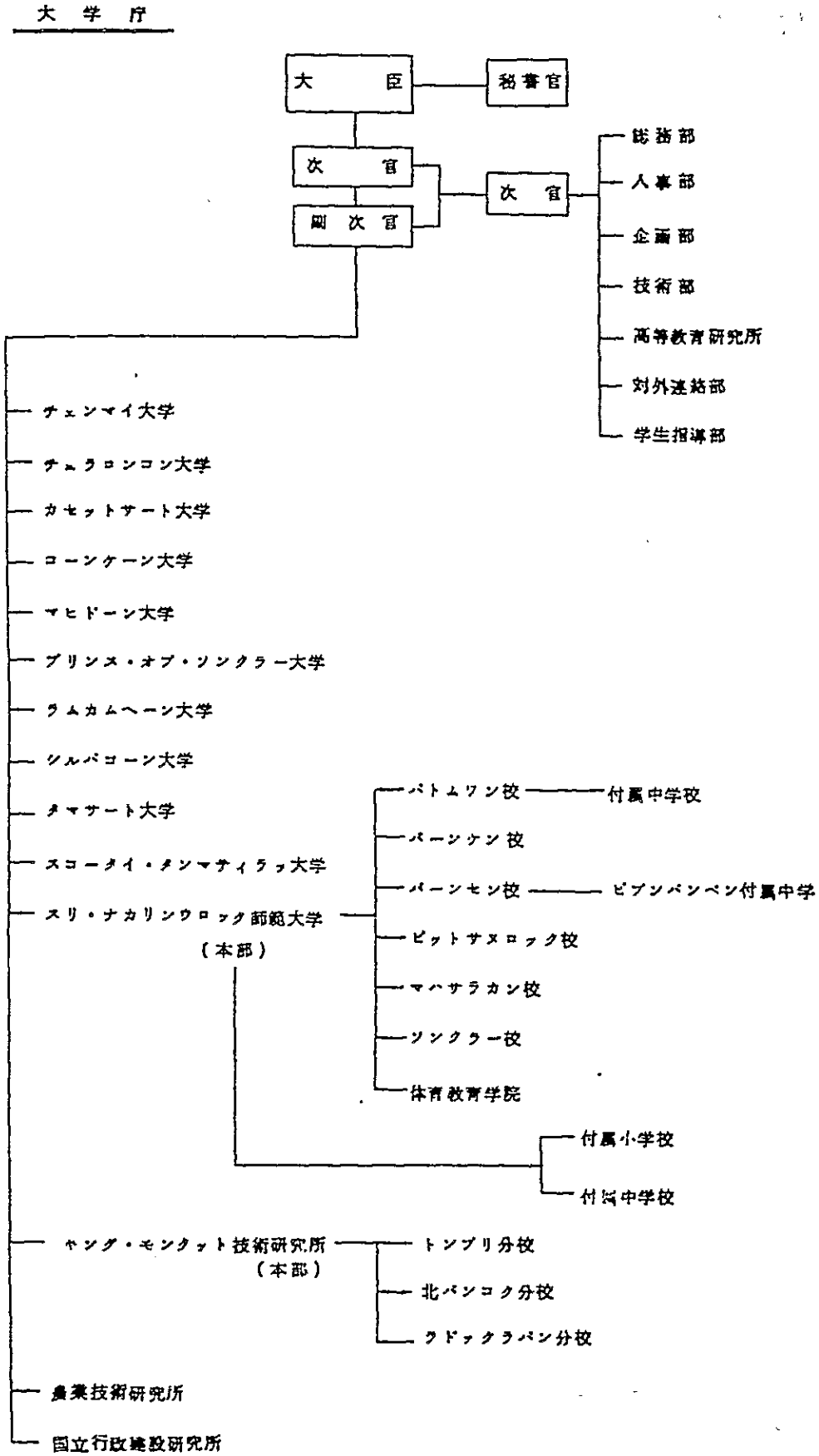


保 健 省



科学・技術・エネルギー省







### 建設関係資料

### 3. 建設に関する資料

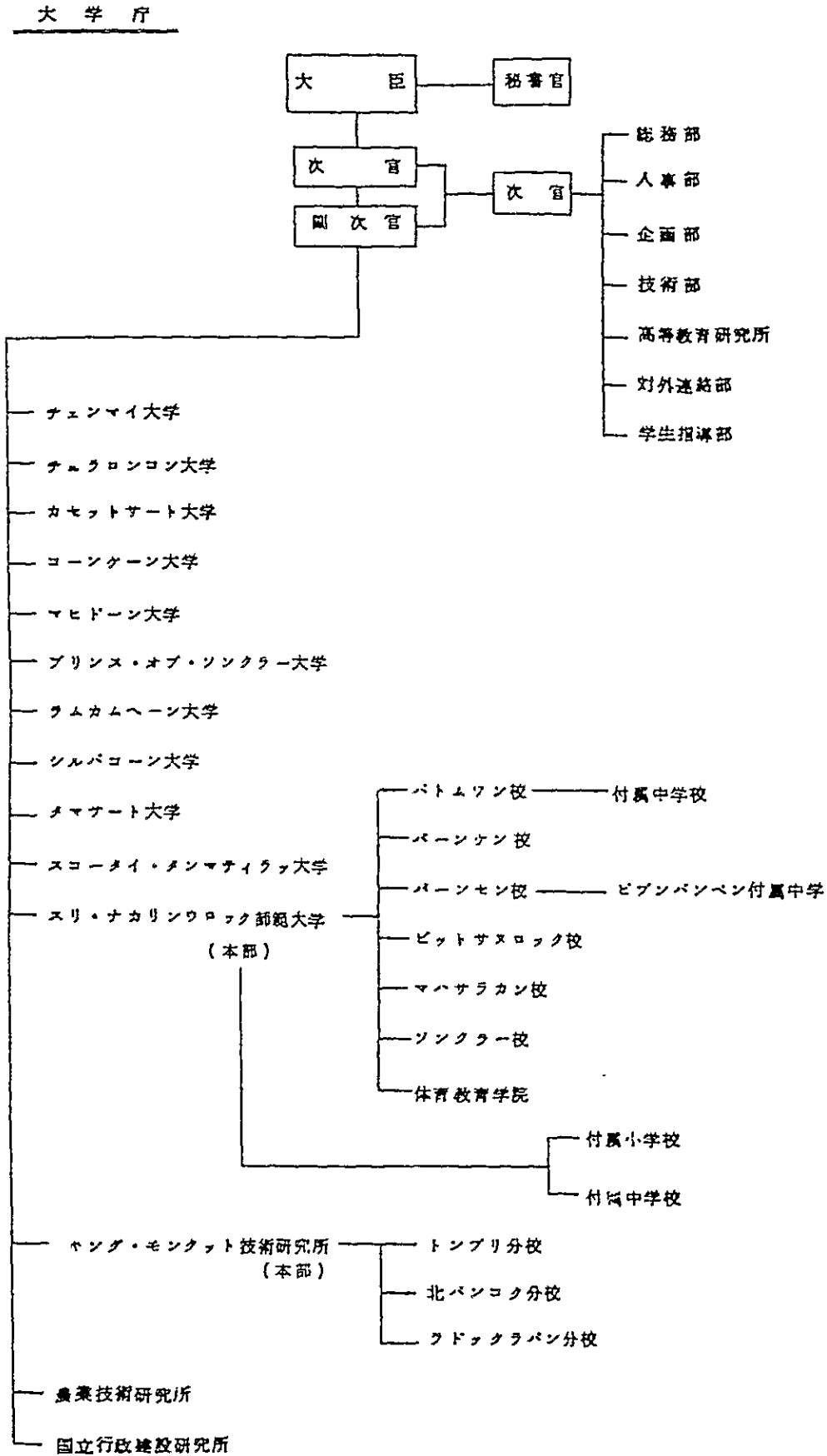
建設関係資料の整理と活用について、以下にその概要を説明する。

建設関係資料とは、建設事業の計画、実施、完了に至るまでの過程で生成される各種の文書、図面、写真、録音資料などを指す。これらは建設事業の進捗状況、コスト管理、品質管理、安全管理、環境管理などに重要な役割を果たしている。

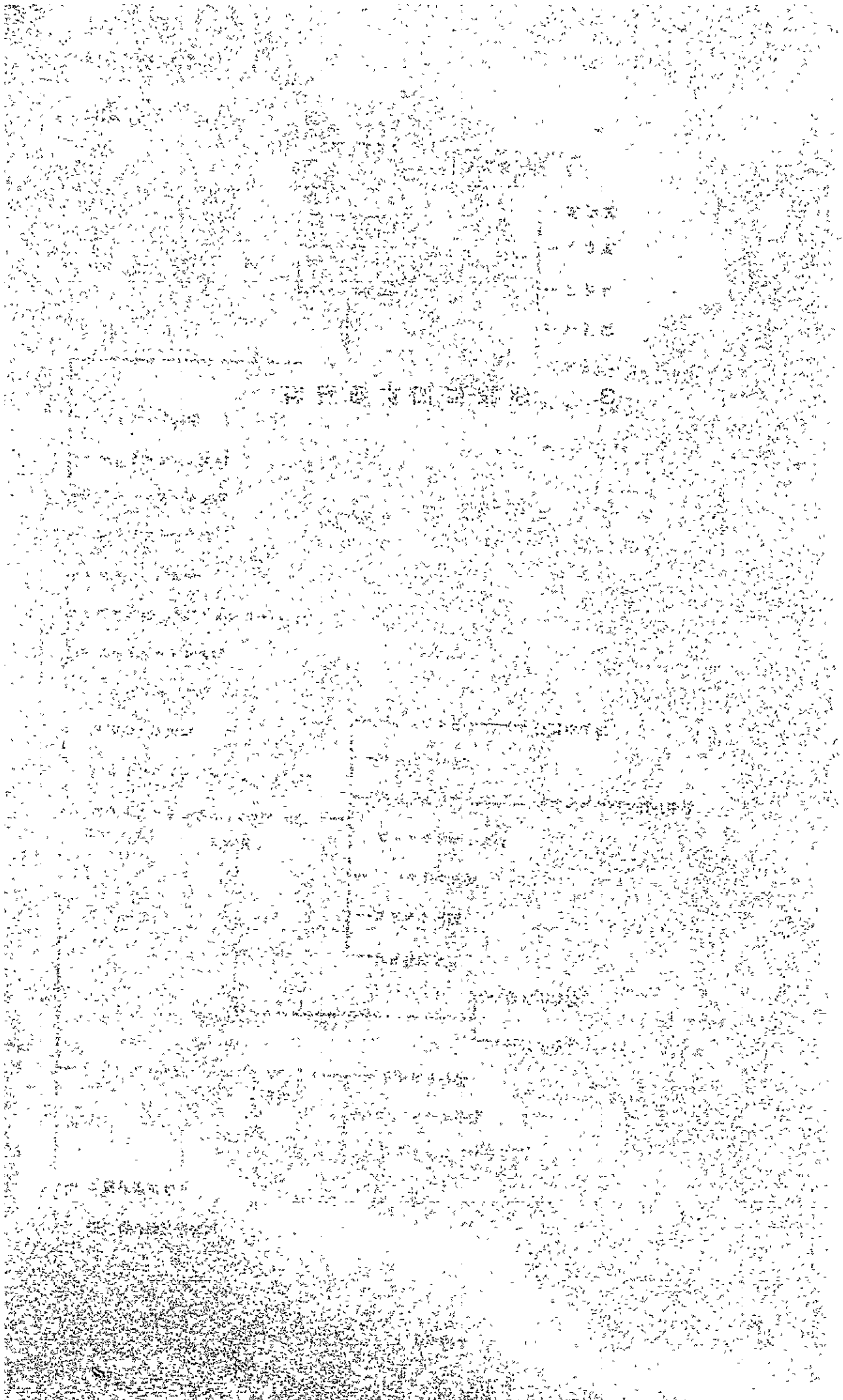
建設関係資料の整理と活用には、以下の点に注意が必要である。

- 1. 資料の収集と整理: 建設現場で発生する資料を体系的に収集し、整理する必要がある。
- 2. 資料の保存と管理: 収集した資料を適切に保存し、管理する必要がある。
- 3. 資料の活用: 収集した資料を効果的に活用し、建設事業の効率化と品質向上に貢献する必要がある。

建設関係資料の整理と活用は、建設事業の成功に不可欠な要素である。適切な整理と活用により、建設事業のリスクを低減し、コストを削減し、品質を向上させることができる。



### 3. 建設に関する資料



### 3 建設に関する資料

#### 3-1 タイ国建設業

建設業の動向及び状況についての資料は下記文献よりの抜萃である。

著作名：「タイ国経済概況について」 1980～1981版

出版：バンコク日本人商工会議所

第11章 産業

一建設業：最近の動向

：建設業界一

執筆者 秋口守国

#### 建設業

##### (1) 最近の動向

タイ国全体の産業に占める建設業の位置は、G N P構成比率では、1976年 4.0%、1978年 5.3%、就業人口比率では、1973年 1.4%、1977年 1.6%と決して高いものではない。建設業は1960年から70年代前半まで比較的好調に推移してきたものの、1974年の石油危機に端を発した世界的なインフレと経済活動の停滞により資機材の高騰及び建設工事発注量の激減による二重の苦難に遭遇した。特に75年のインドシナ情勢の激変・労働争議の類発・政権の不安定等は民間の設備投資意欲を著しく減少させた。景気振興を図るため、政府は積極的に公共事業を推進する方針を固め、75年はタンボン計画（地方公共事業振興計画）さらには、多目的ダム、かんがい、首都圏上水道、公共住宅さらに地方道路整備計画等を続々実施した。

76年後半から、77年にかけて民間企業の投資意欲は回復に向かい、商・工業建設・住宅宅地開発も徐々に大型化した。78年には「熟練労働者は中近東へゆき一般労働者も農繁期に帰郷するため建設労働者が不足気味となり計画的な工事進行に

支障をきたす」との声も出た。79年に入ると石油をはじめとする資機材の値上りが見込まれ事業の前倒し発注が盛んに行なわれた。さらに79年後半にはジーゼル油・セメントをはじめとする諸資機材の価格高騰と供給不安定により工事費は年間20%以上も上昇し、さしもの建設業の急成長にもブレーキがかけられる形となった。

現在政府等への建業業界の要望は

(イ)国内は過当競争気味であり国際入札へ積極的に参加すべく入札等に関するボンド保証を与えてほしい。

(ロ)ジーゼル油を中心に、諸資機材の値上りが著しいので全ての政府発注事業には“エスカレーション・クローズ”を付してほしい。

(ハ)建設工事は一般に、業者の資機材手当てのため支出が先行しがちであり、これを救済するため、特別な短期クレジットを供与してほしい。

といったことである。しかし(ロ)、(ハ)につき満足しうる回答をひき出すには至っていない。

政府はタイ建設業界の長期的な育成とかつ、適格・適質な工事完成を図る意味で建設業法 (Construction Profession Control Act, BE2522) を1979年5月に公布し、80年中に実施する意向である。この法の狙いは建設業者が所定の期限内に、所定の質を有する建設工事を完了させ引渡すことにある。建設業研究所(The Construction Contractors Institute of Thailand) は建設業者ではなく建設法人であって、タイ人が運営管理し適正な財務内容を有し、相応の技術者・機材を保持している。また所定の建設工事実績を持つ旨記した報告書の提出を受け、報告書の内容審査の上グレードを付すことにしている。これにより発注者は発注する工事規模、技術的な難易度に応じ上記グレードから適格と思われる業者を安心して選定出来る様になる。また受注者が契約を遂行出来なかった場合はペナルティ・クローズによりグレードを下げられる罰を受ける。この建設業法の公布につき、中小建設業者は競争が減るため工事費は上昇し、発注者にとり必ずしも歓迎されるものではないと表明している。しかし入札時の業者選定ネゴ及び工事中の膨大なクレームレターの処理等による遅れは工事費の増加を招き、結局は発注者の負担にもなっているはずである。ヨーロッパ的色彩の濃いタイの建設業界も冷静にかつ大きな立場から自国の発展への貢献度を思考する時代に立たされていることを認識すべきであろう。

なお日系建設会社は79年以降の激しい資機材上昇にも拘らず、政府系の大工事の他は、エスカレーション・クローズを有していない。このため契約内容のしっかりしたものでなければ、大規模ないしは長期的な工事の応札にはかなり慎重にならざるを得ない。また民間工事については中規模でかつ工事期間の比較的短い案件を積極的に受注することによりこの不安定な時期を乗り切りたい意向の様である。

表11-7-1 建設業の対前年度成長率

年 度	1976	1977	1978	1979	1980
成長率(%)	17.7	19.2	13.5	10.0 <sup>(1)</sup>	9.0 <sup>(2)</sup>

(1)は推定値

N.S.O資料

(2)はバンコク銀行による推定値

表11-7-2 民間・公共事業量及び比率  
(単位 1972年価格 100万バーツ)

		1974	1975	1976	1977	1978
民間	量	5,140	5,357	5,506	6,753	7,624
	比率	69%	62	55	56	56
公共	量	2,319	3,157	4,516	5,194	5,936
	比率	31	38	45	44	44
計		7,459	8,514	10,002	11,947	13,560

NESDB資料

表11-7-3 70年代日系企業による主な建設工事等

(単位 100万円)

工 事 名	契約年	契約金額	契約者(現地法人を含む)
ターチャン橋建設	71	2,460	大林組、住友建設
シーサチャナライーデンチャイ道路建設	71	1,356	間組
タイメロンテキスタイル繊維工場新築	73	3,451	大林組
タイセントラルケミカル肥料工場新築	75	1,150	大林組
ルンビニポンプステーション建設	76	1,635	大林組
上水道シールド建設	76	7,054	西松建設
バンケン浄水場建設	77	2,150	大林組
上水道シールド建設	77	2,255	西松建設
ピサノロックかんがい事業	77	3,229	西松建設
タンブラポンプステーション建設	77	1,764	大林組

### 3. 建設に関する資料

上水道トンネル建設	77	4,144	大林組
バンコク銀行本店新築	78	8,050	大林組
バンコク都市高速道路建設	79	6,672	住友建設
カセサート大学研究棟等新築	79	1,180	竹中工務店
三菱自動車組立工場新築	79	1,306	竹中工務店
バンコク都市高速道路工事(Ⅱ)	80	5,392	住友建設
カセサート大学教室棟等新築	80	2,106	竹中工務店
バンチャオネン水力発電計画施工監理	74	1,058	電源開発
ローアー・クワイヤイ設計事業	77	217	EPDCインターナショナル
バタヤ地区基盤整備事業計画	77	336	バシフィックコンサルタント
メクロン河かんがいマスタープラン	77	347	三裕コンサルタント
パワープラントバージ施工監理	79	420	EPDCインターナショナル
ドンムアン空港拡張計画	80	708	日本空港コンサルタント
チャオピヤ河農業開発計画	80	128	三裕コンサルタント

なお建設業の対前年度成長率を表11-7-1、民間公共事業量及び比率を表11-7-2、70年代日系企業による主な建設工事を、表11-7-3に掲げる。

#### (2) タイの建設業界

タイ建設業協会(Thai Contractors Association)によれば建設会社数は数千社に及びその内中規模以上の273社が同協会に加盟している。建設業の推定従事者数約33万人(日本は530万人)、1978年の完成工事高は約13億米ドル(同、1800億米ドル)であり、主要な建設会社の資本金は1,000から3,000万バーツ(同、100から330億円)常備職員数は100から600人(同、5,000から12,000人)程度である。

タイ建設業・コンサルタント業全般を眺めその特色を掲げれば、

(イ) 発展途上国として、建設技術は比較的高い。

(ロ) 欧米及び日系建設合併企業に互し、タイ建設会社も大規模事業の施行能力を有する。

(ハ) 建設会社全般として、同族ないしは数名の主要メンバーによる共同経営形態が多く、閉鎖的な色彩を強く有する。

(ニ) コンサルタント業はヨーロッパ系との合併が伝統的に強く、また大規模工事応札にあたって積極的に提携する傾向が強い。

(秋口 守国)



3-2 建築家・建設業者

タイ国には建築家協会・建設業協会及び技術士協会がある。これらの協会に加盟している個人・団体は建築で85会員、建設で約300会員である。加盟者の大半は首都バンコクに居を構えている。

資料として、建築家、建設業者名を添付する。

- 1) バンコク首都圏内コンサルタント
- 2) 全 上 建設業者
- 3) 主要建設業者の経歴
- 4) ローカル建設業者
  - a) コン・ケン
  - b) ナコン・サワン
  - c) ナコン・シタマラート

上記-1), -2)は " The Siam Chronicle " からの抜萃である。

3-2-1) バンコク首都圏コンサルト

**Architects, Engineers, Builders**

\*\*\*\*\*

- AEP Architects LP  
392/18 Siam Square Soi 5  
Rama 1 Rd Tel 251-7715
- ACT CONSULTANTS CO LTD  
Bangkok Insurance Bldg  
302 Silom Rd Tel 234-1140 Ext 292
- Aesthetic Co Ltd  
4/5 Paholyothin Rd Tel 278-4041
- Anderson Architects LP  
5/5 Lardprao Rd Tel 511-1711
- Architect Dipl Ing Pricha Suriyamongkol  
and Associates Co Ltd  
65/12 Ramkhamhaeng Rd Tel 314-3645
- Architecture & Interior Design Inc  
93-5 Bangkok Bazaar Tel 251-4189
- Associated Siam L.P.  
*General Contractors, Architects, Engineers.*  
461/94 Arun Amarin Road, Bangkok.  
Tel. 424-4822-6.
- Pichai Tanchawal, Manager
- B & Son Corporation  
916/3-4 Soi 55 Sukhumvit Rd  
Tel 391-2212
- Bouhey Robert & Associates Co Ltd  
489 Sukhumvit Rd  
Tel 391-9669
- Casa Co., Ltd.  
*Architects, Engineers, Builders.*  
71 Soi Nana Tai, Sukhumvit Road,  
Bangkok 11. Tel. 252-5625
- Krisda Arunvongse, Chairman
- CHRISTIANI & NIELSEN (THAI) LTD  
1779 New Petchburi Rd Tel 251-4111-8
- Chuchawal-De Weger International Co Ltd  
87 Sukhumvit Rd Tel 251-5222
- Civil Design Co Ltd  
1212/2 Rama 4 Rd Tel 286-8229
- Colleague Co Ltd  
107/15 Soi Inthamara 3  
Suthisarn Rd Tel 279-4031
- Dan Wongprasat Architect  
66 Soi Prongjai Tel 286-0148
- De Leuw Cather International  
198/5 Rama 6 Rd  
Tel 278-3405-6
- Design 103 Co Ltd  
87 Soi 5 Sukhumvit Rd Tel 251-5222
- Duang Thavisakdi Chaiya and Associates LP  
Chongkolnee Bldg, 56 Surawongse Rd  
Tel 233-3240
- Estate Engineering and Development Co Ltd  
Cathay Trust Bldg 1016 Rama 4 Rd  
Tel 234-4885
- Four Aces Consultants Co Ltd  
161/1 Soi Mahadlek Luang 3  
Rajdamri Rd Tel 252-8331
- Francois Montoccho Architects Engineers  
(FMA) Co Ltd  
403/21 Soi Surasena Silom Rd  
Tel 233-2650
- GERSON & SONS LTD  
287 Silom Rd Tel 234-2914-7
- Italian-Thai Development Corp Ltd  
2013 New Petchburi Rd Tel 314-6101
- Inter Architect Co Ltd  
231/15 Soi Sarasin Rajdamri Rd  
Tel 252-4814
- Jain Skontanarak Architects Co Ltd  
55/1 Soi Thonglor 25 Sukhumvit Rd  
Tel 392-6261
- Kaos Architectural & Engineering  
Consultants LP  
420/5-6 Siam Square Soi 1  
Rama 1 Rd Tel 251-9577
- Krungthep Engineering Consultants Co., Ltd.  
(K.E.C.)  
*Engineers, Architects.*  
"K" Bldg, 4th floor,  
22/11 Viphavadi Rangsit Super Highway,  
Samsen Nai, Bangkok 4.  
Tel. 277-0149, 277-4528.
- Tanom Kladkaew, Managing Director
- LAND MARINE ENGINEERING CO LTD  
57/5-7 Wireless Rd Tel 252-0730
- Lyon Associates Inc  
Chokchai Bldg 690 Sukhumvit Rd  
Tel 391-9141-2
- MH Planning and Development Co Ltd  
119 Mahaesak Rd Tel 235-9553
- Metric Co Ltd  
61 Kasemraj Rd Tel 286-9344
- Metropolitan Engineering Consultants Co Ltd  
19/2 Soi 23 Sukhumvit Rd  
Tel 392-4505

**Nishida Architectural Engineering L.P.**  
 615/1-2 Phrasumain Road, Bangkok 2.  
 Tel. 281-5513-6  
 Cable : NISHIDA Bangkok  
 Telex : PARAWIN TH  
 S. Nishida, Managing Director

**P Visavakarn Press LP**  
 39-40 Siriphongse Rd Sao Chingcha  
 Tel 222-0595

**PC Associates Architects & Engineers LP**  
 110/1 Damrongrak Rd Tel 281-7208

**PIP & Associates**  
 1221/23 Soi Sethabutr Sukhumvit Rd  
 Tel 391-9171

**Pacific Construction Co Ltd**  
 457 Sukhumvit 55 Rd Tel 391-3486-7

**Plan and Development Co Ltd**  
 130-130/1 Silom Rd Tel 235-8934

**Praphas Suthisamphat Office**  
 184 Charoen Nakorn Rd Tel 468-0929

**Praphat Yupraphat and Associated Architects**  
 65 Soi Rajakroo Paholyothin Rd  
 Tel 279-2906

**Rifenberg & Rirkrit Architects Co Ltd**  
 1037 Ploenchit Rd Tel 251-6526

**Sab Construction LP**  
 120/38 Rajrarop Rd Tel 251-0074

**Seven Associate Co Ltd**  
 61 Kasemraj Rd Tel 286-8763

**Santhaya and Associates**  
 8/1 Soi 41 Sukhumvit Rd  
 Tel 391-3945

**Sino-British Ltd**  
 287 Surawongse Rd Tel 234-7870-4

**Sino-Thai Engineering & Construction Co Ltd**  
 Manabhan Bldg 308 Silom Rd  
 Tel 234-2407-9

**Sippa Architectural & Design Consultants**  
 1037 Ploenchit Rd Tel 252-9850-9

**Studio 54**  
 54 Soi Rubia Sukhumvit 42 Rd  
 Tel 391-1990

**Thai DCI Co Ltd**  
 198/5 Rama 6 Rd Tel 278-2515

**Thai Ohbayashi Corp Ltd**  
 Thaniya Bldg 62 Silom Rd Tel 234-8261

**TT Consult**  
 207-9 Rajvithi Rd Tel 241-0856

**Universal Engineering Consultants Co Ltd**  
 81 Sukhumvit Soi 2 Sukhumvit Rd  
 Tel 251-3850

**Visarut Construction Co., Ltd.**  
*Engineers & Contractors.*  
 1533/1 Sukhumvit Road, Opp. Soi 46,  
 Bangkok 11. Tel. 391-2832, 391-6405  
 Cable : VISCON Bangkok

Kasem Tanpharaj, B.sc., Managing Director  
 Phorn Phungphol, Assistant Manager  
 Boonthong Im-Erbsin, Architect  
 Sakol Uwanno, M.Sc., Chief Engineer  
 Phansak Patnapanpong, B.Sc., Engineer  
 Yongyuth Apijirarat, Engineer  
 Prasong Na Ranong, Controller  
 Thavat Paratanawongse, Chief Accountant  
 Veervan Tanphairoj, Cashier  
 Poranee Donavanik, Secretary  
 Phadung Phornka, Procurement

**A T ENTERPRISE LP**  
 GPO Box 284 Bangkok Tel 233-8083-4

**Bangkok Construction Co Ltd**  
 2038 Sukhumvit Rd Tel 311-0111

**CHRISTIANI & NEILSEN (THAI) LTD**  
 1779 New Petchburi Rd  
 Tel 251-4111-8

**Four Aces Consultants Co Ltd**  
 161/1 Mahadlek Luang Soi 3  
 Rajdamri Rd Tel 252-8331

**Pacific Architects and Engineers Co Ltd**  
 1032/1-5 Rama 4 Rd Tel 286-3833

**Robert G Boughey & Associates Co Ltd**  
 489 Sukhumvit 27 Rd Tel 391-2791

**Sakol Sathapat Co Ltd**  
 Kiat Nakin Bldg 78 Bush Lane  
 Charoen Krung Rd Tel 234-2740

**Thai Burin Co Ltd**  
 1575/1 New Petchburi Rd  
 Tel 251-6675-9

### 3. 建設に関する資料

- Damrong Construction Co., Ltd.  
*Construction Contractors.*  
3rd floor, 182-184 Pathumwan Square,  
Bangkok 5. Tel. 252-7187, 252-7520.  
Thongchai Lavansiri, Manager
- Domchai Construction ROP  
528 Bamrung Muang Rd Tel 223-9208
- Dynamic Co Ltd  
297 Rama I Rd Tel 252-0825
- Eastman Thailand Ltd  
39 Soi Charoen Mitr Ekamai Rd  
Tel 391-0048
- Economic Construction Co Ltd  
7 Soi Sangchan Sukhumvit Rd  
Tel 252-8643
- EDEN CO LTD  
81-83 Indramara 22  
Suthisarn Rd Tel 277-0301
- Engineering Management System Corp Ltd  
279 Bangkok Bazaar Center  
Tel 252-4303
- Faspac Corporation Co Ltd  
5 Patpong 2 Rd Tel 234-9802-3
- Feed Engineering Consultants Co Ltd  
35 Soi 23 Sukhumvit Rd Tel 392-5379
- Gamma Construction Co., Ltd.  
*General Contractors.*  
354/2 Soi Ekamit, off Ekamai Road,  
Bangkok 11. Tel. 391-5840  
Payon Tunhikorn, Managing Director  
Poonsri Unenanond, Managing Director  
Suchart Sermvitayakul, Accountant
- General Marketing & Supply LP  
340 Soi 8 Arkarnsongkroh Klongchan  
Tel 377-7797
- GERSON & SONS LTD  
287 Silom Rd Tel 234-2914-7
- Hawaii Furniture & Construction Co Ltd  
426-430 Phya Thai Rd Tel 252-6895
- Honest Machinery Ltd  
125-7 Soi Asoke Sukhumvit Rd  
Tel 392-5894
- Hongkong Construction Co Ltd  
2204/5 Chan Rd Tel 286-1527
- Italian-Thai Development Corp Co Ltd  
2013 New Petchburi Rd Tel 314-6101
- JFB Co Ltd  
1221/4 Soi 61 Sukhumvit Rd  
Tel 391-8266
- JML Thailand Ltd  
Chokchai Bldg 690 Sukhumvit Rd  
Tel 391-8011
- Jardine Matheson & Co (South East Asia) Ltd  
1032/1-5 Rama 4 Rd Tel 286-9951
- K. Charoen Chai L.P.  
*Building Contractors, Structural Steel  
Specialists.*  
669 Soi Preecha, Sathupradit Road,  
Bangkok 12. Tel. 284-0265.  
Prakit Chantrakitivudhi, Manager
- Kallawis Engineering Co Ltd  
234 Soi Wat Mahawong  
Poochao Smingprai Rd Samut Prakarn  
Tel 394-1911
- Karn Chang Co Ltd  
10 Soi Rajakroo Paholyothin Rd  
Tel 279-2001-3
- Kay Thai Co Ltd  
2 Soi Suan Plu Sathorn Tai Rd  
Tel 286-0271
- Lak Construction & Transportation Co Ltd  
46/79 New Petchburi Rd Tel 314-7571
- Land & Marine Construction  
2109 New Petchburi Rd  
Tel 314-6328
- Lee Fiberglass Co Ltd  
21/8 Soi Paengern Bangna-Trad Rd  
Tel 393-5608
- Lin Heng Engineering LP  
1309 Chan Rd Tel 286-3081
- METAL CO LTD  
269/7 Chula Soi 32 Tel 214-0265
- Modular Construction & Supply Co Ltd  
65/12 Ramkhamhaeng Rd  
Tel 314-2710
- Mongkol Engineering Co., Ltd.  
*Engineering Service, Contractors.*  
1853-5 New Petchburi Road,  
Bangkok 10. Tel. 314-5642, 314-4653.  
Solos Ongcharit, Managing Director
- Muang Keo Engineering LP  
74/1 Soi Oovatana Poochao Smingprai  
Samut Prakarn Tel 394-1966
- Muratha Co Ltd  
9 Soi 33 Sukhumvit Rd Tel 392-2535
- NKC LP  
3/22 Soi 18 Sukhumvit Rd  
Tel 392-4449
- Nawarat Patanakarn Co Ltd  
58/3 Soi Ruamruedee Wireless Rd  
Tel 252-4994
- NICHIMEN CO LTD  
Thaniya Bldg 62 Silom Rd  
Tel 234-4940

## 3-2-2 バンコク首都圏建設業者

## Construction Contractors

\*\*\*\*\*

AS Associated Engineering Co Ltd  
1 Soi Yasoob 1 Vibhavadi Rangsit  
Tel 279-4890-4

AICE ENTERPRISES (THAI) CO LTD  
35/9 Chalermloke Trade Centre  
Rajdamri Rd Tel 252-6062

The Annex Motors Co Ltd  
2 Asoke Corner Sukhumvit 21 Rd  
Tel 391-2560

Asian Standard Construction Co Ltd  
1197/25 Soi Sa-ardphan Paholyothin  
Tel 278-2146

Architecture and Construction Co Ltd  
645/50-2 Petchburi Rd Tel 252-3601

Bangkok Construction Co., Ltd.  
*General Contractors, Designers*  
2038 Sukhumvit Road, Bangkok 11.  
Tel. 311-4444, 311-0579, 311-0478-9,  
311-1231, 311-1077, 311-0105-6,  
311-0015-9, 311-0475, 311-0477.  
311-0476. Cable : BACON Bangkok  
Telex : ATLANTIC TH2736

Somsak Vanaswas, Managing Director  
Somyos Vanaswas, Deputy Managing  
Director

Bangkok Housing Co Ltd  
1973 Phrakonong-Klongton Rd  
Tel 314-1090

Bangna Steel Works LP  
741 Soi Mitr Udom 2 Sukhumvit Rd  
Tel 393-0421

BERLI JUCKER CO LTD  
542/1 Ploenchit Rd Tel 252-4071

Bhromvivat Co Ltd  
121/4 Soi Mansin 4 Rama 6 Rd  
Tel 281-6507

Bird & Sons Inc  
25/12 Pibulsongkram Rd Tel 585-1131

Boon Ngan Construction Co Ltd  
2 Soi Lertsin 2 Sukhumvit Rd  
Tel 251-5200-1

Boonkiat Engineering LP  
588/9 New Charoenphol Rd  
Tel 282-3479

Brown & Root (Thailand) Ltd  
2044-8 New Petchburi Rd  
Tel 314-4904

Buan Heng Construction Co Ltd  
1867/1 Phrakonong-Lardprao Rd  
Tel 314-1277

Burapa International Co Ltd  
2/2 Soi Pikul Sathorn Tai Rd  
Tel 286-0677

C. Chaiyapatara Construction Co., Ltd.  
*(The Associated Commercial Co., Ltd.)*  
Construction Contractors.

511/1 Petchburi Road, Soi Rajatavee,  
Bangkok 4. Tel. 282-9661-2.

Charn Chaiyaphatranandha, Managing Director

Central International Co., Ltd.  
*Construction Contractors*  
306 Silom Road, Bangkok 5.  
Tel. 233-6930

Chass LP  
4791 Prachasongkroh Rd Tel 277-1483

Chatumit Construction Co Ltd  
8/12 Soi Uthairat Pradipat Rd  
Tel 279-0157

CHATHUMITR DEVELOPMENT CO.,LTD.  
*General Construction Contractors*  
613 Samyaek, Charoen Krung Road,  
Bangkok 1. Tel. 222-3764  
Cable : CHATHUMITR Bangkok  
Chana Chathurathaphol, Managing Director

CHRISTIANI & NIELSEN (THAI) LTD  
1779 New Petchburi Rd  
Tel 251-4111-8

Civil Construction Co Ltd  
121/4 Rama 6 Rd Tel 281-7769

Construction Enterprise Co Ltd  
116 Soi Susan Silom Rd Tel 235-9571-5

CONSTRUCTION AND ENGINEERING  
SERVICES CO LTD  
94 Sathorn Nua Rd Silom Tel 234-8730-2

### 3. 建設に関する資料

- Nishida Architectural & Engineering Ltd  
615/1-2 Panfah Bldg Phrasumain Rd  
Tel 281-5505
- Nontri Co.,Ltd.  
*Construction Contractors*  
Thai Financial Development Bldg.,  
42 Surawongse Road, Bangkok 5.  
Tel. 234-4226
- Somphong Chanthopas, Managing Director  
Nopawong Commercial LP  
1506-14 Krung Kasem Rd Tel 222-2550
- NYBYG Ltd  
74 Soi Langsuan Ploenchit Rd  
Tel 251-7874
- Onward Co Ltd  
303/4 Soi 63 Sukhumvit Rd  
Tel 392-4892
- Oregon Co Ltd  
1763-5 Sukhumvit Rd Tel 391-2216
- P Nantapolchaisiam Co Ltd  
26/17 Ekachai Rd Tel 468-4075
- PK Construction LP  
57/3 Wireless Rd Tel 251-1397
- PTC Engineering Co Ltd  
1/8 Vibhavadi Rangsit Super Highway  
Tel 579-3120
- Pacific Construction Co Ltd  
457 Sukhumvit 55 Rd Tel 391-3486-7
- Panyamitr Co Ltd  
15 Soi Chayawat Vuthakart Rd  
Tel 468-2230
- Pathumthani Concrete (Paco) Co Ltd  
1339 Pracharaj I Rd Tel 585-1334
- Phanuphap Co Ltd  
115-6 Prachachuen Rd Tel 585-1959
- Phatra Housing Co Ltd  
2-4 Prucksachart Village  
Sukhapibal 3 Huamark Tel 377-3970-2
- Plangchai Karnchang LP  
74/52 Sribamphen Rd Tel 286-9509
- Pong Pat Enterprise (PEC) Co Ltd  
18/75 Soi 19 Paholyothin Rd  
Tel 511-2991
- Pong Sang Construction LP  
666/35 Charansnidvongs Rd  
Tel 424-4508
- Power Management LP  
821 Prachachuen Rd Tel 585-8402
- PPC Engineering Co Ltd  
146 Linchec Rd Tel 286-6157
- Prasertchai Service LP  
2/46-47 Petchkasem Rd Bangkokyai  
Tel 465-1926
- Rungseree Construction LP  
857-9 Vorarat Shopping Centre  
Tel 286-2039
- S Bangkok Engineering LP  
49/5-6 Suthisam Rd Tel 277-3270
- S Sirisuk Co Ltd  
1094/14 Phaholyothin Rd  
Tel 278-1821-2
- SKC LP  
4 Soi 5 Scri-4 Hua Mark Tel 314-0672
- Saha CM Enterprise Co Ltd  
11 Sathupradit Rd Tel 284-1221-3
- SAHAKOL ENGINEERS CO.,LTD.  
*Construction Contractors for Government Agencies*  
Chokchai Bldg., 5th floor,  
690 Sukhumvit Road, Bangkok 11.  
Tel. 392-9132, 391-8362
- Santhan Suriyakham, Managing Director  
Sahapornlim Karnchang LP  
2349/1-2 Charoen Krung Rd  
Tel 289-2059
- Sahasak (1975) Co Ltd  
1010/8 1010/17 Rama 4 Rd  
Tel 233-2758
- Sakol Sathapat Co Ltd  
78 Bush Lane Siphya Rd  
Tel 234-2740-4
- SATHORN BRIDGE JOINT VENTURE  
422 Soi Gaysorn Charoen Krung Rd  
Tel 235-7198-9
- Santad Boo Nam Lee Engineering & Construction LP  
4095-7 Rama 4 Rd Tel 391-7108
- Seri Chai Building Materials LP  
1515 New Petchburi Rd Tel 252-6244
- Siam Building Contractor 1971 LP  
522/60 Paholyothin Rd Tel 279-5791
- Siam Civil Engineering Co Ltd  
1665/8-9 Paholyothin Rd Tel 279-6200
- Siam Industrial Promotion Co.,Ltd.  
*Construction Contractors, Technical Consultants, Architects*  
Siam Center Bldg., 4th floor, Room 421  
965 Rama 1 Road, Bangkok 5.  
Tel. 252-2688, 251-9650-1
- Suthep Phanasomburn, Managing Director
- Siam Kyowa Co., Ltd.  
*Construction Contractors*  
Rajdamri Arcade, 9th floor,  
95 Rajdamri Road, Bangkok 5.  
Tel. 251-7651, 251-4332.
- M. Kaneko, Managing Director

- Siam Machinery Co Ltd**  
Nai Lert Bldg 87 Sukhumvit Rd  
Tel 251-8464-6
- Siam Progressive & Development Corp Ltd**  
32 Soi 26 Sukhumvit Rd Tel 391-0023
- Silom Shinghai Furniture & Construction Co Ltd**  
807 Silom rd Tel 234-6214
- Sin Panakij Co Ltd**  
189/62 Phrapinkao Tel 424-2520
- Sino-British Ltd**  
287 Surawongse Rd Tel 234-7870-4
- Sino-Thai Engineering & Construction Co Ltd**  
308 Silom Rd Tel 234-2407-9
- Siphya Construction Co Ltd**  
1096 Charoen Krung Rd Tel 234-3776
- Siphya Curio & Furniture Co Ltd**  
1096 Charoen Krung Rd Tel 234-3776
- Southeast Asia Construction Co.,Ltd.**  
*Building Contractors, Estate Developers*  
1741-43 Rama IV Road, Bangkok 5.  
Tel. 251-0155 (4 lines)  
Cable : SEACON Bangkok
- Srimuang Construction Co Ltd**  
U Chuliang Bldg 968 Rama 4 Rd  
Tel 233-6650
- Srinakornmahachai Construction LP**  
247/3-4 Soi 71 Sukhumvit Rd  
Tel 392-4727
- Stancon Co Ltd**  
119 Soi 55 Sukhumvit Rd  
Tel 391-3950
- Stramit Board Co Ltd**  
1100/11 Rama 4 Rd Tel 286-7514
- Subcon International Ltd.**  
*Construction Contractors*  
390/32-33 Sukhumvit Soi 18,  
Bangkok 11. PO Box 11-1576  
Cable : BANLEY Bangkok  
Tel. 392-2234, 392-2450
- Chanintr Kittichaiwong, Managing Director
- Sumitomo Construction Co Ltd**  
Olympia Thai Bldg 956 Rama 4 Rd  
Tel 234-0772-3
- Summit Construction LP**  
2201 Sukhumvit Soi 71 Tel 314-7938
- SYID THAILAND ENGINEERING LP**  
Nai Lert Bldg 87 Sukhumvit Rd  
Tel 252-7389
- TCl International Co Ltd**  
92 Vibhavadi Rangsit Super Highway  
Tel 277-1211
- Tanarak Co Ltd**  
14 Sub Rd Siphya Tel 234-4618
- Tetra Thai Engineering & Construction Ltd**  
73/2 Soi Wat Suansom Poochao  
Smingprai Rd Samut Prakarn  
Tel 394-0387
- Thai-British Trading Co Ltd**  
663-5 Mahachai Rd Tel 222-5131-5
- Thai Civil Engineering & Construction Co Ltd**  
123 Saladaeng Rd Tel 234-6503
- Thai General Supply L.P.**  
*Manufacturer of Ebonite Powder, Battery Separators, Calcium Carbonate, Glass Powder. Industrial Consultants.*  
1701/8 Paholyothin Road,  
Bangkok 4. GPO Box 156.  
Tel. 511-0877, 511-4240.  
Cable : GENSUPPLY Bangkok  
Kchit Sankhavasī, President
- Thai Japan Construction Co.,Ltd.**  
*General Contractors*  
Chongkolnee Bldg., 4th floor,  
56 Surawongse Road, Bangkok 5.  
Tel. 233-6115, 234-6679, 234-0931,  
234-0932, 234-9721  
Cable : NISHIMATSU Bangkok  
Telex : NITHAI TH82883
- THAI MEIDENSHA CO LTD**  
Prinya Bldg 544/11 Ploenchit Rd  
Tel 252-1682
- Thai Nisshin Plant Co Ltd**  
11 Sathupradit Rd  
Tel 284-1266-7
- Thai Ohbayashi Corp.,Ltd.**  
*General Contractors, Architects & Engineers*  
Thaniya Bldg, 3rd floor,  
62 Silom Road, Bangkok 5.  
Tel. 234-8261, 233-1677, 233-6386,  
233-0888, 234-4616  
Cable : OHBAYASHI Bangkok  
Telex : 82707 OHBAYASHI TH  
Sukeyoshi Morishita, President
- Thai Parkdee Phanich Co Ltd**  
112 Soi Chula 60 Rama 4 Rd  
Tel 251-6413

### 3.建設に関する資料

- Thai Rock Products Co.,Ltd.**  
*Construction Contractors, Distributors of  
Construction Materials, Deep Well Contractors*  
25/12 Pibul Songkram Road,  
Bangkok 8. GPO Box 1409  
Tel. 585-1131-5, 585-2295  
Cable : THAIROCK Bangkok  
Telex : THAIROCK TH2586  
William H. Bird, Managing Director
- Thai Sumicon Co.,Ltd.**  
*Construction Contractors*  
Olympia Thai Bldg., 3rd floor,  
956 Rama IV Road, Bangkok 5.  
Tel. 234-0772-3, 233-4563  
Tarsuhiko Tamaru, Managing Director
- Thai Takenaka International Ltd.**  
*General Contractors*  
Boonmitr Bldg., 5th floor,  
138 Silom Road, Bangkok 5.  
Tel. 233-3246, 233-3837, 234-0072,  
234-4501, 234-5314, 234-8718.  
Cable : KENTAKY Bangkok  
Telex : TAKBKK TH82545  
Hiroshi Yamada, General Manager
- Thai Virawat Co Ltd**  
12-4 Padungdao Rd Tel 221-2201
- Thai Universal Engineering Co Ltd**  
92/18-21 Lam Luang Rd  
Tel 281-3244
- Thonglor Construction LP**  
866-70 Sukhumvit Rd Tel 392-9113
- Tropical Equipment Co., Ltd.**  
*Government Contractors. Importers &  
Distributor of Construction & Farm  
Machinery.*  
26 Soi Ton Son, Ploenchit Road,  
Bangkok 5. GPO Box 2378  
Tel. 251-2305, 252-8150  
Cable : TROPICS Bangkok  
Telex : 82090 TROPICS TH  
Vinit Ruthirakanok, Managing Director  
Charoon Meedesha, Executive Director
- Trust Prestressed Concrete Co Ltd**  
143 Paholyothin Rd  
Tel 521-0167-8
- Unico Estates Co.,Ltd.**  
*Construction Contractors*  
550 Ploenchit Road, Bangkok 5.  
Tel. 252-8041-2, 252-9161  
Yangyong Tangchitnob, Managing Director  
Sompong Meesomchai, Manager
- Union Development Co Ltd**  
Rajdamri Arcade 95 Rajdamri Rd  
Tel 251-9136-9
- United Commercial & Industrial Ltd.**  
*Construction Contractors*  
S.E.I. Bldg., 12th floor,  
315 Silom Road, Bangkok 5.  
Tel. 234-9161, 234-6244-6  
Cable : AMICO Bangkok  
Telex : TH82281  
Kiati Eurchukiati, Managing Director
- United Construction Co.,Ltd.**  
*General Construction Contractors*  
175 Visutkasat Road, Bangkok 2.  
Tel. 281-2458-9, 282-8239  
Prasert Footrakul, Managing Director
- United Nimit Co Ltd**  
81 Mansion 10 Rajdamnern Ave  
Tel 281-6572
- V Engineering Construction LP**  
2 Soi Soonvijai 10 New Petchburi Rd  
Tel 314-4046
- V Udom Construction LP**  
314/17 Sri Ayudhya Rd  
Tel 282-8232
- VT Construction and Heavy Equipment  
Service**  
1502/1-3 New Petchburi Rd  
Tel 252-6681
- VATANA PHAISAL FACTORY**  
368 Sukhumvit Rd Tel 393-0172
- Vianini S.p.A.**  
*Construction Contractors.*  
Sarasin Bldg., 14 Surasak Road,  
Silom, Bangkok 5. Tel. 233-2330.  
Telex : VININI TH82505  
M. Ciliberto, Administrative Manager
- Vichitbhan Construction Co., Ltd.**  
*Construction Contractors.*  
2044 Chavananand Bldg.,  
New Petchburi Road, Bangkok 10.  
Tel. 314-4101-5  
Cable : VICHITBHAN Bangkok  
Telex : 87653 VICHIT TH  
Vichit Chavananand, Chairman  
Pitsanu Chavananand, Managing Director  
Visavakit Patana Corporation Ltd  
215/148-9 Pracharaj 1 Rd  
Tel 585-5592



Vivat & Patrnrs LP  
685-9 Siphya Rd Tel 234-3324

Vorakit Co Ltd  
52 Soi Langsuan Ploenchit Rd  
Tel 252-5725

Wanochai Construction Co Ltd  
1574/3-4 Sukhumvit Rd Tel 311-1466

Watana Engineering LP  
38/7-8 Soi Anumarnrajdhon  
Surawongse Rd Tel 235-4971-4

## 3 - 2 - 3 主要建設業者の経歴

	Name	Established	Capital	Employees	Project Completed
1.	Christiani and Nielsen(Thai) Ltd.,	1930. 9	12	200	Southern Highway(600, 1974) Airport, Udonthani, Chengmai etc. (500, 1969)
2.	Delta Engineer & Construction Co., Ltd.,	1968. 1	12	60	Sugar Factory ( 100,1976)
3.	Italian Thai Development Corp. Ltd.,	1958. 8	32	600	Klongtoey Harbor Kra-Siew Dam ( 300, 1977)
4.	Pacific Construction Co., Ltd.,	1965. 8	3.4	50	Sea-Gull Village( Kasetsart Univ. Bldg. ( 13, 1979)
5.	Thai Ohbayashi Corp.	1974. 5	10	300	Teijin (112, 1977) TCCC ( 95, 1978) Suzuki ( 43, 1978) Mobil ( 43, 1978)
6.	Bangkok Construction Co.,	1959.10	5	130	New National Assembly (100, 1974) Medical Science Bldg. ( 100, 1969)
7.	Boon Ngam Construction Co.,	1952.10	5	30	Thai Sugar Factory (40, 1979) Metropolitan Cement Factory (50, 1974)

3.建設に関する資料

8.	Construction and Engineering Service Co.,	1964. 4	5	120	President Hotel(122, 1977) "Cook" Factory( 40, 1979)
9.	Silom Shanghai Furniture & Construction Co., 2346213)	1976. 2	5.6		City Hall ( 15, 1978) Education Development Center (15, 1978)
	Name	Established	Capital	Employees	Project Completed
10.	Sino-Thai Engineering	1967. 6	8	600	Supply Fabrication Radial Gate (2850, )
11.	Sri Muang Construction Co.,	1970. 2	2.5	12	Local Telephone Station (50, 1975) Ramkhumhaeng Univ. (19, 1979)
12.	Thai Japan Construction Co.,	1963.10	5	116	Kaset-care-lai Highway (74, 1977) Segment Processing Factory for Water Supply (61, 1978)
13.	Thai Sumicon Co.,	1972.10	2	30	Sanyo Bldg.(30 ) Siam Yamaha(10 )
14.	Union Development Co.,	1962. 2	5	160	UN ESCAP Bldg. (76, 1976) Australian Embassy (150, 1979) Community Housing (69, 1979)
15.	Panyamitr Co., Ltd.,			25	Thai Development Bank Ltd.
16.	Sombati & Sons Ltd.			10	Suras Thani Provincial Hospital O.P.D.

3-2-4 ローカル建設業者

a) コン・ケン

建築設計事務所

- Theerakul Srichantapong (Architect)
- B. Standard Engineering Office

上記2社建築家協会加盟

建設業者

- Karasin Construction Co., Ltd.
- Khonkaen Civil Engineering Co., Ltd.
- Khonkaen Kiwattana Co.
- Khonkaen Jarat Chang Co.

上記4社の職員数は15名程度である。

b) ナコン・サワン

建設業者

- Porn Sawad Construction Co.
- Sri-Burapa Construction Co.
- Choak Suk Karn Construction Co., Ltd,

以上大手業者職員20人程度

- Soombat Conctruction Co,
- P. Udomchair Construction Co.

c) ナコン・シ・タマラート

建設業者

- Suthon Construction Co, Ltd.
- Phanit Karn Mai Ltd,
- Nakorn Tanasin Ltd,
- Suwtiparp Ltd,

以上大手である職員数は30～40人(うち技術者3～5人)

である。年間工事高は約3,000万バーツである。

3-3 労務事情

労務事情についての資料は下記文献よりの抜萃である。

出所：「タイ国経済概況について」 1980～1981版

出版：バンコク日本人商工会議所

第9章 物価・労働・賃金

一雇用

一労働条件

一労働管理、労使関係

執筆者 吉田 修

雇 用

(1) 労働力調査によって1978年におけるタイ国の就業構造をみると次のとおりである。まず総労働人口は2189万人であり、これは総人口4,529万人の48%にあたる。これら労働力のうち、なんらかの仕事に就いている就業者は2,174万人であり、失業者は16万人、労働力に対する割合（失業率）は0.7%となっている。

産業別に就業状況を見ると、就業者の%が農林漁業に就業しておりつづいてサービス業、商業に就業している者の割合が高い。製造業就業者はタイ国の工業化の進展とともに着実に増加しているとはいえ148万人で就業人口の6.8%を占めるに過ぎない（表9-2-1）

従業上の地位をみると、自営業主が35%、家族従業者が48%と圧倒的比重を占め、雇用労働者は16.5%、428万人である。このうち非農林業雇用労働者は338万人であるが、その内訳は公務員、政府企業関係54万人、民間企業関係244万人となっている。これら雇用労働者はバンコク・トンブリ地区をはじめ地方の都市部に集中しており、その大部分が下級小学校4年以下の教育しか受けていない未熟練労働者である。

(2) 統計上の失業率は0.7%であるが、潜在失業(労働時間が短い、賃金が極めて低い者は広範に存在しており、農繁・閑期の差はあるが78年で約300～500万人、労働力人口に対し $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{1}{2}$ が多かれ少かれこれにあたとみられている)。

タイ国では年率約2.3%という高い人口増加率に支えられて労働力も1971～76年平均増加率2.6%と速いテンポで増加しており、これら増加する労働力にいかにして雇用機会を与えるかということが政府にとって大きな課題になっている。第4次5カ年計画では1976～81年の間、各年平均50万人の新規労働力の増加を見込み、現在の失業率を維持するのにさえ、毎年40万人の新規雇用機会を創出する必要があるとしている。このため、同計画では人口増加の抑制を図るとともに農業生産の多様化、輸出工業、農村工業の振興等により雇用水準を高めることを主要目標の一つに掲げており、さらに1979年のかんばつにより発生する大量の失業農民を救済するため、1980年4月から約35億バーツを投入して農村部において失業対策事業として“雇用創出プログラム”が大規模に実施されるに至っている。

表9-2-1 産業別就業者数。

区 分	1960		1970		1978	
	千人	%	千人	%	千人	%
農 林 漁 業	11,332	82.4	13,202	79.3	16,018	73.7
鉱 業 採 石 業	30	0.2	87	0.5	30	0.1
製 造 業	470	3.4	683	4.1	1,438	6.8
建 設 業	69	0.5	181	1.1	313	1.4
電 気 ガ ス 水 道 業	16	0.1	25	0.2	58	0.3
商 業	779	5.7	876	5.3	1,640	7.5
金 融 保 険 業	—	—	25	0.2	—	—
運 輸 通 信 業	166	1.2	268	1.6	388	1.8
サ ー ビ ス 業	654	4.8	1,184	7.1	1,813	8.3
分 類 不 能	234	1.7	146	0.9	1	0.0
計	13,749	100.0	16,662	100.0	21,738	100.0
総 人 口	26,392	—	34,397	—	45,297	—

(資料) 1960年および1970年はPopulaton & Houoinp Clncug.  
1978年は労働力調査。

(3) 雇用機会の不足で最も大きく影響を受けるのは新規学校卒業者であり、1975年には職業高校以上の卒業者の43%、大学卒業者の15%が就職できなかったと発表されている。また、伝統的に北部・東北部の農村地帯では、乾期(2～4月)における失業率は40%に達し、この間都市部(主としてバンコク)に流入して都市部の失業問題を厳しくしているが、最近の干ばつはこのような情勢をさらに悪

### 3.建設に関する資料

化させている。こうした情勢から国内に適職を見出せない技能労働者のうちには中東産油国（サウジアラビア・バーレーン・ドバイ等）及びシンガポールに職を求める者も相当数にのぼり1980年5月現在約55,000人の労働者がこれら諸国で就業している。政府も外貨獲得の一方策というねらいも加え、労働者の国外就労を奨励する動きをみせている。

(4) 雇用機会の不足が叫ばれる中において、日系企業が近代的雇用の創出に果している役割は小さくない。当会議所の「日系企業の実態調査」によれば、日系企業に雇用されている現地従業員数は、1979年末現在調査回答企業90社合計で約46,000人、未回答企業も含めると更に増加する。

これは投資委員会（BOI）投資奨励対象企業に勤務するタイ人297,972人の15.5%に相当している。現地従業員の数は1975年までその伸びが大きかったが、76年以降新規投資の減少を反映して伸びが小さく停滞している。業種別には50%以上が繊維関係である。（表9-2-2）

表9-2-2 日系企業現地従業員雇用状況

(単位：人)

	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1977	1978	1979
織 維	18,119	22,741	23,116	31,238	32,096	31,086	24,832	24,921	25,222
自 動 車	2,521	2,971	3,390	3,909	4,693	5,484	4,754	5,240	5,446
鉄 鋼	2,324	2,899	3,006	2,687	2,947	3,058	2,142	2,097	2,256
食 品	2,140	2,123	2,774	3,218	3,162	3,196	4,283	4,088	4,203
化 学	2,042	2,632	3,102	3,655	3,923	4,075	2,984	3,138	3,182
そ の 他	2,326	3,215	3,473	3,619	4,061	4,296	4,447	5,054	5,846
計	29,472 (18)	36,581 (24)	38,861 (6)	48,326 (24)	50,882 (5)	51,195 (1)	43,442 —	44,538 (3)	46,155 (4)

(注1) 第8回調査結果、1977年～1979年と第7回以前の調査結果とでは、回答率、回答企業数とも減少しているため、連続性に欠けるがトレンドを見るうえで参考となるので77年に今回と前回の調査結果を重複して掲載した。

(注2) ( )内は対前年伸び率である。

これら日系企業に勤務する日本人スタッフは外国人職業規制法（1978年制定）に基づき労働許可証の取得が義務づけられている。日系企業ではBOIの指導もあり、タイ人スタッフの登用に積極的に取り組んでおり、上記の「日系企業の実態調査」によれば、一社当りの日本人スタッフ数は1973年の6.6人から1979年には4.9人に減少している。

## 労働条件

## (1) 賃金

① 近代工業部門の雇用需要が限られている反面、未熟練労働力の供給が龐大であるため、技術・技能者を除き、賃金水準を低位に押し下げる圧力が機能している。例えば、80年3月におけるバンコク市内公共職業紹介所申込求人約40%が月額1,350バーツ以下であった。

内務省労働局が1977年バンコク地区各産業（10人以上）について調査した結果によれば、製造業で平均給与月額1,390バーツ、電気・ガス・水道業で1,900バーツ、金融保険で2,362バーツとなっている。

日本の同種産業平均月間給与額と単純に比較するとそれぞれ、12%、12%、18%と約 $\frac{1}{8}$ から $\frac{1}{6}$ にあたる（1バーツ≒11円）（表9-3-1、表9-3-2）

表9-3-1 平均賃金月額（バンコク、1977）

## ① 業種別

（バーツ）

職業 産業	専門技術	事務	販売	サービス 補助	農・園芸 等	生産労働	平均 月給者
製造	3,097	2,218	2,618	1,143	1,334	1,263	1,390
電気・ガス・水道	3,106	2,179	3,578	1,332	1,404	1,693	1,900
建設	4,068	2,439	2,335	1,194	420	1,753	1,859
商業・レストラン	3,479	2,137	2,123	995	894	1,450	1,591
運輸	4,115	2,186	3,702	2,453	1,283	1,487	2,487
金融保険	3,316	2,400	2,673	1,087	1,248	1,600	2,362
サービス	1,450	1,520	1,782	880	942	1,168	1,260
総平均月給	—	—	—	—	—	—	1,625

（資料）内務省労働局

## ② 職種別

（バーツ）

職業	日給	月給	出来高払
専門技術	54.4	2,106.5	761.0
事務	45.7	2,201.6	1,802.0
販売	34.0	2,226.1	578.5
サービス補助	34.2	1,147.7	1,199.3
農・園芸等	28.8	1,031.4	—
生産労働	33.4	1,332.6	1,089.6

（資料）内務省労働局

表9-3-2 製造業未熟練労働者賃金（バンコク）

（日額：バーツ）

産 業	1977年12月	1978年12月
食 料 品	34.3	39.3
織 維 ・ 衣 料	31.8	37.4
建 設 資 材	39.4	46.1
・木材・木具	35.8	42.5
・非金属・ガラス	41.8	48.8
・鉄・銅・金属	33.7	39.7
紙 ・ 化 学	41.0	47.0
・紙・印刷	36.2	41.0
・化学・石油	42.1	48.4
機 械	37.0	43.5
そ の 他	22.9	26.3
平 均	35.9	41.7

（資料） Bank of Thailand

② 以上のようにタイ国の賃金水準は全体として未だ低水準にあるといえるが、1973年以降、生計費の高騰、民主化に伴う労働攻勢の活発化、最低賃金制度の導入とその額を相次いで引上げる要因が働き、特に近代部門の賃金は相当の改善をみている。例えば日系企業における現地従業員の月間平均給与は、1973年24%、74年30%と大幅に引上げられ、75年以降も10%を上回る上昇を続けて現在に至っている。（表9-3-3）

なお消費者物価は第一次オイルショック後75、76年は4～5%の上昇と比較的安定していたが、77年以降（77年7.6%、78年3.9%、79年9.9%）上昇が著るしく、政府は77年より毎年最低賃金の大幅改訂を続けており、賃金相場の上昇の大きな要因となっている。

③ 個々の労働者の賃金は学歴・職種・技能経験を主たる要因として決められているが、近代部門では特に学歴が初任給決定にあたって大きな要素となっている。（表9-3-3・表9-3-4）ちなみに公務員の給与（初任給）を見てみると上級中学校卒（MS5）で1,080バーツ+生活手当270バーツ、大学卒では2,385バーツ+生活手当200バーツである。

このほか、一般的に年1回の昇給および年末などにボーナス1～2カ月分の支給が行なわれているほか、製造業を中心に付加給付として、食費・医療費の補助、作業服の支給、通勤バスの運行などを行なっている企業が多い。



表9-3-3 日系企業の現地従業員月間平均給与

(単位：バーツ)

	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1977	1978	1979
織 維	690	924	1,206	1,285	1,520	1,692	1,773	1,897	2,201
自 動 車	1,309	1,590	2,104	2,701	2,912	3,247	2,794	3,116	3,684
鉄 鋼	1,294	1,729	2,043	2,269	2,304	2,978	3,355	4,161	4,419
食 品	1,195	1,259	1,716	1,785	1,972	2,264	1,512	1,861	2,049
化 学	1,347	1,621	1,860	2,678	3,074	3,302	3,522	3,871	4,590
そ の 他	1,003	1,038	1,418	1,807	2,021	2,302	2,817	2,853	2,977
計	903 (7)	1,122 (24)	1,457 (30)	1,632 (12)	1,882 (15)	2,150 (14)	2,164 -	2,391 (10)	2,733 (14)

(注1) 第8回調査結果、1977年～1979年と第7回以前の調査結果とでは、回答率、回答企業数とも減少しているため、連続性に欠けるがトレンドを見るうえで参考となるので77年に今回と前回の調査結果を重複して掲載した。

(注2) ( )内は対前年伸び率である。

表9-3-4 日系企業の職階別平均月間給与 (1979年)

(単位：バーツ)

職 階	基本給	諸手当	計
部 長 (副部長 次長も含む)	13,073	1,970	15,043
課 長 (課長代理も含む)	7,812	1,377	9,189
係 長 以 下 の 役 職 者	4,495	702	5,197
役職者を除く			
日給者	1,851	353	2,204
一般従業員			
月給者	2,850	412	3,262
現地従業員			
日給者	1,721	377	2,098
全 体			
月給者	3,340	556	3,896

(資料) 日本人労工会議所「給与及び定期外給のアンケート調査」 (1979年5月)

(注) 「諸手当」には時間外手当を含まない。

表9-3-5 日系企業の学歴別初任給 (1979年)

(単位：バーツ)

学 歴	基本給	諸手当	計
小 卒 (P 7)	1,101	362	1,463
下 級 中 学 卒 (MS3・M6)	1,264	395	1,609
上 級 中 学 卒 (MS5・M8)	1,527	434	1,961
職 業 専 門 卒 (MS6)	1,807	410	2,217
高 等 専 門 卒 (MC5)	2,180	419	2,599
大 学 卒			
事 務	2,883	463	3,346
技 術	3,185	481	3,666

資料・注 表9-3-4に同じ。

### 3. 建設に関する資料

④ 賃金に関する法的規制として主要なものに最低賃金、時間外割増賃金及び解雇手当があり、いずれも革命評議会布告第 103号に基づく内務省令によって定められている。

最低賃金は、1973年 2 月、首都圏について日額12パーツが設定されたのが最初であり、その後次のように漸次改訂され、78年以降は毎年10月改訂が恒例化した感がある。

この最低賃金は、2カ月の試用期間中の者を除き、経験・能力・職種等を問わず適用されるが、実際のところ中小零細企業はこれを遵守することが少く、低辺の労働者を保護するというよりは比較的恵まれた近代産業部門の労働者の賃上げの道具とされているのが現状である。

表 9-3-6 最低賃金の推移

実施年月	地 域		
	首 都 圏	中央部・南部	北部・東北部
73年 4 月	12	—	—
74年 1 月	16	—	—
" 6 月	20	—	—
" 10月	20	18	16
75年 1 月	25	18	16
77年 10月	28	21	19
78年 10月	35	28	25
79年 10月	45	38	35
80年 10月	54	47	44
81年 10月	61		

割増賃金については、使用者が労働者に時間外労働をさせる場合は、1時間に通常賃金の1.5倍（日本は1.25倍、深夜は1.5倍）の賃金を払わなければならない、休日労働をさせる場合は通常賃金の2倍（同1.25倍）、休日に時間外労働させる場合は通常賃金の3倍の賃金を支払う義務がある。

解雇手当は、使用者の都合で労働者を解雇する場合は、勤続期間が120日以上1年未満の場合は30日分、1年以上3年未満の場合は90日分、3年以上の場合は180日分の賃金に相当する金額を支払わなければならないとされている。

#### (2) 労働時間

労働時間は法律で週48時間（商業等週54時間、但し危険業務の場合週42時間以内かつ1日7時間以内）、週休1日制が定められている。

しかし、一般に実労働時間はこれより長く、小規模工業や商店では休日でも月2

回というところが少なくない。ちなみに、1971年9月労働局が首都圏（バンコクおよびトンブリ）の5人以上雇用する事業所について調査したところによれば、労働者の月間平均労働時間は199.46時間（製造業206.67時間）であった。一方、官庁・学校・銀行および一部の外国系企業では週休2日制が実施されている。

ちなみに官庁の執務時間は午前8時30分—12時、午後は1時—4時30分で週35時間労働となっている。

法律で定められているその他の休日、休暇としては、労働祭日（5月1日）を含め国祭日のうち、年間13日以上の日以外のほか、1年以上勤続の者につき年間6日以上の日次休暇を与えなければならないとされ、また労働者は年間30日以内の病気休暇をとる権利をもつ。なお、常用労働者に対してはいずれの休日、休暇も有給とされている。

#### 労使関係・労務管理

(1) タイ国の労使関係の基本的特徴は、それが未成熟の段階にあるということである。労使団体は未だ弱体であり、労使交渉や紛争の処理について合理的なルールが一般に確立するに至っておらず、労使紛争がしばしば社会不安の要因になるということがそれを示している。

労使関係が未成熟であることの一つの理由としては、タイの産業発展の段階が低いこと、タイ社会自体が“loosely structured society”（Embree）であること等もあるがその労働運動が歴代の軍事政権により厳しく制限を受けてきたことによるところも大きい。すなわち、1958年サリット政権により労働法が廃止され、労働組合が解散させられて以来、1972年タノム政権下で革命評議会布告第103号（いわゆる新労働法）が公布され労働者団体（Employee Association）の結成が認められるまでの14年間、労働運動として殆んどみるべきものがなかった。

しかし、1973年10月の学生革命により自らの権利に目覚め、行動の自由を得た労働者は、彼らの運動を一気に高揚させ労働争議は野火のように広がった。サンヤ政権の下で1975年2月に制定された「労使関係法」においては労働組合（Labor Union）の名称が公認され、その連合体（ただし同一使用者又は同一業種の労働組合の連合体に限る。）も結成できることになり、労働組合が相次いで結成された。また、労働組合の中央組織も事実上生まれつつあった。

このような動きも、1976年10月、クーデターにより再び軍部が実権を握るに及んで大きな後退を余儀なくされた。クーデター直後に明らかにされた労働政策は、①戒厳令布告期間中、労使の争議行為を禁止する。②5以上の使用者団体による使用者協議会及び15以上の労働組合による労働者団体協議会を政府の認可により認める。③政府及び労使の代表により構成される労働開発諮問評議会を設置する一というものであり、労働組合を政府の統制下におきつつ、政府に協力せしめるねらいを持っていた。しかるに軍部を後継として政策の執行を委ねられたターニン内閣は、社会秩序の回復と投資環境の改善を図る見地より、労働組合の集会や

日常活動も厳しい監視下におき、さらに国営企業の労働組合を非合法とし、その活動を圧殺する措置をとったことから、労働組合側の強い反発を招くに至った。

77年10月政変でターニン内閣に替ったグリアンサク政権は、政府と労働組合の関係を改善することに意を用い、労働組合幹部の立法議会議員任命、国営企業労働組合の容認、労働組合の集会の自由化、労働組合中央組織の認可と柔軟な労働政策を打ち出し、労組と政権の関係は好転した。しかし、このような政策もあくまで76年クーデターの政策の枠内のものであり、「ク」政権が経済運営に失敗し、ストライキ等労働権を求める労組の声が高くなるとともに、1980年1月には反「ク」集会を開くこととなり、同政権崩壊の1つの契機となった。その後プレム政権になり、同政権が石油価格の引下げ、労働裁判所の設置、労使関係委員会等への労働側代表の増員等を通じ労働側にソフトな対応を示し、両者の関係は良好なものとなっているが、懸案のスト権、最低賃金の引上げ等の問題が残されており予断を許さない。

(2) 現在、労働組合は同一使用者又は同一業種（又は職種）の下にある従業員10人以上が発起人となり、労働局に登録することによって設立を認められている。1980年1月現在、登録済の労働組合数は208、組合員総数は114,349人である。国営企業の組合員数と民間企業のそれとはほぼ相半ばしており、産業別には運輸・電力・水道など公共部門のほか、繊維食料品等の製造業で組織労働者が多い（表9-4-1）。

産業別にみると、国営企業の組合員数と民間企業のそれとはほぼ相半ばしており、産業別には運輸・電力・水道など公共部門のほか、繊維食料品等の製造業で組織労働者が多い。

労働組合の連合体も登録によって認められ、次の二種がある。一つは、個別労働組合の結成と同様に同一使用者の下にある労働組合か又は同一業種（又は職種）に属する労働組合の間において結成されるものであり、1980年1月現在、石油・石油化学労働組合連合のみが登録されている。もう一つの形態の連合体は、15以上の労働組合又は上記の労働組合連合によって構成される「教育及び労使関係の助成」を目的とする労働者団体協議会であり、いわば労働組合の中央組織（ナショナルセンター）と呼ぶべきものである。この協議会は、1976年10月、労使関係法の一部改正により結成の道が開かれたのであるが、ターニン政権下で国営企業労組が非合法扱いとされたため、實際上結成が認められず、1978年2月ようやく、電力・鉄道など国営企業労組を中心とする、20労組により構成されるLCT（Labour Congress of Thailand）が政府の認可を受けて発足した。この労組グループは1976年10月のクーデター前、事実上の労働組合中央組織としてタイの労働運動を主導し、クーデターの際解散を命じられた「タイ労働組合会議」（旧・Labour Congress of Thailand）の流れを汲んでいる。

表9-4-1 産業別労働組合数・組合員数

(1980年1月現在)

産 業	組 合 数	組 合 員 数
全 産 業	208	114,349
農 林 漁 業	7	1,392
鉱 業	8	1,732
製 造 業	124	45,958
食料品・タバコ	18	8,509
繊維・衣料・皮革	40	20,489
木材・家具	3	703
紙・印刷	7	2,244
非金属鉱物製品	27	3,883
化学・石油・石油製品	16	4,931
金属・機械	13	5,199
電力・ガス・水道業	10	18,710
建設業	2	30
卸小売・ホテル業	12	3,667
サービス業	10	5,546
運輸・通信業	35	37,314

(資料) 内務省労働局

その後78年に右派系のNFLUC (National Free Labon Union Congress)及び79年にNCTL(National Conncil of Thai Labour)がそれぞれ設立を認可された。また産業別組織としては79年1月に日本のIMF・JC(国際金属労連・日本協議会)の指導のもとにIMF・TCが発足した他、ホテル労連、運輸労連が結成される等、産業別組織強化の動きが活発化してきている。

主要労働団体の概要は表9-4-2のとおりである。

表9-4-2 タイの労働団体

(1980年5月現在)

	委員長	加盟組合	組合員数	その他
LCT	バイサン (首都電力公社)	約 70 国営企業主体 (電力・国鉄・水道等)	約 5万名	ICFTU(国際自由労連)加盟
NCTL	サナン (独立系)	26 (民間企業主体)	約 2万名	WCL(国際労連)加盟
NFLUC	アヌサック (タイガラス)	約13~15 (民間企業主体)	約 5千名	
IMF・TC	ブリーチャ (独立系)	9 (電機・自動車・錫精 錬等民間企業のみ)	約6~7千名	IMF・JCと 連協中

### 3. 建設に関する資料

タイの労働組合は、いわゆる民主化の時代においても、時に政府を批判することはあっても基本的に国王・仏教・国家を擁護する立場の保守的な組合指導者が主流を占め、反対制約的要素は小さかった。プレム政権に対しても労働運動の主流は政府と協力関係にあるものとみられる。

一方、労使関係法に基づく使用者協会については、労働組合の増加に促されて1975年後半に至りようやく設立の動きがみられ、1976年12月現在12の使用者協会及び1つの使用者協会連合が登録されている。これらの使用者団体のナショナル・センターともいべきタイ使用者連盟（Employer's Confederation of Thailand）が77年1月に設立され現在150社が加盟している。現状では既存のタイ商工会議所、タイ工業協会等の事業主団体が労働問題についても実質上使用者の立場を代表しているが、ILO総会や政府の労働開発諮問評議会の使用者側委員がタイ使用者連盟から選出されていることもあり、今後労働問題に関してはタイ使用者連盟が専門的に扱う方向に進むものとみられる。

(3) 労働争議の状況をストライキ件数でみると、1973年の学生革命直後、自由の雰囲気と折からの物価高騰を背景にストライキが激増し、一度ストライキが発生すると学生など外部政治勢力の働きかけが加わって長期化するケースも少なくなかった。1976年10月の軍政復活に伴い、ストライキが禁止されたため、77年には労使紛争発生件数は一時的に減少したがインフレの進行とともに、労使紛争は増加の傾向にあり、1件あたりの損失日数も増大しつつある。

77年4月以後においては生計費の上昇が目立つようになり、労働組合又は従業員側より物価手当の支給を中心とする要求が出され、団体交渉が行なわれるケースも少なくない。交渉がこじれた場合、従業員側がストに訴える場合もあるが、多くのストは交渉と無関係に突発的に発生し対応に苦慮する場合も多い。従業員側の立場の弱い場合などスローダウンのような戦術をとることがある。

表9-4-3 ストライキ件数の推移

年	ストライキを伴わない労使紛争件数	ストライキ件数	参加労働者数	労働損失日数
1970	N. R.	25件	2,888人	6,004日
1971	N. R.	27	5,153	1212,646
1972	N. R.	34	7,803	19,903
1973	6	501	177,887	296,887
1974	120	357	105,883	507,608
1975	219	241	94,747	722,946
1976	217	133	65,342	495,619 <sup>+</sup>
1977	54	7	4,868	12,331
1978	128	21	6,842	8,599 <sup>+</sup>
1979	152	62	1515,638	30,747 <sup>+</sup>

(資料) 内務省労働局

日系企業の労使関係は、賃金その他の労働条件、福利厚生施設等がローカル企業を上回る水準にあること、使用者側がタイ人職員の幹部登用に努めていること等により、一般的には良好といえるが、時に交渉がこじれて労使紛争が発生するケースもみられる。そのような場合には、①タイ人経営者、スタッフが労働管理の主導権を持ちかつ理解に乏しい、②日本人経営者がタイの未熟な労使関係やタイ人気質に理解を欠いたり、ことばの障害で意思疎通が不十分、③タイ人の登用が遅れていたり、日本人との給与格差で日頃の不満がたまっている等の要因が働いていることが多い。

なお、ストライキ又はロックアウトが禁止されている現状において、労使関係法に定められている通常の労使交渉と労働争議調整手続の要点は次のとおりである。

イ) 要求の提出にあたっては、書面により、従業員の15%以上の署名を必要とし(ただし、従業員の20%以上を組織する労働組合が要求する場合はこの署名は不要)、7名以内の交渉代表を指定しなければならない。

ロ) 両当事者は要求書受理後3日以内に交渉を開始しなければならない。

ハ) 交渉が決裂した場合または3日経過しても交渉が開始されない場合は、要求提示側が政府の調停官に通知し、調停官は5日以内にその争議を解決すべく調停を行なう。

ニ) 上記の調停が不調に終わった場合は、その争議は政府の労使関係委員会(首都圏以外の県にあっては副知事・検事・労働官吏より成る委員会)に委ねられ、その決定が両当事者を拘束する。(この場合の決定は、足して2で割るか或は弱者救済的なものとなることが多い。)

なお1980年4月より官、労、使三者構成になる労働裁判所が設置され、個別的労使関係事件(個人に対する雇用差別・不利益取扱い等)の迅速処理、労使紛争の法約解決について従来の民事裁判所にかわって事件を取扱うこととなった。

(吉田 修)

### 3.建設に関する資料

#### 3-4 労 災

タイ国では1974年より20人以上の雇用するものは、その人件費に対し一定%の労災費を納める事が義務づけられている。が、まだ全土にまたがって統轄されていない。又、民間の労災保険もタイ人の保険の認識のひくさから、普及されていない現状である。

労災補償は下記の通り

- 疾病——7日以上就労が不能の場合、平均月額賃金の50%支給、但し支払期間は1年以内
- 災害——傷害の程度に応じて所要の期間、平均月額賃金の50%～60%支給、但し支払期間は最高5ケ年
- 遺族補償——平均月額賃金の60%支払期間は最高5年
- 死亡見舞金  
平均月額賃金の3倍の支払、但し最高5,000バーツとする。



## 3-5 建設職種労賃

バンコク首都圏の職種労賃を下記に示す。

1982年2月現在

職 種	パーツ/日	職 種	パーツ/日
1. 土 工 (男)	65- 90	14. 建 具 工 (木)	100-150
			(金) 100-150
		15. 硝 子 工	80-100
2. 杭 打 工	80-150	16. 塗 装 工	80-150
3. コンクリート工	60- 90	17. 内 装 工	90-150
4. 型 枠 大 工	80-130	18. 電 工	100-300
5. 鉄 筋 工	80-130	19. 配 管 工	100-300
6. 鉄 骨 工	100-150	20. 設 備 雑 工	80-120
7. 溶 接 工	120-150	21. 運 転 手 (クレーン)	100-150
8. 雑 鉄 工	100-150		(一 般) 100-150
9. レンガ・ブロック工	90-150	22. 雑 役	60- 80
10. 石 工	180-200	23. 世 話 役	100-300
11. 研出し工(T.B)	70-120		
12. 左 官	100-150		
13. タ イ ル 工	130-150		

上記労賃は1982年2月なので、当施設の建設時には多少の価格上昇を見なければなら  
ない。

### 3.建設に関する資料

#### 3-6 主要建設資材

##### 1) セメント

セメント工業は1973年頃自給体制が整い1974～1975年には生産量（約400万t/年）の20%近くを輸出するほどだったが、国内セメント需要の急増によって1978年から輸入国となっている。1979年の生産量は約500tonとなっているが輸入は約130万tonである。（表1-1参照）

品質についてはThai Industrial Standard（以下TISと略す）の仕様に基づく生産管理が行なわれておりセメント強度のばらつきはない。

メーカーは、ポルトランドセメントで3社、ホワイトセメントは1社である。

表1-1 セメント生産量

	1965	1970	1975	1976	1977	1978	1979(1~9)
セメント	1248	2627	3959	4422	5063	5044	3915
白セメント		6	37	40	47		

単位1000t

出所：Bank of Thailand Statistical Bulletin 1980

##### 2) 鉄骨

鉄鋼の国内生産は電炉・鋳造設備により生産されるが、国内需要の70%以上を輸入に依存している。又、板類・管類・軽量形鋼などの厚板類は全て輸入である。鉄鋼製品の品質を確保するため、TISの仕様に基づく生産管理となっている。各製品の生産能力及生産量は次頁表2-1参照。

建設用鋼材の主要メーカーは下記の通り

Siam Iron & Steel

G. S. Steel

Bangkok Steel Industry.

表2-1 鉄鋼生産

1979 現在

	企業数	生産能力 (万t)	1976生産実績 (万t)	1979 (万t)
電炉メーカー	5社	約50		
伸鉄メーカー	大手11社(電炉含む) 中小約40社	約 112.5	約53	約60
鋼管	10社	約50	約11	約20
ブリキ・トタン	大手4・その他500社	約30	約16	約20
軽量形鋼	6社	約7	約2.22	約3

出所：バンコクポスト

## -3) 木材

木材は原木・製品共タイ国の代表的輸出品の1つであり、特にチークなどの造作材は大きなウエイトを示していた。しかしながら長期に渡る乱伐や粗雑な植林管理によって樹林地が激減したため木材の生産量を減少させ(表3-1, 3-2参照)逆に他国より原木の輸入が増え続けている今日である。

造作材としては、Teak, Takian Tong, 構造材としてKabak, Maka, Yang 等である。合板にはTakian Tong, Yang である。製材所と木工物は2000社を数えるがそのうちの30%近くがバンコク首都圏に立地している。

表3-1 チーク・ヤーンの生産量

単位1000m<sup>3</sup>

	1970	1975	1976	1977	1978
チーク	234	216.2	263.7	138	73.5
ヤーン	598	921.7	870	989.9	455
その他木材	2547.4	3143	3210.4	3202.4	1657.9

出所：Royal Forestry Department.

表3-2 合板生産量

単位1000枚

	1970	1975	1976	1977	1978(1~6)
合板	2986	2966	2860	4324	2337

出所：Bank of Thailand Statistical Bulletin  
1980年

### 3. 建設に関する資料

#### 4) 窯業産業

窯業製品はセメント、ガラス、タイル、衛生陶器、瀬戸物、レンガなどであるが、その原料である石灰石、泥灰土、カオリン、珪砂、石膏などの鉱物資源の埋蔵量は豊富であり（表4-1参照）ほぼ自給体制がととのっている。

板ガラスメーカーは1社であるが、国内需要を満たしており生産余力は輸出に向けている。年間約6万tの生産量で製品は透明ガラス2mm～6mm、熱線吸収ガラス3.5mm、5.6mm及型ガラス3、4、5mmである。8mm以上の透明ガラスや強化ガラス等は輸入品である。タイルは1970年代前半に急成長し、大手メーカー9社の生産能力は約11万t/年に達し、輸出品となっている。生産されるタイルは70%がモザイクタイルで残りが床、壁用（外、内共）となっている。

衛生陶器のメーカーは大手4社有り生産能力は約1万t/年となっている。生産量の増加により輸入から輸出へ移行している。

表4-1 非金属鉱物生産状況及埋蔵量

名称	生産量		埋蔵量	埋蔵地及採掘所
	1977	1979		
石膏	380090	352358	36百万t以上	(主産地)北タイのPhichit, Nakhon-Sawan, 南タイのSurat Thani
石灰石	706309	2863867	無尽蔵	(主産地)中部タイのSaraburi, 南タイのNakhon-Si-Thammarat
泥灰土	584,720	2261,700	無尽蔵	(主産地)中部タイのSaraburi等
カオリン	24,810	42,769	44百万t以上	(主産地)北タイのLampang, 南タイのPanong, Narathiwet.
珪砂	112,168	157,076	10百万t以上	(主産地)北タイのRagong, 南タイのSoukhla

出所：Bank of Thailand Statistical Bulletin

#### 5) その他建築材料

タイ国で良く使われている材料を下記に示す。

- a) アスベストセメント製品……屋根・日除けルーバー等に良く使われて居り、平板・波型スレートの生産が多く、サイズ・後物も豊富である。
- b) レンガ・ブロック製品……内・外壁の下地材として使用され、左官仕上を施している。化粧用としては、顔料を混入させた外壁用、レンガが最近生産され各所で使用されている。サイズは10cm×40cm×(厚)4cm、5cm×40cm×(厚)4cmである。

- c)◦ テラゾウ……床材に良く使われている。材種はテラゾウブロックと現物研テラゾウの仕上が多い。
- d)◦ ビニールアスベストタイル……一般床材として使用されているが、日本と比べると仕上色種が少いが品質の点では大差はない。

#### -6) 空調衛生設備

##### a) 配管材料

鋼管、ヒューム管、アスベスト管、PVC管、铸铁管と管材はほとんど現地で入手可能で、各管材類はT I S規格に基づいて製品化されている。

尚バルブ類は日本からの輸入でまかなっている。

##### b) 衛生器具類

陶器類は現地で二社製造会社があり、容易に入手出来る。但し、金具類は輸入にたよっているのが現状である。

##### c) 製 類

鋼板製のタンク類は現地生産されており、高架水槽等は意匠的にも使用可能なものがある。FRP製のタンク類も製造されているが市場性が少い為鋼板製が入手しやすい。

##### d) 空調機器類

家庭用のルームクーラーは、日本企業が現地法人で生産しているものがほとんどであり機種も豊富にある。業務用については現地生産はしていない為輸入にたよっている。但し、メンテナンスについては現地企業で充分対応出来る。

##### e) 制気口類

現地生産しているもので充分対応出来る吹出口類については、意匠的にも種類の選択が出来て充分とはいえないまでも入手可能である。

##### f) 保温断熱材

グラスウール保温材及びスタイロフォームが現地で入手可能であり、ダクト、配管の保温工事も充分対応出来る。

##### g) 浄化槽

浄化槽についての法律等は工場についてのみ規制されているが、大型の建物においては自主的に設置している。日本企業が現地と合弁で製造しているFRP製の浄化槽が市場に出廻っている。

##### h) 設備工事

給排水工事は、建築工事業者が直接配管工を指揮して施工していることが多い。又空調工事については空調機メーカーが据付工事共に請け負う方式が多く設備工事専門の企業はバンコクに数社あるのみである。

### 3.建設に関する資料

#### 一 7 ) 電気設備機器

##### a ) 電線及びケーブル

特種品以外国内で全て供給可能である。規格はT I S 及び各電力局の規格に依り各サイズ生産されている。日本の現地製造会社としてタイヤザキがある。

##### b ) 電線管及び附属品

特殊品以外国内で供給可能であるが品質は日本製と比較して劣る様である。種類はEMT 及び I M C が一般的である。日本から丸一鋼管，松下電工，摂陽等が輸入されている。

##### c ) 装柱材

電力引込みに使用されるコンクリート柱，硝子，電力ヒューズ等は国内ですべて供給可能である。規格は各電力局の規格に依る。

##### d ) 高圧機器及び盤類

変圧機は国内で供給可能である。しゃ断器は欧州及び日本の各メーカーから輸入されている。規格は各電力局の規格に依る。盤は特種品以外国内で製作されている。日本の現地製造会社として愛知電機がある。

##### e ) 照明器具

一般品は国内で供給可能である。市販品は欧州から多く輸入されている。

##### f ) 管球及び安定器

国内で供給可能である。市販品は日本（日立，松下，新日本）及び欧州から輸入されている。規格はT I S に依る。日本の現地製造会社として東芝蛍光灯がある。

##### g ) 配線器具

市販品は殆んど日本（松下）及び欧州から輸入されている。規格は輸出国の規格に依る。

##### h ) 弱電機器

電話機は米国系の会社で製作されているが，日本（日本電気，沖，明星等）及び欧州からの輸入が多い。規格はT O T 規格に依る。放送機器（松下），インターホン（松下，明星，アイホン），火災報知機（ノーミ，松下，ホーチキ）等は日本及び欧州から多く輸入されている。

##### i ) 避雷針

ラジオアイソトープ形は欧州から輸入されている。突針形は国内で供給可能である。

3-7. 消費者物価と建設資材価格

消費者物価及建設物価の推移と1982年2月現在の建設資材価格を資料として添附する。

—1) バンコク首都圏の消費者物価の推移 1978—1981

—2) 各地域の消費者物価の推移 1978—1981

—3) タイ国卸売価格の推移 1978—1981

—4) 各地域の卸売価格の推移 1978—1981

以上出所： Dept. of Business Economics  
Ministry of Commerce

—5) 建設物価と消費者物価の推移 1977—1980

出所：タイ銀行月刊

—6) 建設資材価格 1982年2月

出所：Construction Research Dept.

The Scientific Research and Technology of  
Thailand

## 3-7-1 バンコク首都圏の消費者物価の推移

CONSUMER PRICE INDEX FOR BANGKOK METROPOLIS,  
BY COMMODITY GROUP: 1978-1981  
(1976 = 100)

Item	1978	1979	1980	1981 (Feb.)
All Items	117.9	130.0	155.9	168.3
<b>Food and Beverages</b>	<b>120.9</b>	<b>132.0</b>	<b>156.8</b>	<b>167.6</b>
Rice and Cereal Products	114.2	124.1	144.3	175.4
Meat, Poultry and Fish	123.1	133.2	165.7	173.9
Vegetables and Fruits	125.9	136.0	161.4	153.0
Eggs and Milk Products	110.8	118.6	126.5	138.8
Other Food Bought in Markets	109.1	122.2	154.9	165.5
Non-Alcoholic Beverages	122.9	136.3	170.3	187.3
Prepared Meals	120.3	133.3	150.7	162.8
<b>Clothing and Cloth</b>	<b>109.1</b>	<b>128.5</b>	<b>153.9</b>	<b>160.0</b>
Men's and Boy's	108.4	126.8	149.8	155.1
Women's and Girl's	112.1	132.3	162.3	169.3
Cloth and Sewing Services	108.2	128.9	151.9	158.6
<b>Health and Personal Care</b>	<b>116.4</b>	<b>125.2</b>	<b>160.2</b>	<b>171.3</b>
Medical Care	109.4	115.8	164.1	174.9
Personal Care	121.8	132.9	154.4	165.7
<b>Housing</b>	<b>111.8</b>	<b>122.8</b>	<b>148.8</b>	<b>163.1</b>
Shelter	102.7	106.6	120.2	124.6
House Rent	101.0	104.6	118.0	-
Building	111.1	139.1	153.1	-
Furniture and Equipment	121.6	137.5	158.8	163.2
Paper and Cleaning Supplies	102.3	111.3	135.1	153.4
Household Textiles	112.4	128.8	146.1	156.4
Household Operations	124.0	144.8	190.7	221.0
<b>Transportation</b>	<b>122.7</b>	<b>141.8</b>	<b>175.5</b>	<b>205.4</b>
Vehicles	131.8	161.3	205.9	237.7
Public Transportation	119.4	129.8	154.9	184.4
<b>Recreation and Education</b>	<b>109.4</b>	<b>123.4</b>	<b>145.0</b>	<b>151.8</b>
Recreation	104.3	114.6	128.4	135.3
Reading and Education	114.7	132.3	161.8	168.4
<b>Tobacco and Alcoholic Beverages</b>	<b>110.7</b>	<b>114.8</b>	<b>125.7</b>	<b>131.9</b>

Source : Department of Business Economics, Ministry of Commerce.



## 3-7-2 各地域の消費者物価の推移

CONSUMER PRICE INDEX FOR THAILAND, BY REGION: 1978-1981  
(1976 = 100)

Regions and Commodity Groups	1978	1979	1980	1981 (Feb.)
<b>Whole Kingdom</b>				
All Items	116.1	127.6	152.7	164.2
Food and beverages	119.1	129.9	155.4	165.6
Clothing and cloth	109.6	124.6	149.9	160.5
Housing and furnishings	112.2	122.1	145.7	159.1
Health and personal care	115.1	123.0	148.4	157.5
Transportation	118.4	138.2	171.7	194.8
Recreation, reading and education	109.5	120.9	144.4	150.6
Tobacco and alcoholic beverages	110.0	113.0	125.3	130.3
<b>Northeastern Region</b>				
All Items	114.0	123.3	149.9	160.2
Food and beverages	119.7	125.8	157.8	166.0
Clothing and cloth	109.5	124.7	154.3	168.2
Housing and furnishings	108.4	118.8	136.9	153.6
Health and personal care	110.6	118.3	132.0	138.2
Transportation	110.9	137.7	174.4	187.1
Recreation, reading and education	107.9	113.9	140.1	145.1
Tobacco and alcoholic beverages	108.6	110.4	123.8	125.5
<b>Central and Eastern Regions</b>				
All Items	113.4	125.0	150.2	161.2
Food and beverages	115.5	128.8	156.3	167.6
Clothing and cloth	108.2	115.2	140.0	156.6
Housing and furnishings	109.4	121.2	141.8	152.4
Health and personal care	119.6	127.2	145.0	152.4
Transportation	117.4	138.4	174.3	188.3
Recreation, reading and education	103.7	110.7	134.6	141.1
Tobacco and alcoholic beverages	109.4	110.6	126.4	130.9
<b>Northern Region</b>				
All Items	115.0	124.1	145.5	154.7
Food and beverages	116.0	123.3	144.8	150.1
Clothing and cloth	117.8	129.8	150.4	166.7
Housing and furnishings	110.6	118.6	139.6	151.6
Health and personal care	110.5	114.8	123.3	130.4
Transportation	114.4	135.6	167.6	189.7
Recreation, reading and education	125.0	136.7	162.6	169.2
Tobacco and alcoholic beverages	109.0	110.4	123.1	126.4

3. 建設に関する資料

CONSUMER PRICE INDEX FOR THAILAND, BY REGION (Contd.)  
(1976 = 100)

Regions and Commodity Groups	1978	1979	1980	1981 (Feb.)
<b>Southern Region</b>				
All Items	113.6	125.2	148.7	158.8
Food and beverages	117.3	130.2	154.4	167.2
Clothing and cloth	105.9	116.5	142.8	155.1
Housing and furnishings	113.7	125.9	147.7	156.8
Health and personal care	108.1	115.6	127.5	133.2
Transportation	107.1	121.2	148.1	157.1
Recreation, reading and education	102.6	111.3	139.3	143.0
Tobacco and alcoholic beverages	110.1	111.4	125.5	129.1

Source : Department of Business Economics, Ministry of Commerce.

3-7-3 タイ国卸売物価の推移

WHOLESALE PRICE INDEX FOR THAILAND, BY COMMODITY  
GROUP: 1978-1981  
(1976 = 100)

Commodity Group	1978	1979	1980	1981 (Feb.)
<b>All Commodities</b>	115.8	128.8	154.7	166.7
Agricultural products	112.2	118.8	148.9	159.9
Food	115.0	120.3	142.7	157.0
Beverages and tobacco	107.3	113.2	134.4	146.4
Textile and textile products	117.9	135.5	142.0	143.3
Construction materials	118.4	146.1	164.8	171.7
Chemicals and chemical products	112.2	128.5	144.9	150.2
Petroleum products	118.4	163.7	249.8	297.8
Paper and paper products	103.3	119.0	143.8	157.3
Hide and leather products	119.4	165.3	210.4	205.8
Rubber and rubber products	102.8	117.7	122.8	127.5
Transportation equipment	120.9	131.2	139.2	139.5
Machinery and equipment	116.4	119.1	129.5	135.1
Miscellaneous	165.9	165.1	189.4	190.1

Source : Department of Business Economics, Ministry of Commerce.

## 3-7-4 各地域の卸売物価の推移

WHOLESALE PRICE INDEX FOR THAILAND, BY REGION:  
1978-1981

(1976 = 100)

Region and Commodity Groups	1978	1979	1980	1981 (Feb.)
<b>Northeastern Region</b>				
All Items	122.0	128.7	157.8	177.4
Agricultural products	124.7	128.3	152.4	173.7
Food	114.1	121.4	142.7	153.6
Beverages	113.0	118.4	145.2	163.2
Construction materials	116.7	135.3	154.9	126.5
Petroleum products	105.9	135.2	206.6	240.2
Hide	153.6	244.7	252.2	261.3
Agricultural inputs	137.0	145.4	212.2	210.2
Local products	118.8	126.9	160.8	184.1
<b>Central Region</b>				
All Items	102.8	111.0	140.9	166.5
Agricultural products	99.0	107.8	139.9	176.3
Food	106.1	108.1	134.4	148.1
Beverages	112.3	115.7	141.3	149.7
Construction materials	120.9	148.1	169.6	173.0
Petroleum products	125.4	163.9	247.7	288.2
Hide	124.5	196.2	243.6	256.4
Agricultural inputs	124.7	124.1	176.4	186.0
Local products	121.6	144.2	199.5	192.4
<b>Northern Region</b>				
All Items	125.4	120.5	146.7	167.0
Agricultural products	126.3	117.1	140.9	160.3
Food	125.0	118.2	142.6	164.3
Beverages	113.7	118.5	138.6	144.8
Construction materials	120.3	144.4	166.8	183.3
Petroleum products	124.0	177.4	270.9	322.6
Hide	138.6	191.4	204.9	205.4
Agricultural inputs	134.5	115.4	138.6	150.4
Local products	123.2	126.9	157.0	159.7
<b>Southern Region</b>				
All Items	122.6	143.6	164.6	167.5
Agricultural products	121.7	142.9	162.4	165.9
Food	127.5	138.0	151.8	167.7
Beverages	110.3	123.8	152.7	164.4
Construction materials	114.3	136.0	153.2	155.5
Petroleum products	131.1	172.6	258.0	305.4
Hide	122.4	126.5	135.0	141.9
Agricultural inputs	120.5	127.9	170.3	163.7
Local products	129.1	155.7	177.8	168.9

Source : Department of Business Economics, Ministry of Commerce.

### 3.建設に関する資料

#### 3-7-5 建設物価と消費者物価の推移

1977-1980

	建設物価	消費者物価	食料品	衣類	住居
1977	108	1076	109.4	1043	105.5
1978	118.4	116.1	119.1	109.6	111.2
1979	146.1	127.6	129.9	124.6	122.1
1980	164.8	152.7	155.4	149.9	145.7

※1976年物価指数100

出所：Bank of Thailand monthly

資料-3), -4), -5) より建設コストの上昇率は、他の消費者物価より高いことがわかる。

## 3-7-6 建設資材価格

各資材価格として、タイ国の The Scientific Research and Technology of Thailand で公表されている(タイ語版)価格を、資料とする。但し、一部の資材に於いて実際の店頭価格とは多少のひらきがある。

「Price List of Construction Materials」

-Feb., 1982-

出所: Construction Research Department,

The Scientific Research and Technology of Thailand,

NAME OF MATERIAL				UNIT	PRICE (฿)
CEMENT	READY MIXED CONCRETE (TRANSPORTATION INCLUDED WITHIN 5-10 KMS)				
	PORTLAND CEMENT, ELEPHANT BRAND	250kg/m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	1,050
	" "	300 "		"	1,130
	" GREEN NAGA "	250 "		"	1,050
	" "	300 "		"	1,130
	" DIAMOND "	250 "		"	1,050
	" "	300 "		"	1,130
MASONARY	TYPE	SIZE (MM)	kg/piece	piece	
2.1	CPAC BLOCK	90x190x390 (C4-11)	10.3	"	5.50
2.2	"	190x190x390 (C8-1)	16.7	"	8
2.3	CONCRETE BLOCK	70x190x390 (INGENERAL)		"	2.60~2.90
2.4	"	90x190x390		"	3.25~3.50
2.5	DETAC BLOCK	70x190x390 (D-701)	7.0	"	3.50
2.6	"	90x190x390 (D-910)	8.5	"	3.80
2.7	D.A. BLOCK VENTILATION TYPE	90x190x390 (DA-108)		"	7.50
2.8	" DECORATION TYPE	90x190x190 (DA-127)		"	4.25
2.9	ORDINARY BRICK (MORN BRICK)	70x35x160		1000 "	300
2.10	CHONBURI BRICK (W/Z HOLES)	70x30x160		1000 "	500~550
2.11	HOLLOW BRICK S.B.P	80x120x250(W-4)			
		NON BEARING TYPE		piece	3.45
2.12	"	80x125x250 (W-14) BEARING TYPE		"	4.80
2.13	" CM	80x145x290 (10B 5) NO BEARING TYPE		"	4.15
2.14	"	80x145x290 (21A) BEARING TYPE		"	7.50
2.15	FIRE RESISTING BRICK	115x76x230 (ST76)		"	18.80
READY MADE	STRUCTURAL MEMBER				
3.1	RC PILE (TRANSPORTATION INCLUDED WITHIN BKK METROPOLIS)				
1	HOLLOW POLY60N(M.P) SIZE	150x150 <sup>MM</sup> x4.00 <sup>M</sup>		pile	225

3. 建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (฿)
2	HOLLOW POLY60N(A.R.E) SIZE 150x150 <sup>MM</sup> x4.0 <sup>M</sup>	pile	220
3	HOLLOW POLY60N(S.T) SIZE 150x150 x5.0	"	800
4	CENTRIFUGAL PILE SIZE 350x10.5 <sup>M</sup> x2 (COMPOSITE)		6,300
3.2	PRESTRESSED CONCRETE PILE (TRANSPORTATION INC. IN BKKAREA)		
1	SOLID SQUARE FORM SIZE 180x180 <sup>MM</sup> 8.0 <sup>M</sup> (C-PAC)	pile	800
2	" 180x180x 8.0 (G.E.L)	"	800
3	" 180x180x 8.0 (MCCN)	"	880
4	" 180x180x 8.0 (SS)	"	880
5	" 180x180x10.5 (SUPER-P)	"	1,102
6	" 180x180x21.00 (T.P.C)	"	2,700
7	" 180x180x10.5 (3P)	"	1,050
8	" 200x200x12.00 (MCON)	"	1,500
9	" 200x200x21.00 (T.P.C)	"	3,150
10	" 220x220x12.00 (C-PAC)	"	1,680
11	" 220x220x12.00 (G.E.L)	"	1,815
12	" 220x220x12.00 (MCON)	"	1,680
13	" 220x220x10.00 (SS)	"	1,430
14	" 220x220x15.00 (SUPER-P)	"	2,580
15	" 220x220x21.00 (T.P.C)	"	3,350
16	" 220x220x21.00 (3P)	"	3,240
17	" 250x250x21.00 (SS)	"	5,040
18	" 250x250x21.00 (T.P.C)	"	4,500
19	" 260x260x21.00 (SUPER-P)	"	5,166
20	" 300x300x21.00 (SS)	"	7,035
21	" 300x300x21.00 (T.P.C)	"	6,300
22	" 350x350x21.00 (C-PAC)	"	7,400
23	" 350x350x24.00 (G.E.L)	"	10,500
24	" 350x350x21.00 (MCON)	"	9,800
25	" 350x350x21.00 (SS)	"	9,492
26	" 350x340x21.00 (SUPER-P)	"	8,232
27	" 350x350x21.00 (T.P.C)	"	9,500
28	" 350x350x21.00 (3P)	"	7,140
29	" 400x400x25.00 (G.E.L)	"	11,000
30	" 400x400x21.00 (MCON)	"	12,000
31	" 400x400x21.00 (T.P.C)	"	11,700
32	I SECTION 180x180x12.00 (G.E.L)	"	630
33	" 180x180x12.00 (C.P.M)	"	960
34	" 180x180x 8.00 (SS)	"	640
35	" 180x180x12.00 (SUPER-P)	"	1,008
36	" 180x180x10.50 (T.P.C)	"	2,085
37	" 180x180x10.50 (3P)	"	895
38	" 200x200x14.00 (C.P.M)	"	1,400
39	" 200x200x15.00 (SUPER-P)	"	1,995
40	" 220x220x21.00 (C.P.M)	"	2,750
41	" 220x220x21.00 (MCON)	"	2,100
42	" 220x220x14.00 (SS)	"	1,890
43	" 220x220x14.00 (3P)	"	1,900
44	" 260x260x21.00 (G.E.L)	"	3,040

NAME OF MATERIAL			UNIT	PRICE (B)
45	I SECTION	260x260x21.00 (C.P.M)	"	3,000
46	"	260x260x21.00 (MCON)	"	3,400
47	"	260x260x21.00(SS)	"	3,885
48	"	260x260x21.00 (T.P.C)	"	3,600
49	"	260x260x21.00(3P)	"	3,360
50	"	300x300x21.00 (G.E.L)	"	4,560
51	"	300x300x21.00 (C.P.M)	"	4,000
52	"	300x300x21.00 (SS)	"	4,578
53	"	300x300x21.00 (T.P.C)	"	4,800
54	"	300x300x21.00 (3P)	"	3,780
55	"	350x350x24.00 (G.E.L)	"	7,220
56	"	350x350x21.00 (MCON)	"	5,450
57	"	350x350x21.00 (SS)	"	6,090
58	"	350x350x21.00 (T.P.C)	"	6,200
59	"	400x400x24.00 (G.E.L)	"	10,300
60	"	400x400x21.00 (SS)	"	7,980
61	"	400x400x21.00 (T.P.C)	"	8,200
62	D.H SECTION	SIZE		
63	"	180x180x12.00 (MCON)	"	1,176
64	"	220x220x21.00 (T.P.C)	"	3,050
65	"	260x260x21.00 (T.P.C)	"	3,800
66	"	300x300x21.00 (T.P.C)	"	4,300
67	HOLLOW ROUND SPUN	400x400x21.00 (SS)	"	11,340
		φ 200 <sup>MM</sup> x 21.00 <sup>M</sup> (UNICO)	"	2,700
		φ 250 x 21.00 ( " )	"	3,315
		φ 300 x 21.00 ( " )	"	4,200
		φ 350 x 21.00 ( " )	"	6,000
		φ 400 x 21.00 ( " )	"	7,370
R.C FENCE POST				
1	GENERAL MARKET LENGTH	2.10 <sup>M</sup>		
		W/BASE SIZE 275x275	pile	65
2	"	2.70	"	75
3	(A.R.E) LENGTH	2.10 (PRESTRESSED CONC.)		65
4	(A.R.E) "	2.70 ( " )		75
5	(C-PAC) "	2.10 ( " )		65
6	(C-PAC) "	2.70 ( " )		75
3.4 PRESTRESS CONC. ELECTRICAL POST				
	(ARE) LENGTH	8.0 <sup>M</sup>	pie	1,070
	( " )	9.0	"	1,350
	(C-PAC)	8.0		
	(C-PAC)	9.0		
	(C-PAC)	10.5		

3. 建設に関する資料

NAME OF MATERIAL				UNIT	PRICE (B)
3.5 R.C FOOTING POST W/BASE (SIZE 275x275 <sup>MM</sup> )					
GENERAL MARKET					
1	POST	SIZE	100x100 <sup>MM</sup> x1.00 <sup>M</sup>	pile	45
2	"	"	100x100 x2.00	"	90
3	"	"	100x100 x3.00	"	135
4	"	"	125x125 x1.00	"	55
5	"	"	125x125 x2.00	"	110
6	"	"	125x125 x3.00	"	165
3.6 WOODEN PILE BARK SMASHING (FULL SIZE)					
1	φ 75 <sup>MM</sup>	x3.0 <sup>M</sup>		pile	60
2	φ 100	x4.0		"	80
3	φ 125	x5.0		"	100
4	φ 150	x6.0		"	120
5	φ 200	x8.0 (PINE WOOD)		"	200
6	φ 250	x10.0 ( " )		"	500~525
4. SECTIONAL MEMBER					
4.1 STRUCTURAL STEEL (LENGTH 6.0 <sup>M</sup> PER PIECE)					
1	ANGLE STEEL	SIZE	3.0x40x40 <sup>MM</sup>	piece	90
2	"	"	4.0x40x40	"	110
3	"	"	4.0x50x50	"	140
4	"	"	6.0x50x50	"	210
5	"	"	6.0x65x65	"	280
6	"	"	8.0x65x65	"	360
7	"	"	6.0x75x75	"	325
8	"	"	9.0x75x75	"	475
9	LIGHANGLE STEEL	"	3.0x40x40	"	80
10	"	"	6.0x50x50	"	190
11	CHANNEL STEEL	"	75x6.92 Kg/M	"	350
12	"	"	100x9.36 Kg/M	"	470
13	LIGHT CHANNEL STEEL	"	2.6x45x38 <sup>MM</sup>	"	110
14	"	"	2.0x80x40	"	115
15	LIGHT UP CHANNEL STEEL	"	2.0x100x50 <sup>MM</sup>	"	200
16	"	"	3.2x150x50	"	320
4.2 ROUND BAR. SR24 (LENGTH 10.00 <sup>M</sup> /BAR)					
1	φ 6 <sup>MM</sup>	WEIGHT	2.22Kg/BAR	ton	8,410
2	φ 9	"	4.99	"	7,900
3	φ 12	"	8.88	"	7,700
4	φ 15	"	13.90	"	7,600
5	φ 19	"	22.30	"	7,550
6	φ 25	"	38.50	"	7,550
4.3 DEFORMED BAR SD-30 (LENGTH 10.00 <sup>M</sup> /BAR)					
1	φ 10 <sup>MM</sup>	(FACTORY PRICE) WEIGHT	6.17Kg/BAR	"	8,400
2	φ 12	"	8.88	"	8,200
3	φ 16	"	15.80	"	8,000
4	φ 20	"	24.70	"	8,000



	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (฿)
5	φ25 <sup>MM</sup> (FACTORY PRICE) WEIGHT 38.50Kg/BAR	ton	8,000
6	φ28 48.30	"	8,000
4.4	DEFORMED BAR SD-40 (LENGTH 10.00 <sup>M</sup> /BAR)		
1	φ10 <sup>MM</sup> (FACTORY PRICE) WEIGHT 6.17Kg/BAR	"	8,700
2	φ12 " " 8.88	"	8,500
3	φ16 " " 15.80	"	8,300
4	φ20 " " 24.70	"	8,300
5	φ25 " " 38.50	"	8,300
6	φ28 " " 48.30	"	8,300
4.5	YANG WOOD (MODIFIED)		
1	SIZE 12.7x152.4 <sup>MM</sup> (1/2"x6")x6.00 <sup>M</sup> (PLANING INCLUDED)	FT <sup>3</sup>	170~180
2	25.4x25.2(1"x1")x4.00	"	135~145
3	25.4x203.2(1"x8")x6.00	"	160~170
4	38.1x76.2(1½"x3")x2.5	"	135~145
5	38.1x76.2(1½"x3")x3.00~5.50	"	140~150
6	127.0x127.0(5"x5")x6.00	"	165~175
7	38.1x76.2(1½"x3")x3.00~5.00	"	155~165
8	127.0x127.0(5"x5")x6.00	"	180~190
4.6	HARD WOOD (MODIFIED)		
1	KRABARK 25.4x203.2 <sup>MM</sup> (1"x8")x4.00 <sup>M</sup>	FT <sup>3</sup>	160~170
2	HARD WOOD (MIXED) 50.8x152.4 <sup>MM</sup> (2"x6")x6.00 <sup>M</sup>	"	165~180
3	TENG RUNG (2"x6")x6.00 <sup>M</sup>	"	260~290
4	TA KIEN THONG (2"x6")x6.00	"	260~290
5	TA KIEN HIN (2"x6")x6.00	"	240~250
6	TA KIEN THRAI (2"x6")x4.00	"	210~230
7	DAENG (SEASONED & GROOVED) (1"x4")x4.00	"	280~310
8	MAKA ( " " ) (1"x4")x4.00	"	320~350
4.7	TEAK WOOD 2nd GRADE ORDINARY TYPE		
1	SIZE 12.7x25.4 <sup>MM</sup> (1/2"x1")x3.5 OVER	"	305
2	(1/2"x4")x6.5	"	360
3	(1"x1")x5.0	"	340
4	25.4x101.6 (1"x4")x6.0 OVER	"	400
5	25.4x152.4 (1"x6")x6.0	"	410
6	(1"x12")x6.0	"	490
7	(1½"x3")x6.5	"	400
8	(1½"x3")x4.0	"	350
9	(1½"x4")x3.5 OVER	"	400
10	(1½"x4")x6.5	"	440
11	(2"x4")x6.0	"	460
12	(2"x12")x6.0	"	550

3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (₮)
4.8	SMALL BAMBOO BAMBOO	BDUNDLE	
1	SMALL BAMBOO $\phi 18^{MM}$ LENGTH 2.50 <sup>M</sup> (20RODS/BONDLE)		18
	$\phi 25$ 4.00 ( . . )	"	23
2	BAMBOO $\phi 75 \sim 100^{MM}$ 7.00	rod	20
5. PIPING			
5.1	ASBESTOS CEMENT DRAINAGE PIPE CLASSA SINGLE SCCKET(LENGTH 3.00/P)		
1	$\phi 80^{MM}$	pipe	66
2	$\phi 100^{MM}$	"	112
3	$\phi 150^{MM}$	"	165
4	$\phi 200^{MM}$	"	224
5	90° BEND $\phi 80^{MM}$	pc	13
6	$\phi 100$	"	14
7	$\phi 150$	"	26
8	$\phi 200$	"	37
9	90° TEE $\phi 80$	pc	18
10	$\phi 100$	"	23
11	$\phi 150$	"	37
12	$\phi 200$	"	58
5.2	CONCRETE PIPE (44MM THK 1.00M LENGTH)		
1	BELL & SPIGOT TYPE $\phi 300^{MM}$	pipe	100
2	" $\phi 600$	"	
3	TONGUE & GROOVE TYPE $\phi 300^{MM}$	"	85
4	" $\phi 600$	"	230
5.3	RC. PIPE (LENGTH 1.00 <sup>M</sup> )		
1	BELL & SPIGOT TYPE CLASS 3 $\phi 300^{MM}$	"	135
2	" $\phi 600$	"	
3	TONGUE & GROOVE TYPE CLASS 3 $\phi 400^{MM}$	"	215
4	" $\phi 600$	"	300
5.4	CAST IRON PIPE ASPHALT COATING FOR RUST PROOF (SOIL PIPE)TCP		
1	$\phi 100^{MM}$ LENGTH 1.80 <sup>M</sup> WEIGHT 16.50Kg	p	116
2	ELBOW 90°	"	27
5.5	SQUARE STEEL PIPE (LENGTH 6.00 <sup>M</sup> /P)		
1	SIZE $13^{MM} \times 13^{MM} \times 0.9^{MM}$ THK	p	22
2	19 x19 x0.9	"	28
3	25 x25 x1.0	"	30
4	38 x38 x1.2	"	79
5	50 x50 x1.6	"	160
6	75 x75 x2.3	"	200
7	100 x100 x2.3	"	400

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (円)
5.6	ROUND STEEL PIPE FOR CONSTRUCTION(LENGTH 6.00 <sup>M</sup> /P)		
1	NOMINAL SIZE 100 OUTSIDE DIAMETER 114.3 <sup>MM</sup> 3.6 <sup>M</sup> THK P		630
2	100 114.3 4.5	"	720
3	150 165.1 4.5	"	1,250
4	150 165.1 6.0	"	1,720
5.7	THICK GALVANIZED STEEL PIPE(LENGTH 6.00 <sup>M</sup> /P)		
	JOINT ACCESSORIES PURCHASING BY LARGE AMOUNT OF CASE DISCOUNT %25~30		
1	NOMINAL SIZE 15 <sup>MM</sup> OUTSIDE DIAMETER 21.4 <sup>MM</sup> P		88
2	20 26.9	"	115
3	25 33.8	"	176
4	32 42.5	"	228
5	40 48.4	"	268
6	50 60.2	"	372
7	SOCKET NOMINAL SIZE 15 <sup>MM</sup>	"	3.70
8	20	"	4.00
9	25	"	5.90
10	32	"	8.40
11	40	"	10.40
12	50	"	15.90
13	90° LBOW NOMINAL SIZE 15 <sup>MM</sup>	"	4.00
14	20	"	4.70
15	25	"	7.10
16	32	"	11.40
17	40	"	14.10
18	50	"	21.40
19	90 TEE NOMINAL SIZE 15	"	11.40
20	20	"	12.30
21	25	"	16.70
22	32	"	23.40
23	40	"	28.40
24	50	"	40.00
5.8	IRON PIPE (FURNITURE) LENGTH 6.00M/P		
1	φ 15 <sup>MM</sup> (1/2") 1.2 <sup>MM</sup> THK		24
2	φ 20 (3/4") 1.2		35
3	φ 25 (1") 1.6		55
5.9	ALUMINUM PIPE LENGTH 6.00M/F		
1	φ 15 <sup>MM</sup> 1.0 <sup>MM</sup> THK		72
2	φ 20 1.0		90
3	φ 25 1.0		112
5.10	PVC PIPE D PLAST WATER SUPPLY PIPE PVC 5 NO. SOCKET		
	LENGTH 4.00M/P		
1	NOMINAL SIZE 18 <sup>MM</sup> OUTSIDE DIAMETER 22 <sup>MM</sup>	p	21.25
2	20 26	"	25.50
3	25 34	"	36.00
4	35 42	"	44.00
5	40 48	"	57.50
6	55 60	"	84.00
7	100 114	"	287.00

3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (฿)
8	SOCKET NOMINAL SIZE 18 <sup>MM</sup>	P	2.5
9	:" 20	:"	3.0
10	:" 25	:"	3.5
11	:" 40	:"	7.5
12	:" 100	:"	70.0
13	90° BEND ONE END SOCKET NOMINAL SIZE 18 <sup>MM</sup>	:"	4.0
14	:" 20	:"	6.5
15	:" 25	:"	9.5
16	:" 40	:"	18.5
17	:" 100	:"	178.0
5.11	PVC WATER SUPPLY PIPE (THAI MADE) PVC.5 TYPE NO SOCKET LENGTH 4.00 <sup>M</sup> /P		
18	NOMINAL SIZE 35 <sup>MM</sup> OUTSIDE DIAMETER 42 <sup>MM</sup>	:"	67.0
19	40 48	:"	81.5
20	55 60	:"	126.0
21	65 76	:"	210.5
22	80 89	:"	284.5
23	100 114	:"	469.0
24	125 140	:"	705.0
25	150 165	:"	1,410.0
6.	WIRE MESH		
6.1	WIRE MESH RHOMBUS PATTERN		
1	MESH SIZE 38 <sup>MM</sup> DIAMETER OF WIRE 3.0 <sup>MM</sup> (No.11)	m <sup>2</sup>	49
2	50 3.0 ( " )	"	39
3	38 3.15 (No.10)	"	58
4	50 3.15 ( " )	"	48
6.2	WIRE MESH SQUARE PATTERN		
1	MESH SIZE 38 <sup>MM</sup> DIAMETER OF WIRE 3.0 <sup>MM</sup> (No.11)	"	55
2	50 3.0 ( " )	"	45
3	38 3.15 (No.10)	"	65
4	50 3.15 ( " )	"	55
6.3	WIRE MESH SQUARE PATTERN WELDED (ROLL SIZE 0.90x30.48 <sup>M</sup> )		
1	MESH SIZE 13 <sup>MM</sup>	m	30
2	19	"	26
3	25	"	24
4	31	"	22
6.4	WIRE MESH HEXAGON PATTERN WELDED (ROLL SIZE 0.90x30.48 <sup>M</sup> )		
1	MESH SIZE 13 <sup>MM</sup>	m	15
2	19	"	13
3	25	"	11.5
4	31	"	9
6.5	STEEL MOSQUITO NET (GREEN COLOR) WIDTH=900M/M		22

NAME OF MATERIAL		UNIT	PRICE (฿)
6.6	ALMINUM MOSQUITO-NET WIDTH=900 <sup>MM</sup>	m	38
6.7	" " =1200	"	50
6.8	GALVANIZED BARBED WIRE $\phi$ OF WIRE 1.60 <sup>MM</sup>	kg	17
6.9	" " 2.00	"	18
6.10	TIED WIRE (No.18) $\phi$ 1.25 <sup>MM</sup>	"	15
7 INSULATION			
7.1	GLASS FIBRE		
1	GLASS WOOL W/ALUMI FOIL (SIAM INSULATION) 25 <sup>MM</sup> THK ROLL SIZE 1.22 <sup>M</sup> x30.48 <sup>M</sup>	roll	1,650
2	MICROFIBRE W/ALUMI FOIL (SIAM GLASSWOOL) 50 <sup>MM</sup> THK ROLL SIZE 1.22 <sup>M</sup> x60.96 <sup>M</sup>	"	1,450
3	FIBERGLASS GROWN W/RESIN BONDED (YIP IN SOL) No.100 1.22x60.96	"	750
7.2	POLY FOAM (SIZE 600x1200 THK 12.7-304.8 <sup>MM</sup> )		
1	SIZE 600x1200 <sup>MM</sup> 25.4 <sup>MM</sup> THK (DENSITY 1.0LBS/BLOCK)	sheet	22
2	50.8 ( " " )	"	44
8 THIN SHEET			
8.1	ALUMINUM FOIL (SISALATION) No.402 ROLL SIZE 1.35x60.0 <sup>M</sup>	roll	1,000
8.2	HARVI FOIL (HARVI-FOIL) No.405 1.35x60.0	"	1,600
8.3	DAMP-PROOF SHEET(SISALATION) NO.353 1.80x50.0	"	3,200
9 OVERLAPPING SHEET			
9.1	CPAC MONIER		
1	SIZE 330x420 <sup>MM</sup> ANY COLOURS	tile	7
2	RIDGE SIZE 255x425	"	12
9.2	VIBULSRI TILE		
1	CORRUGATED 220x380 <sup>MM</sup> RED COLOUR	"	5.5
2	RIDGE (1 <sup>M</sup> USED 3 PIECES)	"	12
3	SINGLE TILE SIZE 200x320 <sup>MM</sup>	"	1.5
9.3	CARPOFT UNIT SIZE 980x5000 <sup>MM</sup> , 8 <sup>MM</sup> THK CEMENT COLOUR	sheet	615
9.4	GLAZED BURNED CRAY SHINGLE TILE (GRAY) MALE (SIZE 120x196 <sup>MM</sup> ) FEMALE (SIZE 143x270 <sup>MM</sup> )	"	3.5
9.5	ROMAN TILE ASBESTOS CEMENT		
1	SIZE 500x1200 <sup>MM</sup> CEMENT COLOUR WEIGHT 6.2Kg/sheet	"	29.5
2	500x1200 RED " 6.2 "	"	42.0
3	RIDGE SIZE 500x450 <sup>MM</sup> CEMENT COLOUR 2.0	"	16.0
4	500x450 RED " 2.0	"	25.0
9.6	CORRUGATED ASBESTOS CEMENT SHEET		
1	LARGE SIZE 1020x1200 <sup>MM</sup> CEMENT COLOUR WEIGHT 15.7Kg/sheet	"	91.0
2	1020x1500 19.7	"	114
3	RIDGE FOR LARGE 1020x450 4.5	"	31
4	SMALL SIZE 540x1200 5.3	"	27.25
5	" " RED, GREEN 5.3	"	37

3. 建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UMIT	PRICE (B)
6	SMALL SIZE 540x1500 CEMENT COLOUR WEIGHT 6.6kg/sheet	sheet	33.75
7	SMALL SIZE 540x1500 RED GREEN COLOR WEIGHT 6.6Kg/sheet	"	46.25
8	RIDGE FOR SMALL SIZE 540x500 <sup>MM</sup> CEMENT COLOR WEIGHT 2.0Kg/sheet	"	18.00
9	" 540x500 RED GREEN	"	25.00
9.7	GALVANIZED STEEL SMALL CORR SHEET WIDTH BEFORE CORRUGATED 760 <sup>MM</sup> AFTER CORRUGATED WIDTH 650 <sup>MM</sup>		
1	THK 0.2 <sup>MM</sup> (No.35)	feet	6.4
2	" 0.25 (No.32)	"	7.75
3	" 0.40 (No.28)	"	11.30
9.8	GASOLIT ROMAN TILE SIZE 500x1200 <sup>MM</sup> YELLOW, GREEN, BLUE	sheet	130.00
THICK COATINGS			
10.1	CEMWASH SPRAY TYPE(OVER 300 m)	m <sup>2</sup>	50
10.2	SAND-TEX SPRAY TYPE(OVER 400 m)	"	60
10.3	ARCD TEXTURED COTING SPRAY TYPE (OVER 50 m)	"	65~105
10.4	TERRAZZO No.3 SPRAY TYPE	"	230~500
10.5	GRANLITHIC No.3 SPRAY TYPE	"	100~120
RIGID SHEET			
11.1	ASBESTOS TILE (FIAT SHEET) SIZE 1200x2400 <sup>MM</sup>		
1	THICKNSS 4 <sup>MM</sup>	sheet	97
2	" 6	"	146
3	" 8	"	190
11.2	GYPNUM BOARD SIZE(MM) THICKNESS(MM)		
1	ORDINARY 1200x2400 9	sheet	138
2	1200x2400 12	"	154
3	ALUMINIUM FOIL 1200x2400 9	"	180
4	1200x2400 12	"	198
5	TEXTURED BOARD 600x600 9	"	44
11.3	ZINC COATED STEEL SHEET SIZE(MM) THICKNESS(MM)		
1	910x1825 0.20(No.35)	sheet	66
2	910x2435 0.25(No.32)	"	71
3	910x2435 0.30(No.30)	"	85
4	910x2435 0.40(No.28)	"	95.50
5	910x2435 0.50(No.26)	"	122
11.4	FLAT STEEL SHEET SIZE 1215x2435 THICKNESS(MM) WEIGHT(KGS)		
	1.6 37.5	"	345
	3.0 70.0	"	560
	6.0 140.0	"	1,120

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
11.5	FLAT STAINLESS STEEL SHEET SIZE (MM) THICKNESS (MM) 1215x2435 2 <sup>MM</sup> (No.14)	sheet	2,448
11.6	FLAT ALUMINIUM SHEET SIZE(MM) 1000x2000		
1	WEIGHT 1.7 KGS (No. 30)	"	119
2	" 2.2 (No. 28)	"	147.50
3	" 2.5 (No. 26)	"	165.50
11.7	PLYWOOD BOARD, SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup> THICKNESS (MM)		
1	FOR INTERIOR USE TEAK/TEAK 3.5 (GOOD)	"	335
2	" " 6 ( " )	"	424
3	" YANG/YANG 4 KAPUR &LAWAN PLTO	"	145
4	" 6 "	"	205
5	" 10 "	"	355
6	" 15 "	"	500
7	" 20 "	"	660
8	FOR EXTERIOR USE TEAK/TEAK 4 (GOOD)	"	425
9	" " 6 ( " )	"	505
10	" YANG/YANG 4 KAPUR & LAWAN PLYWD.	"	190
11	" " 6 "	"	275
12	" " 10 "	"	410
13	" " 15 "	"	600
14	" " 20 "	"	770
11.8	PHENO BOARD SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup> , THICK 8 <sup>MM</sup>	"	175
11.9.	HARD BOARD SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup>		
1	THICKNESS 2.5 <sup>MM</sup>	"	60
2	" 3.0	"	72
3	" 3.5	"	80
4	" 3.0 (DRILLEE)	"	230
11.10	BANGNA FLAT PLYWOOD SIZE 1220x2400 <sup>MM</sup>		
1	ORDINARY THICKNESS 2.5 <sup>MM</sup>	"	70
2	" " 3.2	"	75
3	" " 4.0	"	80
4	" " 4.8	"	85
5	" " 6.0	"	110
6	CARVED THICKNESS 2.5	"	74
7	" " 3.2	"	86
8	" " 4.0	"	92
9	" " 4.8	"	98
10	" " 6.0	"	122
11	DRILLED " 2.5	"	74
12	" " 3.2	"	86
13	" " 4.0	"	92
11.11	FORM BOARD SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup>		
1	THICKNESS 8 <sup>MM</sup>	"	255
2	" 10	"	315
11.12	ACOUSTIC BOARD THICKNESS 10 <sup>MM</sup>		
1	SIZE 600x600 <sup>MM</sup>	"	52
2	600x1200	"	70

3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
11.13	3 SIZE 600x2440 <sup>MM</sup> CELOTEX (PAPER BOARD)	sheet	126
	1 SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup> THICKNESS 12 <sup>MM</sup>	"	135
	2 " 600x600 " 12 (DRILLED)	"	32
11.14	CHIP BOARD THICKNESS		
	1 FLAT BOARD TEAK/YANG SIZE 1220x2440 <sup>MM</sup> 12 <sup>MM</sup>	"	
	2 " " " 15	"	15
	3 " YANG/YANG " 12	"	279
	4 " " " 15	"	345
	5 PARTITION TEAK/TEAK SIZE 125x2440	37	605
	6 " YANG/YANG " 37	"	540
11.15	STRAMIT BOARD SIZE 1220x1800~3500 <sup>MM</sup> THICKNESS 45 <sup>MM</sup>		
	1 No.3 GRAY SURFACE 2 FACES	"	235
	2 No.5 " 1 FACE, BRACK 1 FACE LENGTH 2400 <sup>MM</sup>	"	235
	3 No.7 HARD BOARD SURFACE 2 FACES LENGTH 2400 <sup>MM</sup>	"	490
	4 No.8 ASBESTOS CEMENT SHEET SURFACE 2 FACES LENGTH 2400 <sup>MM</sup>	"	545
	5 No.9 ASBESTOS CEMENT SHEET SURFACE 1 FACE HARD BOARD 1 FACE	"	520
	6 NO.10 BRIMER SURFACE 2 FACES LENGTH 2400 <sup>MM</sup>	"	379
	7 No.13 ASBESTOS CEMENT SURFACE 1 FACE LENGTH 2400 <sup>MM</sup>	"	420
11.16	ASBESTOLUX SHEET		
	TYPE SIZE (MM) THICKNESS(MM)		
	1 SANDED & UNBEVELLED 600x1200 4	"	70
	2 " " 600x1200 6	"	90
	3 " " 600x600 4	"	35
	4 CARVED 600x600 4	"	45
11.17	PLASTIC BOARD SIZE 1210x2435 <sup>MM</sup> THICKNESS 2 <sup>MM</sup>		
	1 " 2	"	745
	2 " 3	"	940
	3 " 6	"	1,885
11.18	LAMINATED PLASTIC BOARD		
	SIZE (MM) THICKNESS(MM)		
	1 FORMICA (U.K.) 1220x2440 1.25	"	658
	2 (THAILAND) 0.8(WHITE)	"	220
	3 " ( " ) 0.8(COLOR)	"	330
	4 " (DUROPAL) 1.2(FLAT)	"	1,280
	5 " ( " ) 1.2(ROUGH)	"	1,080
11.19	GLASS SHEET SIZE (MM) THICKNESS(MM)		
	1 CLEAR GLASS 920x1533 3 (+INSTALLATION)	SQ. FT	14
	2 " 920x1533 5 ( " )	"	25.50
	3 " 920x1533 6 ( " )	"	27.50
	4 " 101.6x700 5 ( " )	"	16
	5 " 600x600 3	"	51.50
	6 " 490x1200 3	"	103



	NAME OF MATERIAL		UNIT	PRICE (฿)
7	TEXTURED SHEET 920x1533	5(+INSTALLATION)	SQ, FT	22
8	GRAY SHEET 920x1533	5(LOCAL MADE)	"	40
9	" 1200x2000	5(LOCAL MADE)	"	120
11.20	CELOCRETE SHEET	SIZE(MM) THICKNESS(MM)		
1		1000x2000 12.7	sheet	14
2		1000x2000 25.4	"	141
3		1000x2000 76.2	"	334
4		600x600 10	"	44
		(SHELL DOME TYPE)		
12.	TILES			
12.1	MARBLE (SIZE 20x300x300 <sup>MM</sup> )			
1	MARBLE(THAI), GRAY, WHITE COLOUR	(MARBLE CO., LTD)	SQ, M	850
2	MARBLE(THAI), PINK, BLACK COLOUR		"	1,050
3	MARBLE(THAI), LIGHT GREY, GREY, PINK	(SUKHOTHAI MARBLE CO., LTD)	sheet	92
4	MARBLE(FOREIGN) (THAI VISAWAKI) LTD)		"	
12.2	SPLIT BLOCK	SIZE 25x80x320 <sup>MM</sup>	SQ, M	380
12.3	REX STONE	25x320x320 <sup>MM</sup>	"	380
12.4	CLAY TILE (LOCAL MADE)			
1	NON-GLAZED	SIZE 101x101 <sup>MM</sup> (RED, BROWN)	sheet	2.25
2	"	98x198 ( " " )	"	4.50
3	"	HEXAGONAL TYPE	"	3.50
4	GLAZED	SIZE 97x195 <sup>MM</sup> COLOURS	"	6
5	CLAY TILE	HEXAGONAL TYPE (100 SHEET/SQ, M)	"	100
12.5	ARTIFICIAL MARBLE, MARBLEX	SIZE 300x300 <sup>MM</sup> THICKNESS 25 <sup>MM</sup>	"	100
12.6	MOSAIC TILE (FLAT SURFACE)	SIZE 305x305 <sup>MM</sup> (LOCAL MADE)	"	24
12.7	MOSAIC TILE (GLOSS SURFACE)	SIZE 305x305 <sup>MM</sup> (LOCAL MADE)	"	26
12.8	WALL CERAMIC TILE	SIZE 100x100 <sup>MM</sup> (LOCAL MADE)		
1	"	WHITE GLAZED TYPE	"	1.25
2	"	COLOURED "	"	1.60
3	"	PATTERNED - (MONO-COLOUR)	"	2.10
4	"	" (BI-COLOUR)	"	2.40
12.9	PARQUETRY (LAYING & FINISHING SERVICE)			
1	TEAK	THICKNESS 19 <sup>MM</sup>	SQ, M	390
2	XYLIA FERRI	19	"	200
3	AFZELIA XYLOCARPA	19	"	300
4	PTEROCARPUS SPP	19 (MOSAIC)	"	220
12.10	FLOORING WOOD	SIZE 750x500-1500 <sup>MM</sup> THICKNESS 22 <sup>MM</sup>		

3. 建設に関する資料

NAME OF MATERIAL		UNIT	PRICE (¥)
12.11	VINY-ASBESTOS TILE SIZE 227x227 <sup>MM</sup>		
1	THICKNESS 1.6 <sup>MM</sup>	SQ,M	60
2	" 2.0	"	103
3	" 2.5	"	130
13.	BENDE MATERIAL(EXCLUDING INSTALLATION)		
	1 SP. M. = 1.9599 SP. YARD		
13. 1	CARPET(MACHINE TUFTED CARPET 100% VIRGIN WOOL)	"	626~853
13. 2	CARPET(MACHINE TUFTED CARPET 100% ACRYLIC)	"	486~594
14.	FINISHING		
14. 1	WALL PAPER ORDINARY TYPE (VINYL COATED PAPER)	SQ,M	80
14. 2	WALL PAPER VINYL TYPE	"	180
15.	THIN COATING (CAPACITY PER TIN 3,785 LITRES)		
1	SOLIGNUM (LIGHT BR·OW, BROWN, DARK BROWN)	TIN	240
2	SILICONE ( R221)	"	275
3	VARNISH SIGMAWA (GLOSS)	"	290
4	" (FLAT)	"	280
5	LACQUER CAMAL BRAND (No. 6022)	"	354
6	SHELLAC, YELLOW	KGS	29
7	SHELLAC, WHITE	"	41
8	INDOTHANE (HALF SHINY & MATT TYPE)	TIN	460
15. 1	OIL PAINT (COMPAY'S QUOTED PRICE) CAN CAP 3,785 LITRE( 1 GALLON)		
9	ALFA	"	298
10	SIGMA (FLAT TYPE)	"	290
11	I. C. 1	"	410
12	FAN BRAND	"	270~300
13	PAMMASTIC	"	385
14	MORCO	"	220
15	SINCLAIR	"	405
16	JOT' N	"	380
17	J. B. P	"	220
18	T. C. A	"	245~250
19	CAPTAIN	"	285~290
15. 2	EMULSION PAINT (COMPANY'S QUOTED PRICE) 3,785 LITRE CAN (1 GALLON)		
20	ALFA INTERIOR PAINT	"	108
21	ALFA EXTERIOR PAINT	"	205
22	SIGMA (SIGMA WALL) INT	"	160
23	SIGMA (SIGMA WALL) EXT	"	
24	I. C. 1 INT	"	320
25	" EXT	"	320
26	FAN BRAND INT	"	150
27	" EXT	"	290

## 3. 建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL		UNIT	PRICE (฿)
28	PAMMASTIC	INT	TIN	330
29	"	EXT	"	330
30	MONO	INT	"	110
31	"	EXT	"	180
32	ARCHO	INT	"	285
33	"	EXT	"	285
34	SINCLAIR	INT	"	275
35	"	EXT	"	315
36	JOTUN	INT	"	150
37	"	EXT	"	290
38	SNOWCEM PAINT 50KGS (WHITE)		BUCKET	765
39	J. B. P	INT	TIN	110
40	"	EXT	"	160
41	T. O. A	INT	"	110
42	"	EXT	"	130~140
43	CAPTAIN	INT	"	130
44	"	EXT	"	230~240
	RUST STOPPER CAPACTY PERTIN 3,785 LITRES (1 GALLON)			
45	RUST-OLEUM		"	422
46	RUSTGON SPECIAL TYPE 100		"	320
47	GENERAL RUST STOPPER PAINTS			100--145
16. COMPOSITE PARTS				
16.1	WINDOW-DOOR (STEEL PRODUCT) & TRNSPORTATION			
1	STEEL-DOOR(LOCAL MADE) 2.70x3.50		SET	4.550
2	SOLID ROLLING STEEL DOOR 0.7 <sup>MM</sup> THICK(No.22), WIDE SPU.M, (THAI ROLLING PRODUCT)		AQ,M	850
3	TRANSPARENT ROLLING STEEL DOOR 6.5 <sup>M</sup> , WIDE		"	950
4	STEEL WINDOW FRAME & PANEL PANEL SIZE (MM) 600x600(OPEN)		SET	460
5	STEEL WINDOW FRAME & PANEL PANEL SIZE (MM) 980x1200(DOUBLE PANEL)		"	1,220
16.2	WINDOW-DOOR (ALUMINIUM)+INSTALLATION			
1	WINDOW FRAME & PANEL PANEL SIZE (MM) 600x600 (OPEN)		"	760
2	WINDOW FRAME & PANEL PANEL SIZE (MM) 980x1200 (DOUBLE PANEL)		"	1,520
3	SLIDING DOOR FRAME & PANEL PANEL SIZE (MM) 1200x1200		"	2,530
16.3	LOUVER SHEET, SCRCEN WINDOW (ALUMINIUM)			
		LOVER SIZE(MM)	No. OF SLAT	
1	"	101.6	6	137
2	"	101.6	13	238
3	SCREEN WINDOW PANEL	SIZE 800x1200 <sup>MM</sup>	PANEL	130--145
4	"	DOOR PANEL 800x2000 <sup>MM</sup>	"	385--405

## 3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
16.4	WINDOW-DOOR PANEL (WOODEN FRAME)		
1	FLAT PANEL YANG/YANG SIZE 800x2000 <sup>MM</sup>	panel	335
2	" TEAK/TEAK " 800x2000 <sup>MM</sup>	"	480
3	TEAK PANEL SIZE 800x2000 <sup>MM</sup> PANEL FRANG SIZE 31.75x101.6 <sup>MM</sup> (1½"x4"), PANEL THK, 12.7(½")	"	610~650
4	HOFEA ODERATA " "	"	410~430
5	HARD WOOD " "	"	340~360
6	SOLID TEAK WINDOW PANEL SIZE 600x1200 " " "	set	360~380
7	GLASS WINDOW PANEL SIZE 800x1200 PANEL FRANG SIZE 31.75x101.6 <sup>MM</sup> (1½"x4")	"	230~250
8	HARD WOOD DOOR FRAME SIZE 800x2000 (DOOR-)	bay	180~210
9	HOFEA ODERATA FRAME SIZE 800x2000	"	230~300
10	FIXED GLASS LOUVRE HARD WOOD WINDOW FRAME SIZE 1000x800	set	265~290
11	HOFEA ODERATA FRAME SIZE 1030x800 SIZE OF FRAME 50.8x101.6 <sup>MM</sup>		
	2 ADJACENT BAYS (FIXED GLASS LOUVRE)	set	410~440
12	(HARD WOOD) WINDOW FRAME W/ALMINUM LOUVRE SIZE H 1030 <sup>MM</sup> x W 800 <sup>MM</sup> FRAME SIZE 50.8x101.6 <sup>MM</sup> (2"x4X) 2 ADJACENT BAY	"	20
13	(TAKIEN THONG WOOD) "	"	
16.5	NUTS, NAILS, ACCESSORIES FOR ROOFING TILE		
1	ROUND HEAD NUT (CARPENTRY) ø9.2 <sup>MM</sup> LENGTH 152 <sup>MM</sup>	Kg	12.5
2	" " ø12.70 " : 152	"	11.5
3	" " ø19.05 " " 152	"	11.5
4	NAIL LENGTH 76.2 <sup>MM</sup> (No.10)	"	14
5	" 25.4	"	16
6	" 25.4 WEIGHT 18Kg/Crate	crate	260
7	NAIL FOR CONCRETE	Kg	30~42
8	NAIL FOR GALVANIZED SHEET (80 pcs/box)	box	5
9	IRON SCREW NAIL (144 pcs/box) SIZE 19.06 <sup>MM</sup> (No.8)		7
10	EXPANED PLUG BRASS ø5 <sup>MM</sup>	pcs	10
11	-ALUMINUM ø12.7 <sup>MM</sup>		30
12	- PLASTIC 100 pcs/box(No.8)	box	12
13	FITTING FOR ROOFING TILE, HOOK BOLT FOR RIDGE SIZE 300 <sup>MM</sup>	"	1.75
14	FITTING FOR ROOFING TILE, HOOK BOLT FOR RIDGE SIZE 400 <sup>MM</sup>		2
15	FITTING FOR ROOFING TILE, COACH SCREW RIDGE SIZE 62.5 <sup>MM</sup>		1
16	FITTING FOR ROOFING TILE, COACH SCREW RIDGE SIZE 100 <sup>MM</sup>		1.5
17	FITTING FOR ROOFING TILE, CLIP FOR SMALL CORP. A.C SHEET SIZE 200 <sup>MM</sup>		1.25
18	FITTING FOR ROOFING TILE, ROMAN TILE SIZE 200 <sup>MM</sup>		1.25

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
16.6	HARD WARE WINDOW & DOOR		
1	KNOB TYPE SCHLAGE SHROMIUM SURFACE (No.625) SINGLE	pc	
2	" YALE " (No.BR 5280)DOUBLE	"	390
3	" UNION " (No.9928)	"	265.5
4	" KWIKSET " (No.4008)	"	495
5	" ALFA "	"	355.5
6	CONCEAL TYPE ABROY (No.2200)	"	125
7	" YALE (No. 2013)	"	580
8	CONCEAL UNION (No.2477/3)	"	662.5
9	LEBER HANDLE TYPE ABROY (No.2500)	"	200
10	" " UNION (No.692-24-95)	"	200
11	LOCK FOR LAVA TORY SET-ACME-PLASTIC	"	890
12	STEEL HINGE SIZE 101.6 <sup>MM</sup> , 1 <sup>MM</sup> THK	"	100
13	" 101.6 7 <sup>MM</sup> THK W/NYLON BETWEEN JOINT	"	3
14	BRASS HINGE SIZE 101.6 2 <sup>MM</sup> THK	"	6
15	WHITCO TYPE HINGE SIZE 203.2 <sup>MM</sup> (8")WHITCO BRAND	set	30
16	" 304.8 <sup>MM</sup> (12") "	"	34
17	" 406.4 <sup>MM</sup> (16") "	"	37
18	" 203.2 <sup>MM</sup> (8") RED LEAF BRAND	"	44
19	" 254.0 <sup>MM</sup> (10") "	"	24.5
20	" 355.6 <sup>MM</sup> (14") "	"	26
21	" 203.2 <sup>MM</sup> (8") AGCO BRAND	"	29
22	" 304.8 <sup>MM</sup> (12") "	"	26
23	" 406.4 <sup>MM</sup> (16") "	"	29
24	GALVANIZED BOLT SIZE 152.4 <sup>MM</sup> ∅6MM	pc	34
25	BRASS " ∅6MM	"	3.5
26	ALUMINUM " ∅9MM	"	11
27	STEEL HOOK SIZE 152.4 <sup>MM</sup>	"	20
28	BRASS " "	"	1.5
29	GALVANIZED HANDLE SIZE 127.0 <sup>MM</sup>	"	7
30	BRASS " "	"	3
31	ALUMINUM " "	"	4
32	DOOR CLOSER UNION (No.8820)	set	3
33	CHOKE-UP WHITCO	"	1,140
			132
17.	PRODUCTION		
17.1	CEMENT		
1	TIGER BRAND A (RETAIL PRICE FROM GENERAL STORE)	bag	
2	" B (DELIVERY PRICE FOR JOB SITE IN BKK WITHIN 50 KM)	ton	1,350
3	COBRA BRAND A (RETAIL PRICE FROM GENERAL STORE)	bag	
4	" B (DELIVERY PRICE FOR JOB SITE IN BKK WITHIN 50 KM)	ton	1,350
5	EAGLE BRAND A	bag	
6	" B	ton	1,350

3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
	7 ELEPHANT BRAND A	bag	
	8 " B	ton	1,655
	9 GREEN SERPENT A	bag	
	10 " B	ton	1,655
	11 DIAMOND BRAND A	bag	
	12 " B	ton	1,655
	13 ♣ CLUB BRAND A	bag	
	14 WHITE CEMENT WHITE ELEPHANT BRAND (WEIGHT 40Kg/bag)	"	180~210
	15 " KILANE BRAND ( " )	"	190~210
17. 3	SAND SOIL STONE (DECVARY CHARGE INCLUDED)		
	1 COARSE SAND RETAIL SALE	m <sup>3</sup>	175~185
	2 " WHOLE TRUCK SALE	"	150
	3 FINE SAND RETAIL SALE	"	180~190
	4 " WHOLE TRUCK SALE	"	175
	5 EMBANKMENT SAND (WHOLE TRUCK SALE)	"	100
	6 AGGREGATE No. 1	"	180~190
	7 " No. 2	"	180~190
	8 STONE CHIP FOR TERRAZO, WEIGHT 50Kg/bag	bag	
	9 LATERITE	m <sup>3</sup>	115~130
	10 SOIL	"	106~110
17. 4	ADHESIVE & SEALING CONPOUND		
	1 DAP (STICK TYPE) LENGTH 15.24 <sup>M</sup>	pack	106
	2 DAP (TOBE TYPE) CAPACITY 0.31Kg (11 OZ)	tube	50
	3 WELD WOOD " " "	"	45
	4 GUMCRETE " 1.0Kg	can	82
	5 TANGIT " 1.0Kg	"	175
	6 LATEX GLUE 3.785 LITRE	"	42
	7 RUBBER CLUE 0.95 "	"	35
	8 SHELL FLINTKOTE(No. 3) 3.785 LITRE	"	48
	9 COMPRI BAND SIZE 9x9 <sup>MM</sup> LENGTH 1803 <sup>MM</sup>	stick	
17. 5	CONCRETE ADMIXTURE		
	1 IMPERMD LIQUID TYPE WATER PROOF & STRENGTHEN 3.785 LITRE/CEMENT 100kg (19 LITRE/BUCKET)	bucket	220
	2 MANOL WATER PROOF 0.5kg/CEMENT 50Kg (18kg/BUCKET)	"	420
	3 POZZOLITH 100xR WATER PROOF & STRENGTHEN 0.125Kg/cement 50Kg (3.785 LITRE/CAN)	can	150
	4 SIK A (PLASTOCRETE-N) 0.25Kg/cement 50Kg (20kg/BUCKET)	bucket	925
	5 HYDRO PROOF No. 2 1.0LITRE/CEMENTO 50kg (19 LITRE/BUCKET)	"	420
	6 BARA 56 0.05Kg/CEMENT 50Kg (20kg/BUCKET)	"	1,120
17. 6	THINNER CAPACITY 3.785 LITRE	can	50
17. 7	ALCOHOL CAP. 3.785 LITRE	"	35
17. 8	FLOOR SYSTEM CINSTALLATION & SURFACE MORTAR (NOT INCLUDED)		

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (฿)
1	SBP (BLOCK THK 120 <sup>MM</sup> SIZE 415x250 <sup>MM</sup> )	m <sup>2</sup>	148
2	CM	"	160~250
3	PR	"	130~150
4	SEACON	"	165~200
5	THAI CEMENT	"	109~123
17.9	SAND PAPER	dozen	10
17.10	FINE SAND PAPER	"	34~36
18. MATERIAL & QUIPMENT FOR PLUMBING, ELECTRICAL SANITATION, AIR-CONDITION & VENTILATION			
18.1 PLUMBING EQUIPMENT			
1	METER (JAPANESE MADE) NOMINAL SIZE 15 <sup>MM</sup>	pc	300
2	" ( " ) " 20	"	580
3	" ( " ) " 25	"	795
4	BRASS VALVE (JAPANESE MADE) " 15	"	86
5	" " " 20	"	112
6	" " " 25	"	155
7	CAST IRON VALVE (LOCAL MADE) " 100(GATE VALVE)	"	
	LBS 150	"	2,000
8	" " " 150	"	3,450
9	" " " 200	"	5,500
10	BRASS FAUCET (LOCAL MADE) " 15	"	
	(HONG KONG TYPE)	"	22
11	BRASS FAUCET (LOCAL MADE) 20	"	
	(HONG KONG TYPE)	"	32
12	BRASS W/CHROMIUM COATING FAUCET (BRIGHT) BRAND NAME NOMINAL SIZE 15 (WALL TYPE)	"	78
13	BRASS W/CHROMIUM COATING FAUCET (BRIGHT) BRAND NAME NOMINAL SIZE 20 (LAV. TYPE)	"	35
18.2 SWAGE ABRATION TREATMENT SYSTEM W/FITTINGS (INSTALLATION NOT INCLUDED)			
1	SATS GR 100 MODEL INCLUDED W/FITTINGS (FOR 10 PERSONS)	set	
2	SATS MA 70 " (FOR 50 PERSONS)	"	
18.3 CEMENT PIPE			
1	READY-MADE CEMENT PIPE HOLLOW HEIGHT 400 <sup>MM</sup> 800 <sup>MM</sup>	pc	
2	" " 400 1000	"	
3	COVER FOR CEMENT PIPE 800 <sup>MM</sup>	"	
4	" " 1000	"	
18.4 WATER PUMP			
1	FIBRE TYPE FOR PIPE 25.2 <sup>MM</sup> MOTOR 1/3HP INCLUDED W/STAINLESS AIR TANK 20 LITRE	set	2,600
2	SMALL TYPE FOR PIPE 25.2 <sup>MM</sup>	"	3,700
18.5 WATER TANK			
1	GALVANIZED STEEL WATER TANK SIZE 1.17x1.17x1.37 <sup>M</sup> (STEEL PIPE NO.12 THK 1.0 <sup>MM</sup> )	tank	1,600

3.建設に関する資料

	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE (B)
2	GALVANIZED STEEL WATER TANK SIZE 1.17x1.17x1.7 <sup>M</sup> (STEEL PIPE NO.10 THK 1.2 <sup>MM</sup> )	tank	1,800
3	GALVANIZED STEEL WATER TANK SIZE 0.80x0.80x0.80 <sup>M</sup> (STEEL PIPE NO.18 THK MM)	"	1,200
4	WATER TANK (FRP) CAPACITY 2600 LITRES	"	7,500
5	PLASTIC " CYLINDER " 2000 "	"	4,600
18.6	ELECTRICAL FAN AIR-CONDITION		
1	VENTILATION FAN (JAPAN) SIZE 203 <sup>MM</sup> (8")	equip	1,200
2	" ( " ) 305	"	1,500
3	AIR-CONDITION (USA) 10,000 BTU	"	14,800
4	" ( " ) 12,000 "	"	16,000
5	" ( " ) 24,000 "	"	23,600
19. MATERIAL & EQUIPMENT FOR ELECTRICAL WORK			
19.1	ELECTRICAL WIRE (ROUND COPPER) COVERED W/INSULATOR & OUTER SKIN-PVC (100M/ROLL)		
1	PVC 60° 250 VOLT, DOUBLE CORE SIZE 2x4.0 <sup>MM</sup>	roll	857
2	" " " 2x2.5	"	548
3	" " " 2x1.5	"	359
4	" " " 2x1.0	"	258
5	PVC 60° 750 VOLT, SINGLE CORE SIZE 1x4.0	"	507
6	" " " 1x2.5	"	339
19.2	ELECTRICAL FITTINGS & LIGHTING FIXTURE		
1	SWITCH(SINGLE) 3 LINE WALL CONCEAL TYPE(VETCO)	pc	27
2	" ( " ) " (TICHINO)	set	80
3	" ( " ) " (UROPA)	"	75
4	PLUG (SINGLE) WALL CONCEAL TYPE (VETCO)	pc	22
5	" ( " ) " (TICHINO)	set	83
6	" ( " ) " (UROPA)	"	78
7	EGG SHAP(ROVER) SWITCH (VEICO)	pc	16
8	SHORT CUT SWITCH 25 AMPERE (TICHINO)	"	245
9	CIRCUIT BREAKER 1P SIZE 10-25 AMPERE	"	75
10	SWITCH PANEL 12 PARTS	panel	630
11	BAUAST 40 WATTS (PHILLIPS)	pc	55
12	STARTER 40 WATTS (PHILLIPS)	"	7.5
13	ELUORESCENT LAMP 40 WATTS (PHILLIPS)	"	43
14	STEEL FIXTURE W/EXTENSION LFG. FOR FLUORESCENT LAMP (2x40 WATTS)	set	120
15	SQUARE, GLASS CEILING FIXTURE SIZE 200x200 <sup>MM</sup>	"	80
16	ELECTRICAL LAMP 60 WATTS	lump	10
20. EQUIPMENTS FACILITIES			
20.1	TOILET FIXTURE WATER CLOSET(W/SEAT & TANK FITTINGS)		
1	WC EASTERN STYLE PAIL FLUSH TYPE WHITE VITREOUS CHINA (NO.1F-100)	pc	220
2	" " " (SQAT-2)	"	210
3	" " W/PEDESTAL (P.C.TF-100P)	"	620
4	" " " (SQAT-1)	"	570
5	" " FLASH TYPE (NO.TF-100F)	"	400



	NAME OF MATERIAL	UNIT	PRICE(¥)
6	WC EASTERN STYLE FLASH TYPE		
	CHINA (SQUAT 2FS)	pc	360
7	" " W/PEDESTAL " (NO.TF-100FF)	"	825
8	" " " " (WQUAT 1F)	"	750
9	WC WESTERN STYLE W/TANK WHITE VITREOUS		
	CHINA (NO.TF-2106)	set	1,925
10	" " (C-73)	"	1,750
11	" COLOUR (TF-2106)	"	2,520
12	" " (C-73)	"	2,200
13	WC WESTERN STYLE PAIL FLUSH TYPE	pc	
	W/PEDESTAL-TERRAZZO		
20. 2	TOILET FIXTURE URINAL BIDET(FITTING NOT INCLUDED)		
1	URINAL, WALL TYPE WHITE VITREOUS		
	CHINA (NO.TF-412)	set	475
2	" " (U-2987)	"	430
3	BIDET (TF-5002)	"	1,100
4	" (B-62)	"	1,000
20. 3	TOILET FIXTURE LAVATORY(FITTING NOT INCLUDED)		
1	LAVATORY WHITE VITREOUS CHINA SIZE		
	410x510 <sup>MM</sup> (NO.TF-911)	"	390
2	" " 420x510 (B-01)	"	340
3	" " 330x510 (TF-910)	"	245
4	" " 305x510 (B-02)	"	240
5	" COUNTER TOP COLOUR VITREOUS CHINA		
	SIZE 430x510 (TF-476)	"	800
6	" 450x560 (B-07)	"	690
20. 4	TOILET FIXTURE CAST IRON BATH TUB-WHITE		
	WITHOUT HAND RALL SIZE 800x1700 <sup>MM</sup>		
	FITTING INCLUDED (BRITISH)	set	
20. 5	TOILET FIXTURE SOAP DISH PAPER HOLDER SHELF		
1	SOAP COLOUR VITREOUS CHINA SIZE 106x222 <sup>MM</sup>		
	(NO.TF-9000)	pc	110
2	" " (NO.A-48)	"	85
3	PAPER HOLDER " 146x151 <sup>MM</sup> (NO.TF-9001)	"	110
4	" " (NO.A-66)	"	85
5	SHELF 510 <sup>MM</sup> (NO.TF-9075)	"	310
20. 6	SHOWER HEAD HARD CORE & BRASS COATED		
	W/CHROMIUM FLANGE(BRIGHT)	set	80
20. 7	TANK FITTING (FLUID MASTER)		800
20. 8	ALUMINIUM BLIND(PST)		
1	SIZE 35 <sup>MM</sup>	"	485
2	" 50	"	420

### 3.建設に関する資料

#### 3-8 建設資材の運搬

建設材料及建設用機器等のタイ国への輸送については下記資料による。

a) タイ国に於ける輸出入通関手続、関税システム及び内陸輸送について

出所：タイ国日本人商工会議所

1977年11月発行

#### { I } 輸入通関手続きについて

- A-1 通常の場合、本輸入港前に船積書類を入手し、税関規定の Form である輸入貨物申告書の該当欄に下記明細を記入して申請します。
1. 船名、入港日
  2. 梱包の数量、重量 (Total の net weight) 及び case mark
  3. 品目 (商品名 Trade Mark 又は Trade Name の有無、サイズ、能力等詳細が必要、タイ語で書くこと)
  4. 輸出国名
  5. インボイス総額・CIF Value 税額を税関発表の為替換算率により Baht 額に換算して記入)
  6. 輸入関税率番号 (Tariff Item No.)
  7. 関税率
  8. 輸入税額
  9. 販売予想利益率及び販売税率 (何れも品目により税関で決められている)
  10. 販売税額 (Business Tax の額) (Cash check で支払の場合は 2% の discount)  
これは CIF 額と輸入税額の合計 (A) に販売予想利益率を掛けたもの (予想利益 B)、この A と B の和に、販売税率を掛けた全額。
  11. 市役所税 (Municipal Tax) 額、(Business Tax の 10%)

- A-2. 上記輸入税、販売税、市役所税の合計額を納税する、Cashでない場合は、銀行の Certified Checkに限ります
- A-3. 上記輸入貨物申告書には、記帳用書はその他添付が必要です。
1. インボイス (Value が明示が必要で、銀行と輸入業者の stamp 署名が必要)
  2. パッキング・リスト (銀行と輸入業者の Stamp 署名が必要)
  3. B/L Copy (船会社) の封印・署名が必要
  4. E/C (Exchange Control, 銀行にて発行される)
- 尚、輸入税制品の場合は商業省、工業省の輸入許可証の添付を要す。また、輸入貨物に対する原産地証明 (Certificate of Origin) の必要は現在なくなっております。
- 尚参考までに附記します。税関の輸入の課税対象になるのは CIF Value ですから、Invoice が FOB 建となっている場合、輸入申告書には CIF 建 (break down 必要) にして申告しなければならないこと御既承の通り。
- (1) B/L Copy : Ocean Freight Amount が明記してあり、船会社の証明印と署名してあること。
  - (2) 保険の policy 出し、policy に保険料金額の記載のない場合は保険料の領収証の添付を要します。  
これ等の書類の無い場合は FOB 額の 5% が保険料と見做されます。
  - (3) 輸出の場合は輸出貨物申告書に添付する Invoice は FOB 建ですから、B/L Copy、policy/receipt の添付は必要ありません。(IV-(4)参照)
- A-4. 輸入貨物申告書に上記必要書類を取揃え添付して申請すると、普通の場合、先づ係官の書類 check、次いで査定課の Invoice 価格の check、決定まで最低 2-3 日を要する。こゝで最終的に税額が決定し、納税を終れば、税関本館での手続は完了する。  
(依り、通関業者への書類引渡しは本船入港前、日付、休日を除いて少くとも 5 日前に行われる必要がある)
- A-5. 税関本館の手続及び納税完了後 PAT (Port Authority of Thailand) にて税関吏による貨物の検査を受け、PAT に Landing & Handling Charge (品目別に料率が決められている) を支払い、船会社発行の D/O と交換に Wharf Receipt を入手する。
- A-6. この Wharf Receipt を提示して PAT Bonded Warehouse から荷渡を受ける。
- A-7. PAT よりの輸出には ETO (Express Transport Organization of Thailand) の Truck 又は Trailer の使用が義務づけられており、ETO により Checking Post を通過して、貨物は指定の場所に搬入され、こゝで通関業務は完了することとなる

## 〔II〕 関税システムと評価規準について

- A (仏暦 2469 年 (西暦 1926 年) の税関法に基き輸入品に対しては税関発行の税率表 (Customs Tariff of Thailand)<sup>註</sup>により、各品目毎に決められた税率に従って輸入税を納めなければならない。(CIF Value を規準とする)
- (註) 税関本館にて入手可能 (有料)
- (1) 一般的に云えば輸入税率には最低 5% (CIF) から最高 100% まであり、生活必需品は低率であるが、自動車・電気製品、化粧品、装飾品、その他奢侈品、食糧品等は非必需品と見なされ高率である。

- (2) 投資委員会 (B.O.I.) の認可を得た工場・ホテル等の建設資材機械その他 plant の輸入は免税となるが、泰国で生産されるものについては、規定の税金を払わねばならない。 ※ 出し、通関時すでにBOIの免税認可未決定のものは輸入税に相当する Bank Guaranteeが必要) 例えは、Iron or Steel Barで泰国で生産出来ないサイズのものには免税となるが、生産出来るサイズのものには課税対象となる。
- 75年11月17日税関布告(75年11月19日No.9605/93137)で、工場で使用する原料に対し、工場に納入するものに対しては輸入税が一部減税されるが、輸入業者(例えば商社等)によって輸入し、工場に納入する場合は適用されないことになった。
- 例えば、印刷に使用する原料のAlkyl Benzeneを工場名で直接輸入すれば、輸入税率は3%に減税されるが、輸入業者が工場に納める場合、税率は正規の10%を支払わなければならない。

ト 評価基準について

- (1) 評価基準については、税関本館内に各品目 (Category) に分れて価格の査定官がおり、インボイスの単価をチェックする。
- (2) 査定は次の5係に分れている。即ち電気、機械(含車輛)、織物、化学薬品(含食品の一部)、及び雑物(含鉄鋼及び食品の一部)である。
- (3) 輸入貨物申告書に添付してある Invoice の単価に拘りなく、他社扱 Invoice を含めて同品目の最高の単価を基準にして輸入税を払わねばならないので、差額のある場合は Deposit Money の問題が発生する。査定課には商品別に各社の Price List, カタログが保存されており、厳密にチェックされる。
- A社が\$ 100 ーで輸入し、同一規格と見られる商品をB社が\$ 80ーで輸入した場合、輸入税はA社の\$ 100 ーを以てとなり、税関査定によりDeposit Moneyを払わされる。但し、輸入量が非常に多量の場合は売買契約書を提出し、説明の上納得してもらえば Invoice 価格を認められることもある。
- 例えば、日本製のミシンは何十種もの商標があるので、査定課では日本製ミシンの最低価格をUS\$ 30.00.ーと定めており、単価\$ 20.00.ーのミシンであっても\$ 30.00.ーの輸入税を払わなければならない。
- (4) コンスタントに輸入される商品に対しては、輸入業者は日本商工会議所の証明のある Price List を査定課に提出し、価格を認めてもらう事が出来る。
- Price が変更された場合は早急に訂正の Price List を提出しておかないとトラブルが起きる。
- 査定課に提出した Price List を認めて貰い、インボイス価格が同じであればDeposit Money は取られない。
- (5) 特殊商品とか、過去輸入例のない商品は税関に sample を提出して査定価格を決めて貰う。
- この場合、価格決定に時間を要するので、税関指示のTariff Item に従って不取取、納税の上通関し、後日、価格決定を見た上で清算される。

- (6) Bulk の liquid Cargo は Invoice 面の CIF Value に対する税額とその10%相当の Deposit Money を納めて通関する。  
 数量はタンク受入時の立会計測で、sample の分析(税関分析課で行う)の結果、異状なければ deposit money は返されます。
- (7) 輸入ユーザンスの金利は CIF には加算されませんが、明記を必要とします。輸入ユーザンスの金利を CIF に加算すると原価が高くなり、輸入税の対象となって課税されるので、Invoice 面には下記の様に記載する。

CIF 額	US\$ _____
INTEREST	US\$ _____
TOTAL CIF & I	US\$ _____

この様に CIF と Interest を分けた場合、Interest は課税の対象にはならない。

(税関法に“輸入税は CIF CASH (AT SIGHT) に対し課税し、Interest は課税の対象にならない”と明記している。)

また Bank of Thailand は輸出入の Exchange Control (E/C) のチェックと許可をするだけで、課税に関しては容喙する権限はない。

これはCKD自動車、鉄鋼など何れの場合でも同じである。

但し、上記の様に分けて記載せず、CIFに加算して、CIF 1本で記載した場合は、この加算した額が課税対象となる。

例を鉄鋼関係で説明すると、税関査定課で屯当り\$ 200.-と決められている場合、CIF \$ 180.-, Interest \$ 10.-, CIF & I 190.-であっても、CIF \$ 200.-で課税されますし、また CIF \$ 200.-, Interest \$ 10.-, CIF & I \$ 210.-であっても、\$ 200.-で課税されます。

### 〔Ⅲ〕 総揚げ貨物の自家解取りにについて

- (1) 普通、定期船によって運ばれて来た貨物は異なる荷主の多種多様の貨物であり、これ等を限られた停泊期間内に迅速に処理する必要があるため、船会社の手配する荷役業者(ステベ)によって一括して揚荷が行われます。これを総揚げと云います。定期船運賃には特に明記なき限りステベ費用・貨物の本船積込費用と揚陸費用は含まれております(Berth Term)。但しPAT の Landing charge, Handling charge は含まれておりません。
- (2) B'kok の場合、本船は揚荷役のためPAT Wharfに着岸致しますか、本船より総揚げされた貨物は PAT Bonded Warehouse に一旦搬入され、輸入通関及び諸手続完了後、ETOの truck or trailer で受荷主指定の場所まで搬出されます。

- 〔註〕 1. ETO truck よりの荷卸し費用 (Crane, forklift, coohe etc.) は truck charges に含まれず、荷主負担です。
2. PATでの Warehouse への横持ち、倉敷、truck への積込費用は Handling charge に含まれております。
3. Landing Charge は総揚げで岸壁に卸される貨物は勿論 Overside (後記) で直接解取られる貨物にも課せられます。

### 3. 建設に関する資料

- (3) 貨物が大量であったり、または遠隔地向であったりして private truck 使用を希望する場合、PAT area 以外の適当場所で積替えを余儀なくされ、余分の積替え費用と時間を要します。それ故 B'kok 市内及び近郊の場合は ETO truck が高率ではあります。そのまゝ、目的地まで走らせるのが通例ですが、船取りの方が有利な場合もあります。
- (4) しかし、private wharf を持っている場合とか、積替費用を計算しても private truck の方が安い場合とか、重量物で途中の橋を避けたい場合、嵩高で市内を走れる場合などは本船より直接船取りし、輸入通関後、private wharf にて水揚げし、改めて truck、trailer にて目的地へ搬入する方法もあります。（この本船から直接船取りする場合は当地では Over side Discharge into Lighter と言います。）
- (5) Overside は Chemical in bulk, bag, Raw Cotton in bale, Steel Structure (同サイズ) 等が、貨物ゆみに許可され、PAT に支払う Handling Charge は免除されます。また、CKD 車軸、工場 Plant 等数量が大きく、めくら梱包のものも一応船取りが許可されますが、Overside とに分け、Discharge into Lighter と呼ばれ、Landing Charge, Handling Charge 共に徴集され、更に船取りの際 Case に Seal を受け、貨物搬入後、工場にて税関の検査を受けます。（下記(9)参照 Out Door Inspection）
- (6) この Overside の利点は揚荷後（船取り後）、貨物がすぐ自分達の監督下に入り、盗難や破損の防止が可能なこと、また必要に応じ夜荷役が出来ることです。  
〔註〕 PAT Wharf から ETO truck で搬出する場合、就業時間が 08.30 - 16.30 の daytime のみで、搬出可能量は状況により増減ありますが全体でも1日当り約 6,000 K/T 程度なので、大量貨物の場合、引取りに日数を要し、Storage 発生への恐れもあります。尚、PAT Storage は本船揚荷終了後 3 日間は free です。
- (7) 直接船取りを行うためには、税関本館の Overside Section に許可申請を要します。申請書には船名、入港日、品目、数量、重量、荷姿等を記載し、B/L Copy を添付し、本船入港前に提出しなければなりません。  
また、船会社にも Overside する旨を事前に連絡し、PAT 宛の D/O には "Overside" / "Discharge into lighter" のゴム印を捺して貰います。  
これが許可されると許可料（船1隻につき B 600.-）を支払い許可証を貰います。
- (8) 普通、同一梱包（袋物）で、一袋の重量が同じである場合は税関本館で納税し、船取り終了して、PAT 税関の検査が済み次第、船を離すことにより通関は終了します。  
〔註〕 上記袋詰貨物を船に卸す場合、税関吏が検査し易い様、又数量を数え易い様に、人が通れる程度の間隔を空けて積付けることが肝要です。税関検査官が数えられぬ様な積付である場合、再度陸揚げを要求されることもありますので注意を要します。
- (9) CKD自動車、建設資材等梱包が同一でなく品目も多種の場合は梱包毎に税関 seal wire を施し、納税後船を離し、税関検査は後日検査官と価格査定官が工場へ出張検査する。
- (10) 土曜、日曜、祭日等 official holiday に船を離す場合は税関に前日迄に Overtime fee B 400.-（申告書1件につき、船数無関係）を支払わねばなりません。この前日迄の申請が出来なかった場合は更に B 200.- の Knock door fee（緊急出荷申請割増）が必要となります。（合計で B 600.- となる）

〔註〕 この Official Holiday に搬出する場合の Overtime fee, Knock door fee は PAT Wharf から truck その他で陸路搬出する場合でも同様に課せられます。

#### 〔Ⅳ〕 輸出通関手続について

- (1) Shipper は Cargo ready を覗み合せて船を選定し、船会社に船腹の予約を行います。この場合、品名、荷姿、数量（容積及び重量）を出来るだけ正確に伝え、本船の schedule を確認します。
- (2) 本船入港前に上記をもう一度 confirm した後、船会社に Application for shipment ( A/S. 船積申込書 ) を提出し、正式に船積申込みを行うと共に、船会社より本船宛の Shipping Order ( S/O. 船積指図書 ) を発行して貰います。この S/O 発行により、本船の船腹確保の確認となります。
- (3) 上記 A/S には下記の明細記載が必要です。
 

1. Shipper	7. Gross Weight
2. Consignee	8. Nett Weight
3. Notify	9. Gross Measurement
4. Description	10. Freight Payment
5. Mark & Nos.	11. Shipper's Address & Tel. No
6. Quantity	
- (4) 税関本館に輸出貨物申告書 (Export Pass Entry) を税関所定 form により作成の上申告します。  
これには下記明細が必要です。
  - 1 船名、出港日、輸出目的地
  - 2 梱包、数量、重量 (Nett)
  - 3 品目、商標、サイズ、能力その詳細必要 (タイ語で記載)
  - 4 インボイス総額 (税関発表の為替換算率により Baht 額を記入)
  - 5 輸出税率番号 (Custom Tariff No.)
  - 6 関税率
  - 7 輸出税額 ( Free の場合は Free と記入する )
  - 8 販売税額 (Business Tax)
  - 9 銀行名 E/C No. 及び L/C No. と Date
 輸出貨物申告書には、下記の書類を添付します。
  1. Invoice (銀行の stamp が必要)
  2. Packing List (全上)
  3. E/C No. 61 (銀行にて発行される)
- (5) 輸出(入)貨物申告書の署名者は会社の代表責任者であり、Sign を税関に登録して登録番号を貰います。  
代表責任者の委任状をつけて、代行者が Sign を登録することも出来ます。  
この輸出(入)貨物申告書の Sign は税関の受付課で厳重に check されます。

3.建設に関する資料

- (6) 輸出貨物が輸出統制品の場合は商業省に前もって輸出許可を申請し、許可証を取得し、輸出貨物申告書に添附せねばなりません。

輸出統制品は下記のものです

- |             |               |             |                |          |
|-------------|---------------|-------------|----------------|----------|
| 1. 米        | 2. 鉄屑         | 3. 銅        | 4. 鉄屑          | 5. 鉄線    |
| 6. 鉄屑       | 7. 動物         | 8. 水牛       | 9. 米           | 10. 麻    |
| 11. 糸織      | 12. イブ        | 13. 黄豆      | 14. 綿花         | 15. 麻の種子 |
| 16. 麻袋      | 17. 木のシート     | 18. 椰子のしほり粕 | 19. 原木         | 20. 木材   |
| 21. 印刷紙     | 22. タイプ用紙     | 23. 新聞用紙    | 24. グラフ紙       | 25. 紙の原料 |
| 26. 糸       | 27. ヨニターン・コンギ | 28. 食料油     | 29. ベンキ用油      | 30. 原油   |
| 31. 石油      | 32. ベンジン油     | 33. デーゼル油   | 34. 飛行機用オイル    | 35. 洗剤   |
| 36. プラスチック粒 | 37. 味の素       | 38. 殺虫剤     | 39. ポリエステル・ヤーン | 40. セメント |
| 41. 肥料      | 42. 仏像        | 43. 彫刻半製品   | 44. 動物の餌の原料    |          |

- (7) また、統制品以外の商品でも仕向国により、統制される品目があります。  
 (8) 現在、輸出貨物のうち、下記品目に対しては輸出税及び販売税が課せられます。

品 目	輸 出 税	販 売 税
1. Rice	5%	2%
2. Metal Scrap	50%	ナシ
3. Hide : Raw Hide	฿ 5.- per Kg	2%
Others	฿ 4.- "	ナシ
4. Wood	10%~40%	ナシ
5. Rubber : ฿ 5.95 per Kg まで	1%	ナシ
Over ฿ 5.95	40%	ナシ
6. Raw Silk	฿ 100.- per Kg.	ナシ
7. Fish Meal : ฿ 8.- / 10.- per Kg	50%	ナシ
Over ฿ 10.- "	75%	ナシ

- (9) 販売税のみ課せられる品目は下記の通り

- |   |      |
|---|------|
| 1. Maize  | 2%   |
| 2. All kind of Beans  | 2%   |
| 3. Caster Seeds   | 2%   |
| 4. All kind of Jute & Kenaf                                   | 2%   |
| 5. Stick Lac, Seed Lac.                                       | 2%   |
| 6. Tapioca  | 2%   |
| 7. Molasses, Kapok, Kapok Flower, Bombax                      | 2%   |
| 8. Cotton, Copra Cake   | 2%   |
| 9. Silk Cocoon  | 2%   |
| 10. All kind of Metallic or Ore except Manganese              | 4%   |
| 11. Manganese Mineral or Ore whether Metallic or Non-metallic | 1.5% |
| 12. All kind of Animals                                       | 2%   |
| 13. Aquatic Animals, Live or Dead                             | 1.5% |
| 14. Raw Suger   | 7%   |

〔註〕 上記(8)、(9)以外の品目の輸出に対しては輸出税も販売税も free となります

- (10) 関税評価規程について

上記の課税品目で税率が percentage の品目に対しては、税関より毎月下旬に輸出査定価格が発表され、その価格を基準にして課税されます。

例えば Invoice 価格が ฿ 1,000.- であっても、税関の査定価格が ฿ 1,200.- であれば ฿ 1,200.- で課税されます。



(11) 輸出貨物申告書は税関輸出課の受付課に提出し、Free Dutyの場合は半日で手続完了、納税の場合でも1日で完了します。これは輸出の場合は輸入に較べて品目が少いからです。

(12) 輸出検査について

1. 輸出検査には税関の輸出Wharfで検査を受けるやり方と、予め貨物を解卸してから検査を受けるやり方と shipper の倉庫で出張検査を受けるやり方とがあります。
2. 税関 Wharf での検査は通常小口の貨物の場合に行われます。これは本船の船積 schedule に合せて貨物を P A T 隣接の Export Custom Inspection Wharf に搬入し、こゝで税関の検査を受けます。検査は大抵の場合10箱の場合2箱程度開梱して行う抽出検査で、異状がなければそれで終了します。

検査終了後解卸し、本船に曳航しますが、この際税関の Guard Man が艇と同行し、本船の税関吏に報告して、それから積荷役が行われます。積荷役完了後、本船の Chief Officer の Sign のある Mate's Receipt を受取り、これと引換えに船会社より B/L を入手し、輸出手続は全部完了します。

〔註〕 B'kok 港の場合、輸出貨物は原則として Mid-stream で船積されますので、解卸が必要となる訳です。

(岸壁は原則として輸入貨物専用です)

3. 貨物が大量にある場合とか特殊な貨物の場合は私営岸壁にて解卸を行い、その時点で税関の出張検査を受けるか、又は艇を上記 Inspection Wharf に回送し、こゝで税関の検査を受けます。また場合によっては shipper の倉庫に税関の出張検査を依頼することも出来ます。この場合 truck に一旦積んでから解卸するか、倉庫の岸壁で解卸することになりますが、何れの場合でも税関の Guardman が検査済の Cargo に本船まで同行すること上記(2)の場合と同じです。その後の手続も亦同じです。
4. 出張検査の場合、税関検査官が3名出張しますが、Customs Overtime, Out-door fee 等諸掛りが蓄みませんが、Cargoが大量の場合は諸掛りが掛っても、truck で税関 Wharf に搬び、更に解卸する経費を考えれば出張検査の方が割安となるので、この方法がとられます。

(13) 出貨の時期について

輸出の場合、本船の schedule に合せて出貨することが大切です。

早く出しすぎますと艇の Demurrage (滞船料) が発生します。

早く出しすぎると船積の遅延によることも考えられます。

早く出しすぎると Shipper からの遅延連絡も必要です。

早く出しすぎると

早く出しすぎると費用の増大にも必要です

1. Transportator Charge

Site 又は工場から Inspection Wharf or 私営岸壁までの truck charge

2. Cranc, Forklift, Coohe Charge

Site 又は工場での truck 積、 wharf での解卸し費用

### 3. 建設に関する資料

#### 3. Handling Charge

PAT Area で PAT の機器、Coolie を使用した場合徴収されますが輸入貨物の half rateです。

#### 4. Quay Dues

PAT の Quay を介して船積みする輸出貨物に対し課徴されるもので、PAT の tariff があります。

例えば雑貨の場合 \$ 1.15 per M<sup>3</sup> 又は 1.25 per K/T となっています。

#### 5. Lighter Charge

積荷は原則として PAT Wharf の向いの mid-stream にある Dolphin にて行われますので、舢舨の使用を余儀なくされます。舢舨の Capacity により料金が異なります。

#### (B) 輸出貨物に一部積残しが出た場合、例えば

鉱産物、農産物等 Bulk もの輸出的場合、積高は運送契約上 5% more or less の Ship's option となっており、本船が事前に 5% more と declare したので、その数量で通関・舢舨卸しを行った処、本船が入港積荷開始後、船長から 5% more では積取不可能で、2% more に押えると云われた場合、Short Ship として処理し、特に再輸入の手続をとる必要はありません。

一般貨物の輸出的場合、輸出貨物申告書の数量が 500 吨で実際に本船で 430 吨しか受けられぬ場合、本船側と Custom Inspector がその事実を認めれば Custom Inspector は輸出申告書に実際の積高量を記入し、70 吨は SHORT SHIPMENT として処理する。BULK の輸出的場合も全様で、積残し分に対し本船側と Custom Inspector が確認の上輸出申告書に上記全様の remark を記入し、SHORT SHIPMENT として処理する。

輸出税 / Business Tax を支払っている場合は、積残し分に対し輸出税 / Bus. Tax が返金されます。

### (V) 再輸出を行う輸入貨物について

- (1) 工場などの建設のため施工者（会社）が工事現場で使用する器材、工具等を輸入し、使用後、再び返還のため輸出する場合、この輸入に関しては事前に使用後返送する旨を declare して、技術者の名義で輸入申告をすれば、輸入税その他の納税は必要ありません。

但し、輸入税その他の納税額に相当する銀行保証書が必要です。

通関手続は一般輸入貨物と全じですが、技術者の旅券を呈示する必要があります。器材・工具の使用期間は 6 ヶ月と云う規定がありますか、6 ヶ月毎に手続を行えば延長可能です。

器材・工具使用后、輸出返還すれば、銀行保証書は税関より返却されます。

また、返送する場合輸入した時の Invoice の品目、数量と返送する品目、数量が一致しなければなりません。

万一、不足している場合は、不足している分に対し課税されます。

また、返送者は輸入者と全一人でなければなりません。

- (2) 原料を輸入し、製品化して再輸出する場合の輸入税その他の税金の払戻しについては、輸入手続を行う以前に払戻し手続を行うことが必要です。  
 輸入税その他の払戻しを受けたい場合は、原料を輸入する前に税関当局に対し、払戻し許可申請を要します。原料の使途明細（例えば1屯のアルミ・インゴットの原料で、何個のピストンが出来るか、サイズも明記し、アルミの分析表も必要）をつけて申請し、許可番号の交付を受ける。  
 原料が入荷し、輸入貨物申告書にこの許可番号を書入れる。  
 また、原料を製品化して、再輸出する場合、輸出貨物申告書にもこの許可番号を書入れる。  
 輸入税の払戻し手続を怠ると、許可番号も無いので払戻しを受けられなくなります。  
 また、原料が入ってから手続しても許可にならないので前もって手続することが肝要です。  
 輸入税の払戻しは再輸出した場合、輸入税、Business Tax、Municipal Tax の合計額100%が払戻しとなります。  
 輸入してから1年以内に再輸出しなければ効力を失います。  
 また、原料の輸入量が100屯で、製品として完成した量が90屯の場合は、10屯分に対して輸入税その他の税金を払わねばなりません。
- (3) 一旦輸入した貨物を返品のため再輸出する場合、又空コンテナを入れ再び輸出する場合等は Case by Case で判断され、100%払戻しされるとは限りません。

#### 〔VI〕 輸出・入通関関係書類の保存について

- 1 通関商の書類は税関の書類補充課で再チェックされ、ミスが発見された場合、税関より通知書が送られて来ます。この場合荷主側に関係書類の保存がないと折衝が出来なくなり、一方的に税関の思う様に処理されざるを得なくなります。  
 就いては一応 all clear と思われる Cargo の通関書類でも最低5年位は整理して保存しておくことが必要です。
  1. 輸出・入貨物申告書 (PASS ENTRY) の Copy (Entry No. が必要でこれが無いと税関と照合が出来ませんから、忘れない様に)
  2. Import Duty その他の納税 Receipt
 この2つは最少限の必要書類です。
2. Deposit のある Cargo (再輸出の Cargo —— 上記〔V〕を含む) は deposit が返却されるまでは、関係書類の一括保存が必要です。この書類を紛失すると、deposit money 返戻折衝は非常に難しくなります。Deposit が返却されて初めて clear になるのですから、それから5年位の書類保存が必要です。

#### 〔VII〕 タイ国に於ける陸上輸送上の制限及び Truck、Trailer の Size、その他、陸上輸送について

1. 積荷の長さ、幅、高さの制限については “Land Traffic Act, B.E. 2477” (1934) の

### 3. 建設に関する資料

Transport の項に規定されており、高さは地上高 3.0米（車台の高さを含む）若しくは貨物の高さ 1.5米で、幅は車体幅まで、長さは車台より 2.5米 Over までとなっております。

それ以上のものについては官庁の特別の許可が必要です。

しかし、陸橋、道路を Cross する電線等の地上高は一応 5.0米となっておりますから、物理的には地上高 5.0米か限度と云えましょう。

なお Truck, Trailer の概略 dimension は下記の通りです。

車種	長さ	幅	荷台の高さ	積載容積
6 吨車	4. 48	2. 42	1. 55	8 ~ 9 M <sup>3</sup>
10 "	5. 83	2. 40	1. 48	14~15 "
	8. 00	2. 20	1. 50	20~25 "
(22~25 吨)	10. 00	2. 70		

上記の他に低床式 Trailer（荷台の高さ約 1.00M）があり、嵩高貨物の輸送に使用されております。

また、Coffee Beans の様な Wet Damage をきらう貨物や盗難の恐れのある貨物に対しては Container-trailer（ETO 所有）の使用も可能です。

2. 積荷の重量の制限については、1976年 9 月 1 日附で陸運局 (Registrar of Transport) から出された通達に細かく規定されております。

主な事項を申し上げますと、車体の重量を含めた総重量で

2 軸 4 輪車は 7.5 K/Tons まで

2 軸 6 輪車は 12.0 " (76年12月17日附で緩和 10→12.0)

3 軸 10 輪車は 21.0 " ( " 18→21.0)

Tractor & Trailer は規格により制限が異なりますが最高 34.0 K/Tons までとなっております。

また、76年11月1日附で Highway Department より出された通達で上記制限及び罰則が再確認され厳重に実施されております。

（罰則は Tcs. 2,000.- 以下の罰金 and/or 3 ヶ月以下の懲役）

3. タイ国の橋梁には重量制限の表示が無いのか普通なので maximum 何吨まで輸送可能なのか判断に苦慮している現状です。

上記の通り諸制限や難問題がありますので、嵩高物や重量物の内陸輸送に関しては事前に運送業者と十分に打合せることが肝要です。

4. Bangkok 市内の通行制限については Police Station, Traffic Division の通達により次の通り規制されております。

6 輪トラック 07.00~09.00 及び 16.00~18.00 の間走行不可

10 輪以上 06.00~10.00 及び 15.00~21.00 "

上記規制に加えて改革団布告により 01.00~04.30 は Curfew Hour につき、全ての車種が走行不可となっております。（77年10月1日現在）

更に 76年11月1日の改革団布告により Tank-lorry のみ、6 輪、10 輪共に 04.30~20.00 の間は走行可能となりました。

〔註〕 Police Station, Traffic Div., の Tank-lorry に対する見解は Gasoline 積載車のみを上記特例を適用するとしておりますが、実際には Chemical 類その他積載の Tank-lorry も走行しております。

5. Truck, Trailerの手配可能台数

Truck の 6 輪車、10 輪車は必要に応じ、相当数まで何台でも手配可能ですが、Trailer は一度に手配出来る台数は約 20 台が限度です。

6. 手配可能の Crane

5 屯、12 屯、15 屯、20 屯、25 屯、30 屯、50 屯、127 屯の各種あり、夫々の用途に応じ、クレーンの reach, working area, Lifting Capacity を勘案して order します。

7. 輸送に関する諸費用

(イ) Transportation Charge

ETO 車利用の場合、ETO tariff に従って課徴されますが、この tariff は一般業者には公開されず、都度問い合わせているのが現状です。輸送距離、貨物の Dimension により割増があり、また、使用する車種により運賃が異なります。Private truck 使用の場合は或る程度の Nego が可能で、大量貨物の場合は割安となります。

(ロ) Crane, Forklift Charge

業者との Nego により費用を決めます。

Crane は site, factory までの距離、Lifting Capacity により大きく異なります。

尚参考までに某社の料金は次の通りです。

LIFTING HEAVY CARGO FROM THE VESSEL OR BACK LOADING

Quant.	Crane Capacity	Lifting Cap. Not Exceed	Working Hr. Allowance	Standard Charge	Lifting Charge	Beyond Stipulated Hr.
1	30 tons	10 tons	6 hours	฿ 8,000.-	฿ 400.-ea.	฿ 1,000.-/hr.
2	30 tons	20 tons	6 hours	฿ 15,000.-	฿ 1,000.-ea.	฿ 2,000.-/hr.
1	50 tons	24 tons	6 hours	฿ 16,000.-	฿ 1,200.-ea.	฿ 2,000.-/hr.
2	50+30 tons	30 tons	6 hours	฿ 24,000.-	฿ 1,500.-ea.	฿ 3,000.-/hr.
1	127 tons	60 tons	6 hours	฿ 35,000.-	฿ 5,000.-ea.	฿ 5,000.-/hr.

If the weight of the cargo is exceed 60 tons per piece, the price shall be negotiated prior to the commencement of the work.

(ハ) Coolie Charge

Site, factory の場所により、また仕事の内容により賃金は異なりますが Max, ฿ 100.- per person 程度と考えておけば良いでしょう。

貨物量、仕事の内容等を勘案し、必要人数を arrange します。

(ニ) Lighter Charge

埠の使用料は Bangkok 船業組合で下記の通り料率を決めております。

1 貨物の屯数に関係なく使用埠の容積屯を基準とする。但し、貨物が full にならない場合、容積屯の 80% を minimum Charge とする。

### 3.建設に関する資料

(舢舨には50吨、100吨、200吨、300吨 の舢舨が相当数あります。)

2. 舢舨使用料には tug-boat charge, 乗組員手当は含まれておりません。

○舢舨使用料 Basic Rate:舢舨の容積吨当り Tcs. 25.-

○Tug-boat charge 1時間当り Tcs. 1,000.-

○乗組員手当 舢舨1隻、1日当り Tcs. 100.-

○滞船料 貨物の舢舨卸しより水切りまで3 nights 4 daysは基本料金で cover されますが、その後は1日当り基本料金の1/3が附課されます。

## 3-9 工事費の変動

官庁の建設事業に於いては、建設資材価格、労賃等の価格変動によって契約時の建設工事費に影響が有る場合、その価格調整に対し政府より査定価格の規準（“Price Adjustment”）が公布されておる。その内容は下記の通り。（タイ語の英訳版）

GC - 16            PRICE ADJUSTMENT

1)    Increase or Decrease of Costs (Baht & Yen)

Adjustments to the Contract Price will be made in respect of rise or fall in the costs of labour and/or materials or any other matters affecting the cost of the execution of the Works based upon cost indices provided by the Thai Government as set out in the following.

The following symbols will be used to determine payment to be made:

P            =    amount to be paid to Contractor after price adjustment.  
 Po           =    amount due to be paid to Contractor without price adjustment.  
 K            =    Adjustment Factor

The formula  $P = P_o \times K$  will be used to adjust payment due to variation in indices. This adjustment will be made in the progress payment following the publication of indices by the Ministry of Commerce for the monthly payment being adjusted.

### 3. 建設に関する資料

Different values of K will be used for different items in the Bill of Quantities.

For items prefixed (Embankment, Excavation, Sub-base, Selected Material, Untreated base and Shoulder)

$$K1 = \frac{0.30 + 0.45 \frac{I_t}{I_0} + 0.25 \frac{F_t}{F_0}}{0.30 + 0.45 \frac{I_t}{I_0} + 0.25 \frac{F_t}{F_0}} \quad (\text{Addendum} - 1)$$

For items prefixed (Concrete Pavement)

$$K2 = 0.30 + 0.48 \frac{C_t}{C_0} + 0.12 \frac{S_t}{S_0} + 0.10 \frac{F_t}{F_0}$$

For items prefixed (Concrete Structures)

$$K3 = 0.30 + 0.27 \frac{C_t}{C_0} + 0.43 \frac{S_t}{S_0}$$

For items prefixed (Building)

$$K4 = 0.40 + 0.30 \frac{I_t}{I_0} + 0.30 \frac{M_t}{M_0}$$

Where:

$C_t$  = Cement price (Baht/ton) prepared by the Ministry of Commerce for the month being adjusted.

$C_0$  = Cement price (Baht/ton) prepared by the Ministry of Commerce for the month tender is made.

$F_t$  = Controlled price of high speed diesel fuel (Baht/litre) specified by Ministry of Commerce for month being adjusted.

$F_0$  = Controlled price of high speed diesel fuel (Baht/litre) specified by Ministry of Commerce for month the tender is made.

$I_t$  = Consumer price index for Thailand prepared by Ministry of Commerce for month being adjusted.



- Io = Consumer price index for Thailand prepared by Ministry of Commerce for month the tender is made.
- Mt = Locally produced construction material index prepared by Ministry of Commerce for the month being adjusted.
- Mo = Locally produced construction material index prepared by Ministry of Commerce for the month tender is made.
- St = Reinforcing steel price (Baht/ton) prepared by the Ministry of Commerce for the month being adjusted.
- So = Reinforcing steel price (Baht/ton) prepared by the Ministry of Commerce for the month tender is made.

#### Application of Adjustment Factor

- a) Adjustment factor is to be applied for both increasing and decreasing the payments to the Contractor whenever prices or indices increase or decrease over those in effect on tender date.
- b) No adjustment shall be made in payments to the Contractor when such adjustment is less than 5% under or over the prices in effect on the tender date.
- c) Monthly progress partial payments for work performed during that period will be made without any adjustment. When the indices and costs are published for the month of the payment the adjustment will be calculated then, added/subtracted to/from the next progress payment.
- d) If the Contractor fails to complete the work within the Contract period, and any extension of time granted, the K factor to be used in adjusting subsequent monthly payments will be the K factor at official completion date or the month the work is performed, whichever

is the lesser.

\* e) Following table is the application of various factor (K)

<u>Adjustment Factors</u>	<u>Apply to item no. in the Bill of Quantities</u>
K1	NONE (Addendum - 1)
K2	NONE
K3	NONE
K4	a.2 to a.16 inclusively, a.18 and a.19 b.2 to b.15 inclusively, b.17 and b.18 c.2 to c.19 inclusively, c.22 and c.25 d.2 to d.18 inclusively, d.20 and d.21 e.2 to e.15 inclusively, e.17 and e.18 f.2 to f.14 inclusively, f.16 and f.17 *

Price adjusted accordingly.

(Addendum - 1)

## 3-10 最近の大規模建築リスト

NAME OF THE BUILDING	OWNER	TYPE OF BUILDING	APPROX. TOTAL FLOOR AREA
1. DEPARTMENT OF VOCATIONAL EDUCATION	Ministry of Education	10 stories office building	10,000m <sup>2</sup>
2. SHEEL HOUSE	Sheel Company Ltd.	10 stories head office building	12,300m <sup>2</sup>
3. HEAD OFFICE OF THE THAI FARMER BANK	Thai Farmer Bank	19 stories including basement 10 stories carparking	59,900m <sup>2</sup> 848 cars
4. HEAD OFFICE OF THE SIAM CITY BANK	Siam City Bank	16 stories building including 4 stories carparking	25,840m <sup>2</sup>
5. HEAD OFFICE OF THE BANGKOK BANK	Bangkok Bank Co., Ltd.	33 stories including basement	122,658m <sup>2</sup>
6. CENTRAL PRAZA PROJECT	Central Inter-Development Co., Ltd.	26 stories Hotel building (600 rooms) and 12 stories building for Praza and Carparking	250,600 m <sup>2</sup>
7. ROYAL ORCHID HOTEL	Ital Thai Holding Co., Ltd., Thai Airways, Hong Kong Land Co., Wayhong Properties Siam commercial Bank	28 stories building (850 rooms)	45,000m <sup>2</sup>
8. SHANGGRELA HOTEL	Shanggrela Hotel Co., Ltd.	28 stories hotel building and 12 stories carparking	103,744m <sup>2</sup>
9. TAI PING TOWER CONDOMINIUM	Thai Carpet Industrial Co., Ltd.	2-26 stories building and 4 stories carparking including basement	67,000 m <sup>2</sup>
10. M P D TOWER	Panja Land Development Corp., Ltd.	30 stories office condominium 10 stories carparking	20,880m <sup>2</sup> 620 cars
11. SATHORN TOWER	Pakdee Development Co., Ltd.	19 stories office condominium including carparking area	21,000 m <sup>2</sup>



#### 4. 建設業の規制及税金

新編 中國通史

## 4. 建設業の規制及税金

## 4-1 建設業の規制

タイ国に於いて外資及外国人による企業及職業には、規制が敷かれて居る。その規制内容の概略と規制法（日本語）を下記資料より抜萃し添付する。

-1) 出所：タイ国経済概況 1980～1981

出版：バンコク日本人商工会議所

## 第13章 投資環境

## 一 外資政策

## 一 投資関連法規のスキーム

執筆者 竹内 孝

-2) 外国人企業規制法（281号）

-3) 外国人職業規制法（仏有2521年）

-2), -3) 共バンコク日本人商工会議所出版

## 外資政策

## (1) 最近の外資政策

1962年の投資奨励法により、外資に対して自由な態度を採ってきたタイ政府はこの間の外資進出に誘発されたナショナリズムの高揚を転機として、1972年に投資奨励法、外国企業規制法、外国人職業規制法を制定し、従来の自由主義的な外資政策から外資選別政策へと転換をおこなった。しかし、その後、上記外資に対する諸規制、タイ国内における労働争議、インドシナ情勢の変化等を背景として、外貨流入が激減したため、当時のククリット政権、その後のセニ政権はいずれも、外資の誘致をその政策の中心に掲げ、タイ国への積極的な投資を呼びかけた。1976年10月、それまで約3年間続いた文民政権にかわって登場したタニン政権は、不況からの脱出、雇用機会の創出、経済成長の達成のための投資促進を特に重視し、1972年の投資奨励法の改正を手掛け、これを1977年5月に新投資奨励法として施行している。

改正の主な点は後述（備考参照）の通りであるが、その狙いはBOIの権限を強化すると共に、手続面での能率化をはかることに主眼がおかれており、外資政策そのものは1972年投資奨励法の精神をそのまま継承していると云えよう。輸出

#### 4. 建設業の規制及税金

産業の育成、工業の地方分散、外資の選別的・制約的導入の基本政策は全く変わっておらず、外国企業規制法、外国人職業規制法等も引き継ぎ存続している。

なお、以下(2)、(3)、(4)、(5)、(6)で、企業の登録・手続、奨励業種、投資奨励法、外国企業規制法、外国人職業規制法の概要をそれぞれ紹介することとする。

##### (2) 企業の登録・手続

- ① 商務省登録局 } すべての企業はこの両局への登録が義務づけられている。
- ② 大蔵省歳入局 } 又、商務省登録局は、「外国企業規制法」に基づき企業を  
カテゴリーA・B・C・その他に認定する。
- ③ 投資委員会 (Board of Investment (BOI))
  - ㊦ 投資奨励法による奨励企業の認定
  - ㊧ 奨励企業で働く外国人技術者専門家に対するビザおよび就労許可証の発給
  - ㊨ フィージビリティ・スタディのために入国する外国人に対するビザおよび就労許可証の発給。
- ④ 工業省  
工場新設、増設の許可
- ⑤ 内務省移民局  
前記3、㊦㊨以外の各種ビザの発給
- ⑥ 内務省労働局  
前記3、㊦㊨以外の就労許可証の発給、但し、1977年2月、BOI事務局内にサービスセンターが設立され、奨励を希望すると否とに拘らず、前記①～⑥の手続が全てここで可能となった。

##### (3) 奨励業種

BOIは1979年12月末現在で、下記の6部門79業種を奨励対象業種としている。(資料1参照)。各業種にはそれぞれ最低投資規模、輸出比率、タイ側出資比率などの条件が明示されている。

###### 〈対象業種〉

- ① 農業部門：農産品加工、飼料、食肉加工、ゴム製品、等15業種。
- ② 鉱業・金属・窯業部門：金属精錬、加工、窯業（ガラス、陶業）、探鉱、採鉱の5業種。
- ③ 化学製品部門：石油化学、薬品、肥料、塗料、等8業種。
- ④ 機械および電気設備部門：自動車部品、エンジン組立または部品生産、電子器械の組立または部品生産、等6業種。
- ⑤ その他製造業部門：時計、文具、カメラ、造船、船舶修繕、等31業種。
- ⑥ サービス業部門：ホテル、倉庫業、病院、等14業種。

又、BOIは1979年12月末現在で、上記の奨励対象業種のうち、業種又は製造品目で奨励業種としての認可を中止しているものがある点留意されたい、詳細は



資料1のリストを参照されたい。

(4) 投資奨励法 (Promotion of Investment Act)

BOIの認定を受けて奨励企業となったものに対しては投資奨励法により、以下の優遇措置が与えられる。(主なものを例挙する)。

- ① 政府は奨励企業を国有化しない。(投資奨励法第43条)
- ② 政府は奨励企業と競合するいかなる国営事業をも新たに設置しない。(第44条)
- ③ 投下資本金および貸付金ならびにこれらの果実の送金を保証。(国際収支の悪化等により一時的な送金規制も限度をつけてありうる)。(第37条)
- ④ 生産された製品の輸出は許可。(第47条)
- ⑤ 外国人に認められる土地取得の限度を超えての土地所有。(第27条)
- ⑥ 奨励企業で働く外国人技術者、専門家等の入国、就労許可。(第25条、26条)
- ⑦ 当該事業に要する設備で、国内生産されていないものの輸入にかかわる関税および事業税の100%又は50%の減免。(第28、29条)
- ⑧ 所得の始まる年から3～8年間の法人税の免除。又、同期間中損失を計上した場合、免除期間終了後5年間にわたり損失額を純益から控除できる。  
(第31条)
- ⑨ 上記免税期間中の配当にかかわる税の免除。(第34条)
- ⑩ 商権・ロイヤルティー等の収入に対する税の5年間の免除。(第33条)
- ⑪ 原材料輸入について輸入関税率、事業税率の減免。但し1年以内90%まで。  
(第30条)
- ⑫ 奨励企業を保護する必要がある場合、BOIは外国製品に対して、CIF価格の50%を超えない範囲で課徴金を設定できる。(第49条)
- ⑬ 上記の課徴金が充分な保護と認められないとき、同種商品の輸入を禁止できる。(第50条)
- ⑭ BOIの定める「投資奨励地域」で事業を行なう場合、上記の優遇措置に加えて。
  - ㉠ 当該事業の製品販売にかかわる事業税の90%以下の軽減。(第35条①)
  - ㉡ 上記⑧の免税期間終了後5年間の法人税50%の軽減。(第35条②)
  - ㉢ その他、輸送費、電気、水道料金の倍額の経費計上を認める。(第35条③)等の優遇措置が与えられる。(第35条)
- ⑮ BOIは輸出振興のため、
  - ㉠ 輸出用商品の生産に生産される原材料の輸入関税および事業税の免除。  
(第36条①)
  - ㉡ 再輸出される商品の輸入に係る「輸入税」「事業税」の免除。(第36条②)
  - ㉢ 製品輸出に関する「輸出税」「事業税」免除。(第36条③)
  - ㉣ 輸出所得の一部を課税対象所得から控除。(第36条④)の優遇措置が与えられる。(第36条)

〈備考〉

BOIが1978年3月に発表した「投資奨励地域」は以下の通りである。

地域1：ランブーン県ランブーン(Lamphoon)郡、チェンマイ県サンカムム・ベン(San Kamphang)郡。

地域2：サラブリー県サラブリー(Sara Buri)郡及びカンコー(Kang Kog)郡、ナコン・ラチャシマ(Nakhon Ratchasima)郡、パコンチャイ(Pak Thong Chai)郡及びパーチョン(Pak Chong)郡。

地域3：コーンケン県コーンチャイ(Khon Kaen)郡及びバンライ(Ban Rai)郡。

地域4：ソンクラ県ソンクラ(Songkhla)郡及びハジヤイ(Hat Yai)郡。

(5) 外国企業規制法(Alien Business Law 革命評議会布告281号、1972.11.24、1978.5.25改正)

外資の進出を業種別に直接規制し、タイ人のための投資機会確保をはかり、あわせて企業の資本面でのタイ化促進をねらいとしている。

A B Cの3カテゴリーの業種を指定し、段階的に外資を規制している。なお、同法の「外国企業」とは①資本の50%以上を外国人が保有するか②株主の過半数が外国人であるものを指す。

カテゴリーA：新設・既存を問わず「外国企業」を認めない業種。

(例) 米作、製塩、等12業種

カテゴリーB：BOIの奨励業種を除き「外国企業」の新設を認めない業種。

(例) 米作以外の農業、林業、等36業種

カテゴリーC：新設・既存を問わず「外国企業」を認める業種。

(例) 紡績、織物、ガラス工業、等14業種(資料2参照)

(6) 外国人職業規制法(Alien Work Permit Act, 1978)この法律は人的側面からタイ化を促進することを目的としている。

① 外国人に就労を禁ずる分野を政令で定めることができる。(第6条)外国人就労禁止分野は39職種ある。

(例) 会計士、弁護士、事務員、秘書、理容師、ほか。

② タイ国内で働くすべての外国人は報酬の有無にかかわらず就労許可(労働局又はBOIが発給)を必要とする。(第8、9条)

就労許可証の有効期間は通常1年、投資奨励法にもとづくものは、その奨励期間である。

③ 許可証の発給に当って労働局は就労条件を付すことができる。(第9条)  
(資料3参照)

3. 投資関連法規のスキーム

タイにおける投資に当たっては、前述の「投資奨励法」「外国企業規制法」および「外国人職業規制法」のほか、関係法規として次のようなものがあるが、以下簡単にこれらを紹介することとする。

## (1) 会社 (Limited Company) および外国法人の会社。

会社に関する規定は、タイの民商法典 (The Civil and Commercial Code) の第1096条～第1273条に規定されており、B O I の特典を受けうるのは、各種の事業形態のうち、日本の株式会社に相当する Limited Company のみである。

外資との比率は通常タイ側51%以上とされているが、外資側が当初100%のシェアを有していてもよい。ただし、この場合はB O I の定める一定期間内に、タイ側のシェアを増加させる必要がある。

Limited Company の設立は、6人以上の発起人が、基本定款 (Memorandum of Association) を工業省の Register of Partnerships and Companies に登録することにより成立する。なお、株式の額面は、一株当たり最低5バーツとされている。

法律上、減増資を行なうことは認められているが、減資の場合は、当初の資本金の1/4以下にすることは認められない。

Limited Company は、社債を発行することも可能であるが、その総額は払込資本金又は総資産のいずれか低い方を超えないこととされている。

タイにおいては、外国法のもとに設立された事業主体は、その支店を通じて事業を行なうことができる、この場合は、商務省商業登記課および大蔵省税務局 (Revenue Department) に登記する必要がある。

## (2) 特許権、商標権および著作権

特許法 (Patent Act, BE 2522) は1979年9月に施行されている。同法は発明 (新案) ならびに意匠を保護している。所管官庁は次に述べる商標法と同様、商務省商業登録局である。

商標権 (Trade Mark Act, 1931) は、1961年に改正されており、一定の商標を商務省に登録しうる。有効期間は10年間であり、更新は期間満了前3ヶ月以内になされる要があり、更新すれば商標権はさらに10年間有効となる。

著作権についての法案は、閣議を通過し、間もなく立法議会にかけられることとなっているが、この法律が施行されることにより、出版、演述、芸術作品、音楽、写真に対して排他的独占的権利が認められることとなる。

## (3) 労働法

タイにおける雇用に関する法律は、NEC Decree No. 103, in March 1972 による労働法によっている。労働時間、休日、休暇、賃金における男女平等、最低賃金、時間外手当、労働者の死亡にかかる雇用者の補償義務等が規定されるが、詳細については、第9章、物価、労働、賃金の項を参照されたい。

## (4) 土地所有権

土地の所有権は、通常の場合、タイ国籍を有するものにのみ認められている。

但し投資奨励法第27条は、奨励企業がその事業を遂行するために必要な土地の所有を認めているが、当該事業を解散したり、他へ譲渡したりした場合は、その日から1年以内に当該土地を処分する必要がある。

(5) 外国為替取引

外為取引は中央銀行 (Bank of Thailand) が規制している。商業取引の目的で多額の金額を送金する場合は、E.C. Form 71を商業銀行を通じて中銀に提出する必要がある。

投資者は、資本金、配当金、利息、利益金の海外送金を保証する旨の“Exchange Assurance Letter”の発行を要求しえ、又、BOIの奨励企業は、送金に対する規制が必要とされている期間においても、海外送金をなしうる特典を取得できる。海外送金の場合は、E.C. Form 31の提出が必要である。

500米ドル以上の輸入については、E.C. Form 21を提出する必要があり、その中には、当該取引の詳細が記載されることとなっている。

L/Cベースの輸入の場合は、外国為替の承認を得るため、E.C. Form 22が持出される必要がある。

非居住者、又は外国人の外貨預金は、最低3ヶ月の定期預金のかたちで認められるが、利息について10%の課税がされる。

(6) 税 制

タイにおける事業運営にあたって関連するものとして、個人の所得税、法人税、事業税、利益送金税、関税、消費税、印紙税、事業税、看板税、地方開発税 (Lural Development tax) 等があるが、これらの詳細は、第5章、財政金融、又、税制の項を参照されたい。

4 - 1 - 2 外国人企業規制法

外国人企業規制法（第281号）

国政評議会布告 第281号（仮訳）

王国内で現在事業に従事する外国人の数は多く、その数は著々とよえ続けており、一方タイ国民は現在個々の分野での営業を遂行する能力を技術的にも、財政的にも大いに備えるに至っている。

国政評議会としては、検討の結果、貿易の均衡および国家経済を保持するため、かつ外国人による事業活動ができる限り国家に貢献を与えるようにするために外国人の事業活動に根本協定を定めることが適当と考えるに至った。

国政評議会議長は、ここに以下の如き命令を発するものである。

第1条 国政評議会本布告に規定される条文と重複するあるいは抵触するその他のすべての法律、規則、および規制法は本布告が優先適用される。

第2条 国政評議会本布告はタイ国政府から特定期間の許可を得て入国し、もしくはタイ政府と外国政府との間の取決めに基いて入国し、事業活動に従事する外国人に対しては適用しない。

第3条 国政評議会本布告において、「外国人」とは、「タイ国籍を有しない個人または法人団体を意味し、さらに次の意味も含む。

1. 外国人が半分以上の資本をもつ法人
2. 外国人の株主、パートナーシップのパートナー、あるいは会員が、当該外国人が投資している金額とは関係なく、全株主、全パートナーあるいは全会員の半数以上を占める法人
3. 代表社員あるいは支配人が外国人であるパートナーシップ（合資会社・合名会社）

本項の定義をより明らかにするため、株式会社の特記名株式は別に省令に定めないう限り、外国人の株式とみなされることとする。

「事業」とは、農業、工業、手工業、商業、サービス業、その他の企業活動を意味する。

「許可証」とは、事業を許可する証明書を含む。

「許可証取得者」とは事業活動に従事する許可証を取得した外国人を意味する。

「委員会」とは、外国人企業規制委員会を意味する。

「係官」とは、大臣が国政評議会本布告に基き活動を行わしめるために任命

したものを意味する。  
「登録官」とは、大臣が外国人の事業登録を司るものとして、任命したものを意味する。

「局長」とは商業登録局長を意味する。

「大臣」とは、国政評議会本布告の執行を委任された大臣を意味する。

外国人は、国政評議会本布告未届に届けられるA型あるいはB型に記載されている業務活動に従事することを禁止される。但し、政令による許可がある場合はこの限りならず。符条適当と指定された場合には政令により、何らかの条件が規定されることがある。

外国人は国政評議会本布告未届に届けられるC型に記載されている事業活動に従事することを禁止される。但し、局長の許可を得た場合はこの限りではない。C型の修正は政令により行われるものとする。

国政評議会本布告未届に届けられたC型に規定された事業活動に従事することを望む外国人は局長に対し、許可証の取得申請を行わなければならない。出される省令に規定される条件を定めることが出来る。

許可証の申請及び発行は、局長が定める形式および手続によるものとする。外国人がC型に記載されている種類の事業について、産業投資奨励法による奨励を受けた場合、当該の奨励助成者は、奨励証明書を取得した日から起えて、30日以内に局長に報告しなければならない。

報告を受け局長が証明書を発行すると当該事業への従事が可能となる。

許可証の取得を申請する外国人は以下の資格を有さなければならない。

- (1) 年令が満20才を下まわらないこと
- (2) 移民法により王国内に一時的滞在を許可されていること、もしくは王国内に居住地を所有する（移民ビザを所有すること）こと
- (3) 精神異常者でないこと、禁治産者、あるいは準禁治産者でないこと
- (4) 国政評議会本布告に違反した科により罰金刑に処せられたことがないことと、あるいは法廷で有罪判決を受けたことがないこと、但し、許可証申請日以前に3年以上を経過した場合はこの限りでない。
- (5) 刑法あるいは移民法の規定により、横領罪、詐欺罪および商事違反を犯し、懲役刑に処せられたことがないこと。但し、許可証申請日以前に刑期終了後3年以上を経過した場合はこの限りではない。
- (6) 輸出品基準法および工業製品基準法の違反により、懲役刑に処せられたことがないこと。但し、許可証申請日以前に刑期終了後3年以上を経

第 11 条 許可証取得者は、許可証を事務所のほかつきりうりえる場所に掲示しなければならない。

許可証がその主要部分を損傷し、あるいは紛失した際は、その損傷あるいは紛失を知った日より数えて15日以内に登録官に対し、その代替証の取得下付を申請するものとする。

許可証の代替証の申請および交付は局長が規定する形式と手続によるものとする。

第 12 条 第 5 条にもとづく許可証の交付を行わない場合、第 9 条にもとづく許可を与えない場合、第 10 条に基き許可証、あるいは証明書が一時使用停止され、あるいは取消される場合、申請者あるいは許可証取得者は許可証の不交付命令を知った日、あるいは許可証の一時停止あるいは許可証の取消命令を知った日から60日以内に委員会を通知して書状をもって、大臣に上訴する権利をもつ。

許可証が一時停止あるいは取消を受けた場合の訴えは、局長の命令に基づく執行を遅延するものではない。但し、委員会が軽微を命令する場合はこの限りではない。

大臣の決定を最終のものとする。

第 13 条 第 5 条、第 6 条あるいは第 30 条に基き許可証は永久に使用されるものとする。但し、一定の期間、一定の事業活動に従事するため、許可証取得者に交付された許可証は、当該事業活動に従事する許可を当該期間のみ使用されるものとする。

第 14 条 許可証取得者は、事業活動を廃する時、あるいは事務所もしくは事業活動の場所を移す時、その廃止あるいは移動の日から数えて15日以内に局長の規定する形式および手続に基き、登録官に対して廃止、あるいは移動を報告しなければならない。

第 15 条 登記簿類を調査すること、あるいは複写することを望む者、登録官に書類の証明書の複写、あるいは写真複写を望む者、あるいは登録官が保管する登記原文の証明書の交付を望む者は登録官の許可を取得する際に、法令に定めるところに基き手数料を支払わなければならない。

第 16 条 「外国企業規制委員会」と呼称する委員会を設置する。同委員会は商務次官を議長とし、工業次官、外務次官、国家経済社会開発局長、投資局局長、労働局長、国内通商局長、および商業登記局長から構成される委員会は委員の中からあらうるいは外部から委員会書記を任命することができる。

第 17 条 委員会は国政評議会本布告の規定に基き、権限および機能を持つものとする。

第 8 条 大臣は許可証取得者に対し次のような条件を規定する省令を発する権限を有する。

(1) 許可証取得者が許可証に従事する必要な資本金と借入金との割合

(2) 許可証取得者が許可証取得した事業活動に使用するため外国から持ちこまねばならない資金

(3) 許可証取得した事業活動に必要な資本のタイ人資本と外国人資本の割合

(4) 許可証取得した事業活動の経営責任者、あるいは役員の数について、王国に居住せねばならぬタイ人と外国人の割合

第 9 条 許可証を取得した外国人、あるいは第 3 条に基き法人の株主又はパートナーたる外国人が他の株式会社の株式数の3分の1をこえる株式をもつこと、あるいは他のパートナーシップの資本の3分の1をこえるパートナーとなること、あるいはその事業を買いとることを禁止される。但し、局長の許可を取得した場合はこの限りではない。局長はその許可を与える際、何らかの条件を規定することができる。

第 10 条 許可証取得者が

(1) 第 5 条に基き局長が定めた条件に基き行動を行わない場合

(2) 第 7 条に基き資格に欠ける場合

(3) 第 9 条の禁止規定に違反する場合

(4) 第 28 条、および第 29 条に抵触し違反する場合

局長は命令の日、あるいは許可証の取り消し命令の日から数えて60日を越えない期間、許可証の一時使用停止を命令する権限をもつものとする。

事業活動に従事する証明書を取得したものは、第 7 条(2)~(8)の資格に欠ける場合、第 9 条、あるいは第 28 条に違反する場合、局長は証明書を出した事業活動を一時停止させ、あるいは証明書を無効にさせることができる。証明書を無効にする場合、無効にされた者はその後、当該事業活動に従事する権利を失う。

さらに次の事項に関して大臣に対して助言、見解、顧問を伝える機能を有するものとする。

(1) 第4条に基づき外国人が従事することを許される事業の種目を規定すること。

(2) 第5条に基づき、増加あるいは減少される業務の種目を規定すること。

(3) 第8条に基づき、出される省令の条件を規定すること。

(4) 大臣が指定するその他のこと。

第18条 委員会議は定数となる全委員数の $\frac{1}{2}$ より少くない数の委員の会議参加がなければならぬ。議長が会議を欠席した場合、あるいはその機能を果たすことができない場合、会議に出席している委員は、委員の中から1人を選出し、会議議長としなければならない。

会議での議決は多数決によるものとする。各委員は投票の際一票づつを有するものとする。投票の結果、賛否同数の場合、会議議長はさやにもう一票を投じてこれをもって決定するものとする。

第19条 委員会はその機能に基づく、活動において委員会の機能範囲にある問題に関し検討し、あるいは活動させるため小委員会を任命する権限を有し、またいかなる個人をも招換し、証言、説明、助言、あるいは見解を述べさせることができる。

第20条 登録官および係官はその機能に基づく、活動において次の権限を有する。

(1) 文書をもっていかなる個人をも照会し、あるいは召喚し、真実を報告させること、あるいは書類もしくは、証拠を提出させること。

(2) 外国人が、事業活動している場所や日中の業務時間中に、立入り国政評議会本布告に基づいて行っているかを監察すること、そしてこの場合、事実を取調べあるいはいかなる書類、もしくは証拠をもその場所にいる者に要求する権限が与えられている。

(1)および(2)に基づく、機能を奨励する際その場所の所有者、あるいは占有者は適当な便宜を提供するものとする。

第21条 係官は省令に規定された形式の身分証明書を所持しなければならない。

係官は職務を遂行する際、関係者に対し、身分証明書を提示しなければならない。

第22条 係官は刑法の条項に基づく、係官を兼ねるものとする。

第23条 係官が照会し、あるいは召喚した際に、係官の照会状、あるいは召喚状に従わない者、あるいは事実報告を拒否する者、あるいは書類もしくは証拠を没収しないもの、あるいは第20条に基づき、係官に便宜を提供しない者は

3,000パーセントをこえない罰金を科す。

第24条 第11条第1項、あるいは第2項、あるいは第14条に従わない許可証取得者は、1,000パーセントをこえない罰金を科す。

第25条 第23条、および第24条違反の場合、局長はその罰金を決定する権限を有するものとする。

違反者が30日以内に局長が決めた罰金を支払った場合、当該違反者について降着するものとする。

第26条 第4条に抵触し、あるいは第5条および第6条に基づき、許可証を取得せずにある者は第30条に基づき、証明書に規定される条件に抵触して事業活動をするとする外国人は3万パーセントから50万パーセントの罰金を科し、さらに裁判所は当該事業活動の停止を命ずるものとする。

第27条 許可証の一時使用停止、あるいは取消命令を受け、あるいは上訴権がなくなくなり、あるいは大臣が、最終的に許可証の取り消しを決定したにも関わらず、当該事業活動を継続する場合、その許可証取得者は30万パーセントをこえない罰金を科し、さらに裁判所は当該事業活動の停止を命ずるものとする。

第28条 国政評議会本布告に基づき、許可証を取得して事業活動に従事する外国人、あるいは事業活動に従事する許可を得ていない外国人の事業活動に従事する、あるいは当該外国人が国政評議会本布告の条項を回避し、あるいは抵触するために、当該外国人が共同経営者であって自分一人の事業活動であるとして裁判する外国人は、3万パーセントから50万パーセントまでの罰金を科し、さらに裁判所は当該事業活動の停止を命ずるものとする。

第29条 法人に国政評議会本布告に抵触することによって事業活動に従事させるため法人あるいは有限会社である株式会社は、外国人の代理人としての立場で株式をもっているタイ国籍者、あるいはタイ国籍者にこのようなことを行わせる外国人は3万パーセントから50万パーセントまでの罰金を科し、さらに裁判所は当該事業活動の停止を命ずるものとする。

第30条 国政評議会本布告末尾に記載される事業活動に、国政評議会本布告が施行される日に、すでに従事している外国人は、局長から証明書を取得すれば当該事業活動に引続き従事することが出来る。それには次の条件が必要である。

(1) 国政評議会本布告末尾A表に記載される事業は、国政評議会本布告が施行される日から数えて2年間、当該事業活動に引続き従事することができ

る。

(2) 国政評議会本布告末尾B表、C表に記載される事業は、無期限に当該事業活動に引続き従事することができる。しかし証明書取得者は、今後の会

- <手数料>
- (1) 許可証
- (イ) 法人 登録資本1,000パーズ毎に5パーズ、但し、10,000パーズをこえないこと、1,000パーズ未満は1,000パーズと計算する。
- (ロ) 普通人 1,000パーズ
- (ハ) 第13条に基づき一時許可証、場合に依り(イ)に規定される手数料の半分
- (2) 許可証代替証 100パーズ
- (3) 調査あるいは書類複写 1通50パーズ
- (4) 証明書類、複写あるいは書類の写真複写 1頁50パーズ
- (5) 登記原文の証明書交付 1件50パーズ

<国政評議会布告末尾表>

- A表 第1部 農業業務
- (1) 米作
- (2) 岩盤を除く製塩但し、石塩を含む
- 第2部 商業業務
- (1) 地方農産品に関する国内商業業務
- (2) 土地売買業務
- 第3部 サービス業務
- (1) 会計事務
- (2) 法律事務
- (3) 建築設計
- (4) 広告
- (5) 仲介人あるいは代理人
- (6) 販売業務
- (7) 理髪、調整、および美容
- 第4部 その他の業務
- (1) ビル建設

- B表 第1部 農業業務
- (1) 農作
- (2) 畜園(果実及び野菜)
- (3) 牧畜、養蚕を含む

計年度において1972年会計年度計報告に記載された当該事業の生産量あるいは販売量の30%を越えて当該事業の生産あるいは販売量を増加すること、あるいは国政評議会本布告の日以後、当該事業の支店を設営することを禁止される。

第1項に述べられた外国人は、証明書申請を行う場合、少くとも1年間通常収入を得ているか、あるいは一年未満の場合は局要が当該申請は十分資格のあるものになっていると認められる場合にかぎる。証明書申請は事業活動従事者は、国政評議会本布告が施行される日から数えて90日以内に局長の規定する形式で、申請を行わなければならない。

もし、事業活動従事者が、上記期間内に申請を行わない場合、当該事業活動に引続き従事することを望まないとする。

第31条 商務大臣は、国政評議会本布告の実施を管理するものとする。また商務大臣は、登録官、係官を任命する権限をもち、国政評議会本布告家庭の料金を越えない手数料および国政評議会本布告に基づき処置をとるため、その他のことを規定する省令を発する権限をもつものとする。

その省令は官報に公示後、発効するものとする。

第32条 国政評議会本布告は官報に公示する日の翌日以後施行される。

1972年11月24日

国政評議会 議長

タノーム、キッティカチン元帥



<p>第2部</p> <p>(4) 林業</p> <p>(5) 漁業</p> <p>工業および手工業</p> <p>(1) 積木</p> <p>(2) 米および農作物からの淀粉</p> <p>(3) 砂糖製造</p> <p>(4) 飲料およびアルコール飲料製品</p> <p>(5) 製氷</p> <p>(6) 製菓</p> <p>(7) 冷凍菓</p> <p>(8) 木材加工</p> <p>(9) 金型品、鋳製品、黒金象眼、あるいは青銅製品</p> <p>(10) 仏像製造、あるいは彫造および信託製造</p> <p>(11) 木材彫刻品製造</p> <p>(12) 漆器製造</p> <p>(13) 各種マッチ製造</p> <p>(14) 石灰、セメント、あるいはセメント製品製造</p> <p>(15) 砕石</p> <p>(16) 合板、ベニヤ板、径木、あるいは板紙製造</p> <p>(17) 衣服あるいは靴製造、但し、輸出用を除く</p> <p>(18) 印刷業務</p> <p>(19) 折畳業務</p> <p>(20) 絹紡績、絹織物、絹織物染整</p> <p>(21) 絹布、絹糸、あるいは絹まゆ製品製造</p> <p>商業業務</p> <p>(1) 各種小売業、但しC表に記載されるものを除く</p> <p>(2) 旅館業、但しC表に記載されるものを除く</p> <p>(3) 各種飲料、あるいは飲料販売、但し、C表に記載されるものを除く</p>	<p>第3部</p> <p>(4) 古物、骨董品、あるいは古美術品の売買</p> <p>サービスマネジメント</p> <p>(1) 観光案内</p> <p>(2) 旅館業、但し、旅館管理業をのぞく</p> <p>(3) 法律に基く、娯楽施設</p>	<p>第2部</p> <p>(4) 写真の撮影、現像、焼付</p> <p>(5) 衣服の洗たくおよびアイロン</p> <p>(6) 衣服の仕立て</p> <p>その他の業種</p> <p>(1) 国内における陸上、海上あるいは航空運輸</p>	<p>第5部</p> <p>商業業務</p> <p>(1) 国内における各種商品卸売、但し、A表に記載されているものを除く</p> <p>(2) 各種商品の輸出</p> <p>(3) 機械、機器および工具の小売り</p> <p>(4) 観光促進のための食料あるいは飲料の販売</p> <p>工業および手工業業務</p> <p>(1) 家庭材料製造</p> <p>(2) 植物油</p> <p>(3) 織物製造、紡績、染色、および染織を含む</p> <p>(4) ガラス容器製造、錠球を含む</p> <p>(5) コップ、茶わん、皿の製造</p> <p>(6) 書き物用紙および印刷用紙の製造</p> <p>(7) 岩盤製造</p> <p>(8) 採鉱</p> <p>サービスマネジメント</p> <p>(1) A表およびB表に記載される以外のもの</p> <p>その他の業種</p> <p>(1) A表に記載される以外の建設</p>	<p>C表</p> <p>第1部</p> <p>第2部</p> <p>第3部</p> <p>第4部</p>
--	--	---	--	---

4-1-1-3 外国人職業規制法

仏暦 2521 年 外国人職業規制法

「大臣 (Minister)」とは、本法の執行及び監督の任にあたる大臣をいう。

第 6 条 第 12 条をよまえ、場所、時のいかんを問わず外国人の就業が禁止される職業、就業禁止を絶対的とするか条件付きとするかの別、及びその条件の程度については勅令で定める。

第 7 条 第 10 条をよまえ、外国人は局長または局長の指定する係官の発行する許可証を取得した場合作い第 6 条に基づき勅令により禁止されている職業に従事することができる。ただし緊急かつ必要な業務に従事するため 15 日を超えない期間、移民法の規定に基づき一時的に入国する者で、局長または局長の指定する係官に対し局長が定める様式により通知した場合は除く。

第 8 条 移民法の規定に基づき、王国内に所在する自己の企業に外国人を雇用することを希望する者は、当該外国人にわたり局長または局長の指定する係官に対し、許可証発給の申請を行なうことができる。

局長または局長の指定する係官は当該外国人が王国内に入国した後、前項の規定に基づき労働許可証を発行することができる。

第 9 条 第 7 条および第 8 条に基づき外国人就業の許可に際し、局長または局長の指定する係官は当該外国人が職業にあたることに基づき条件およびその職業を定めることができる。この場合当該外国人は当該条件を遵守することを保証しなければならない。第 8 条に基づき許可の際には、当該外国人は当該条件を遵守することを王国内に保証しなければならない。

第 10 条 投資奨励法その他の法律に基づき王国内での就業を認められた外国人は、局長または局長の指定する係官に対し、入国後 30 日以内に就業許可の申請をしなければならない。当該外国人が既に王国内に居住している場合は投資奨励法その他の法律に基づき就業の許可の通知を受けた日から 30 日以内に許可の申請をしなければならない。申請者は許可証の返送を受けらるまでの間、暫定的に当該職業に従事する権利を有する。

局長または局長の指定する係官は、申請受理後遅滞なく許可証を発給しなければならない。

第 11 条 第 7 条に基づき許可証の申請を行なう外国人は、次の各号の資格を有していなければならない。

- (1) 王国内に居住する者、または観光及び通過を目的とするのではなく、移民法の規定により王国内への入国を一時的に許可された者、
- (2) 内務大臣が定め、官報に公示する資格を有する者、または禁止の条件に該当しない者。

第 12 条 次の各号に該当する外国人は内務大臣が定め、官報に公示する職業に限り従事することができる。この公示にあたり大臣は就業の条件及びその範囲を定めることができる。

仏暦 2521 年 外国人職業規制法

國王アーボーソン・アヂュンザグート陛下は御在位第 33 年である仏暦 2521 年 7 月 8 日に長くも次のように宣せられた。

外国人職業規制法改正の必要性に鑑み、国政立法議会の助言と同意のもとに同法を次の通り制定する。

第 1 条 この法律を「仏暦 2521 年外国人職業規制法」と称する。

第 2 条 この法律は官報に公示された翌日から発効する。

第 3 条 仏暦 2515 年 12 月 13 日付革命団布告第 322 号はこれを廃棄する。

第 4 条 この法律は次の各号に規定する外国人がその任務の遂行に当っては、これを適用しない。

- (1) 外交使節団
- (2) 領事館職員
- (3) 国際連合およびその専門機関の加盟国を代表する者およびそれらの機関の職員
- (4) (1)、(2)、(3) に規定する者に随伴され入国した使用人である外国人
- (5) マイ国政府と外国政府または国際機関とで結ばれた取りきりに基づき王国内でその任務または業務を遂行する者
- (6) 教育、文化、芸術、スポーツ等勅令で認められた任務、または業務を遂行するために王国内に入国する者
- (7) マイ国政府の許可を得て任務または業務を遂行するため入国する者

第 5 条 この法律において、

- 「外国人 (Alien)」とは、マイ国籍を有しない自然人をいう、
- 「就業する (Engage in work)」とは、賃金その他の利益を目的とするときと否かを問わず、肉休労働または国民労働に従事することをいう、
- 「許可取得者 (Permit holder)」とは、労働許可証を取得した外国人をいう、
- 「委員会 (Committee)」とは、外国人就業審査委員会をいう、
- 「係官 (Competent official)」とは、本法の執行のため大臣により任命される者をいう、
- 「登録官 (Registrar)」とは、外国人就業の登録業務に従事するため大臣に任命された者をいう、
- 「局長 (Director general)」とは、労働局長をいう、

認められる。  
内務大臣は命令によって次の各号に關する様式、規則および手続きを定める権限を有する。

第 16 条 (1) 第 7、8、10 条および 12 条に基づく許可証の申請および発給に關すること、  
(2) 第 15 条に基づく更新申請と更新の許可に關すること、  
(3) 第 19 条に基づく許可証の再交付申請と再交付許可に關すること、  
(4) 第 21 条に基づく就労を許可された職業または就業場所の変更にかゝる申請とその許可に關すること、  
(5) 第 31 条に基づく身分証明書の発給に關すること、  
第 17 条 第 7 条、8 条、10 条および 12 条の規定に基づく許可証の申請または第 15 条による許可証の更新の申請あるいは第 21 条に基づく職歴または勤務先もしくは勤務地の更新の申請が拒否された場合、申請者は拒否の通知を受領した日から 30 日以内にそれぞれの場合に応じ局長または局長の指定する係官、あるいは登録日を通じて文書により大臣に上訴する権利を有する。上訴の日から 15 日以内に委員会は上訴を受理し、受理の日から 15 日以内に検討を行ない、その結果を大臣に報告しなければならぬ。この大臣は上訴について検討し、30 日以内に決定を下さねばならない。この大臣の決定をもって上訴に対する最終決定とする。

第 18 条 許可取得者は係官または登録官の調査に応じらるるより、就業中は許可証を所持していなければならない。

第 19 条 許可証が損傷し、または許可証を紛失した場合、許可取得者は損傷または紛失を知つた日から 15 日以内に登録官に対し許可証の再交付の申請を行なわなければならない。

第 20 条 許可取得者が許可証に明記された職業に従事することを停止した場合、当該許可取得者は就業停止から 7 日以内に勤務地の所在する県の登録官に許可証を返還しなければならない。

第 21 条 許可取得者は登録官から新たに許可を与えられることなく、許可証に記載された以外の職に従事したり、就業の場所を変更してはならない。

第 22 条 何人も、就業を許可されていない外国人の自己の企業での就業を許し、または許可証に記載してある職歴とは内容において、または条件において異なる職歴に外国人が就業することを認めてはならない。

第 23 条 自己の企業に外国人の就労を認めようとする者、許可証に記載されたことと異なる場所へ外国人の勤務地を変更しようとする者、または外国人を雇込させようとする者は、就業、就業場所の変更または退職を認められた日から 15 日以内に登録官に通知しなければならない。

(1) 国外退政により退政されることか決定している外国人で、退政に代りまたは退政を待つ間定められた地で定められた職業に従事することを許された者、  
(2) 移民法による入国許可を得ずに入国し、三國に居住している外国人で三國からの退政を待つている者、  
(3) 三國內で出生し且 1916 年 12 月 13 日付革命団布告第 337 号、またはその他の法律によりイ國籍の取得を許されていない者、  
(4) 且 1916 年 12 月 13 日付革命団布告第 337 号、またはその他の法律によりイ國籍を喪失した者、  
外国人は局長または局長の指定する係官によって発給された許可証取得の後、大臣が前項に基づき定められた職業に従事することができる。  
この法律に基づいて発給される許可証の有効期間は、次の各号に定められた場合を除き、発給の日から 1 年間とする。

第 13 条 (1) 第 10 条の規定により発給される許可証の有効期間は就労を当該法により許可された期間とする、  
(2) 第 12 条の規定により発給される許可証の有効期間は、局長または局長の指定する係官が定める期間とする。ただし、この期間は発給日から 1 年を超えないものとする、  
(3) 移民法により一時的に三國への入国を許可された外国人に発給される許可証の有効期間は許可証の発給時において三國內に滞在することを許されている期間とする、  
(4) 移民法により一時的に三國に入国を許され、その期間が定められていない外国人に発給される許可証の有効期間は発給日から 30 日間とする、  
第 14 条 第 10 条により就業の許可を受けている者が、当該法の規定により就労期間の延長の許可を得た場合、当該許可取得者は延長を認められた日から 30 日以内に登録官に通知しなければならない。登録官は就労期間の延長について拒否しなければならない。

第 15 条 許可取得者が就業を許された職に引き続き従事したいと望む場合、許可証の有効期間内に登録官に更新の申請を行わねばならない。申請中は登録官が更新を拒否しない限り、申請者の就業が認められる。  
許可の更新は次の各号に該当する場合を除き 1 回につき 1 年を超えない期間についてのみ認められる。

(1) 第 13 条 (3) による許可の更新は許可取得者が三國內で滞在の延長を許された期間を超えないものとする、  
(2) 第 13 条 (4) による許可の更新は 1 回につき 30 日間とする。ただし当該外国人が移民法に基づき三國內に 30 日以上滞在を許可された場合、1 年間を超えない期間でその延長された期間についての更新が

している」と認定される時、外国人が就業していると認定されるいかなる場所にも立入る権限。この場合、係官等はいかなる責任者または関係者に対し、検問を行ない、文書または証拠の提出を求める権限を有する。

前号(2)の規定による任務の遂行の際、調査の対象となつてゐる場所の所有者、占有者または責任者もしくは関係者は便宜を供しなければならぬ。

第31条 駐在官および係官は身分証明書を持行してゐなければならぬ。任務の遂行に当り、駐在官および係官は関係者の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。

第32条 この法律に定める任務を遂行する際、局長または局長の指図する者、駐在官あるいは係官は消法上の権限を有する公務員としての権限を有する。

第33条 第6条に基づいて発せられた勅令に違反して就業した外国人は5年以上の期間もしくは2千ペーパー以上10万ペーパー以下の罰金を科せられ、または双方を併科せられる。

第34条 第7条に違反しまたは第9条により付された条件に違反して就業した外国人、または許可証をもたず、あるいは第12条に基づき大臣が定められた条件に違反して就業した外国人は3カ月以下の期間もしくは5千ペーパー以下の罰金を科せられ、または20条に違反して就業した外国人は1千ペーパー以下の罰金を科せられる。

第35条 第10条、18条または第20条に違反して就業した外国人は1千ペーパー以下の罰金を科せられる。

第36条 第14条または第19条の規定に違反した許可取得者は5百ペーパー以下の罰金を科せられる。

第37条 許可証が失効したにもかかわらず、有効期間中に更新申請を行わずに就業している外国人、第15条により更新が拒否されたにもかかわらず就業している外国人、第17条により更新申請の拒否に対して上訴せず、または第17条により当該上訴が大臣により拒否されたにもかかわらず就業している外国人は、3カ月以下の期間、もしくは5千ペーパー以下の罰金を科せられ、またはこれを併科せられる。

第38条 第21条に違反した許可取得者は1カ月以下の期間もしくは2千ペーパーの罰金を科せられ、またはこれを併科せられる。

第39条 第22条に違反して外国人の証明を認めたる者は、3年以下の期間もしくは6万ペーパー以下の罰金を科せられ、またはこれを併科せられる。

第40条 第25条または第42条に違反した者は1千ペーパー以下の罰金を科せられる。

第41条 第30条の任務を遂行する局長、局長の指名する係官、駐在官または係官に対し、文書による質問もしくは召喚に応ぜず、事実を隠覆することを拒否し、文書もしくは証拠物件の提出を拒否し、任務の遂行を妨害しまたは

前項の規定に基づき通知は局長の定められた様式により行なわれなければならない。「外国人就労審査委員会」は、内務次官または内務次官の委任を受けた者を委員長とし、外務省を代表する者、工業省を代表する者、地方行政局を代表する者、警察局長を代表する者、公共福祉局長を代表する者、検察局長を代表する者、商業登録局長を代表する者、国内取引局長を代表する者、投資委員会事務局を代表する者および国家経済社会問題委員会事務局を代表する者各1名、ならびに大臣が任命する3名を超えない他の委員を委員とし、委員会の事務を担当し、かつ委員たるべき労働局長を代表する者1名によつて構成される。

第25条 大臣が任命する委員の任期は2年間とする。退職した委員の再選はこれを含まない。

第26条 大臣が任命する委員は次の事由の場合、任期の終了を待たずして解任せられる。

- (1) 死亡
  - (2) 解任
  - (3) 大臣による解任
- 局長または解任した委員の補充をせよとせず、前任者の任期終了以前に新たに任命された委員の任期は、前任者の責任の期間とする。
- 第27条 委員会は次の各号に開し決定を下し、勅告を行ないまたは大臣の諮問に応ずる権限を有する。

- (1) 第4条(6)および第6号に定められた勅令を採ること、
  - (2) 第12条に定められた大臣が公示する取裁を定めること、
  - (3) 第16条に定められた勅令を採ること、
  - (4) 第17条に定められた勅令に対する上訴を裁断すること、
  - (5) その他大臣が委任した事項に關すること、
- 委員会の会合は全委員数の半数を下回らない数の委員の出席をもつて定数とする。委員長の欠席または委員長が職務を行なえない場合は、出席委員の互選により1人の委員を選び会合の議長とする。

委員会の決定は多数決によるものとし各委員は各1票の議決権を有する。緊要多数の場合、議長の追加投票権の行使によりこれを決する。

第29条 委員会はその任務の遂行または委員会の権限に關する特定の事項の裁断のため、小委員会を設置する権限を有する。

第28条の規定は小委員会の開催に對してもこれを準用する。

第30条 本法に規定された任務の遂行に當り局長または局長の指図する者、駐在官あるいは係官は次の各号に定める権限を有する。

- (1) 文書の説明及び文書・証拠の提出を求めるため、いかなる者に対してても質問状を発し出頭を命ずる権限、
- (2) この法律が遵守されているかを調査するため、現に外国人が就労

〔付則〕

- ① 労働許可証 年 1,000 パーツ
- ② 更新、延長 1,000 パーツ
- ③ 再交付 300 パーツ
- ④ 取替、就業場所変更の許可 500 パーツ

公示：官報第95号

仏曆2521年6月21日付

便宜を供与したい者は、3千パーツ以下の罰金を科せられる。

仏曆2515年12月13日付革命団布告第322号の施行以前より自己の企業に外国人を就業させており、かつこの法律の施行まで同布告に基づき当該外国人にかかる報告を提出していない者はこの法律の施行から45日以内に局長の定める様式により通知しなければならない。

仏曆2515年12月13日付革命団布告第322号に基づく許可証は有効期間を経過し失効してはいない限り有効であり、記載された職業に就業することができ。

移民法の規定に基づき違法に王国に居住し、仏曆2515年12月13日付革命団布告第322号の施行日以前に就労していた外国人で、同布告第34条第1項に基づき局長または局長の指定する係官に許可を申請し、局長または局長の指名する係官が許可を与えたにもかかわらず、許可証を受領することなく、この法律施行の日において就業している者は、本法施行の日から60日以内に許可証を受領せねばならない。この期間内に許可証を受領しない場合、当該許可は無効となる。

第12条に該当する外国人でこの法律の施行の日において就業している者は、第12条に基づく大臣の布告がなされるまでの間、当該職業に従事することができる。

第12条により大臣の布告がなされた場合、当該布告によって外国人の就労が認められる職業に従事している外国人は、大臣の布告の施行後90日以内に許可証の発給を申請することによって、当該職業に従事することができる。

また、第12条に基づく大臣の布告によって外国人の就労を認められていない職業に従事している外国人は、本法施行後180日間を限度として当該職業に従事することができる。

本法の趣旨に反しないすべての勅令、省令、布告、大臣または局長が発した命令もしくは仏曆2515年12月13日付革命団布告第322号に基づき発給された許可証は引き続き効力を有し、この法律に基づく勅令、省令、布告、大臣または局長が発した命令もしくは許可証とみなされる。

内務大臣はこの法律の施行と監督にあたり係官および係官を任命する権限、省令を発する権限、この法律の付則で定められた金額以下の罰を手段料として定める権限、手数料を免除する権限およびこの法律施行のためのその他の事項を定める権限を有するものとする。

前項に基づく省令は官報に公示することによって効力を発するものとする。

副署名  
内閣総理大臣 クリアンサンダック・チヤマナント

4-2 税金

タイ国に於ける租税制度の概略

文献「タイ国経済概況」第8章財政金融—税制

執筆者 猿橋幸雄 より

① 内国税

国家歳入法により、個人所得税、法人所得税、収益移転税（利益送金税）、事業税（BUSINESS TAX）、広告税、印紙税、娯楽税などが規定されているが、この他の内国税としては、消費税、地方開発税、地方税などがある。主な内国税の概要は以下のとおり。

① 個人所得税……歳入法第40条に定める8種類の所得について、一定の経費控除等を行った上、7%（課税所得10,000バーツ以下）から最高60%（課税所得100万バーツ超の部分）までの累進税率で課税される。給与所得についてみると、まず、給与所得の30%、最高2万バーツまでの給与所得控除が行われ、次いで各種の人的控除〔基礎控除及び配偶者控除各7,000バーツ、子女控除3,000バーツ（1人当り、最高3人まで）〕等が認められている。利子所得のうち、タイ国内の銀行預金利子については免税とされていたが、1977年11月より定期預金利子について、10%の分離課税が実施されている。

② 法人所得税……タイ国証券取引所上場会社に対しては30%、同非上場会社に対しては35%の税率で一律に課税される。法人については譲渡所得も事業所得と合算して普通の法人所得税率で課税される（個人の場合には、譲渡所得は殆どの場合非課税となっている）。在外会社がタイ国内で事業活動を行わないが、権利金、配当金等の課税所得を受けるときは25%が課税される。

また、わが国企業のタイにおける課税の場合は、日・タイ租税条約により修正される。同条約によれば、例えば、

① 日本企業が「恒久的施設」（企業が事業を行う一定の場所）をタイ国内に有しない場合には、法人所得税は課税されない。

② 配当所得税率は、産業的事業法人（製造業、加工業、建設業、土木業等）が親会社に支払う場合は15%まで、また親会社以外に支払う場合は20%までで打切りとなる。

③ 特許権、秘密工程、商業権に類する使用料に対する税率は、15%を超えない等が規定されている他、二重課税排除の規定がある。

なお、1978年12月30日の国家歳入法の改正により、法人所得税の対象となる「COMPANY OR JURISTIC PARTNERSHIP」の中に、タイ国内で行われる合弁事業（JOINT VENTURE）が含まれることとなったが、最近、当国で複数（外国）企業による大型プロジェクト案件が増えてきた

ことに対応したものである。

- ㊦ 収益移転税(利益送金税)……外国法人のタイにある支店が、タイ国内の事業活動より生じた利益を国外に送金するときは、25%の収益移転税が課される。
- ㊧ 事業税……本税は日本の事業税とは異質のもので、取引高税ないし売上税に相当する租税である。税率及び納税義務者は、国家歳入法中の事業税表(表8-2-1)に規定されている。事業税は物品の販売またはサービス提供の時点で課せられるが、輸入物品の場合は、輸入関税支払時点で徴収される。課税標準は各課税月の総収入金額であるが、輸入物品の場合は、CIF価格+輸入税+輸入物品標準利益(IMPORT GOODS STANDARD PROFIT)である。なお、すべての事業税額の10%相当額が更にMUNICIPAL TAXとして課税され、地方公共団体の収入となる。
- ㊨ 印紙税……タイ国における印紙税の納付は、印紙の貼付と消印による。印紙税の課税対象となる証書(現在、30種類)、適用税率及び納税義務者はすべて国家歳入法中の印紙税表に規定されている。
- ㊩ 消費税……特定物品の製造業者、生産業者または輸入業者に対して課税される。対象物品は、酒類、ビール、清涼飲料、マッチ・ライターたばこ、セメント、石油製品など9品目である。税率は、紙巻たばこ、石油製品(従価・従量併用)を除き、すべて従量税率となっている。
- ㊪ 地方開発税(LOCAL DEVELOPMENT TAX)……土地の所有者に対しては地方開発税が課せられる。本税は徴税费として税収の5%を中央政府に充て、残額は地方政府に譲与される。
- ㊫ なお、タイの税務行政にほとんどが中央政府の専管であり、地方税としては一定の国税に対する付加税、土地及び建物に対する制限的な租税、自動車税、屠殺税などの雑税を認めているにすぎない。

## ② 関税

タイ国の関税は輸入税と輸出税とから成り、税率は原則として従価税をとっているが、従量税が適用される場合もある。従価税、従量税が併記されているときは、いずれか高い方が適用される。

輸入関税に関する最近の改正としては、1978年3月8日に、貿易収支の是正、国内消費の抑制及び国内産業の保護を目的として、ぜいたく品、国内生産可能な物品を中心として、41品目について大幅な引上げが行われた。

主な税率をみると、国内生産可能な物品やぜいたく品に対しては輸入抑制の意味から高い税率となっており、例えば、一般乗用自動車(完成車)150%、カラー、テレビ、一部繊維品100%、電気冷蔵庫、エア・コンディショナー、洗たく機、白黒テレビなど80%、レコード・プレーヤー60%などとなっている。また、国内映画産業育成の見地から、外国映画に対しては1メートル当り30パーツの禁止的関税がはられている。

4. 建設業の規制及税金

なお、輸出奨励策として、製品輸出の場合、輸入原材料に対する輸入関税の還付制度がある。

表 8-2-1 事業税表

業 種	総受取額に対する税率	納 税 義 務 者
1. 物品の販売		
a 各種の物品	1.5%~30%	} 輸出入業者、製造 業者、販売者
b 電気製品等	20%, 30%	
c 乗 用 車	40%	
2. 精米及び製材	3.5%, 4.0%	営業者
3. 請 負	2.5%, 5.0%	請負者、営業者
4. 動産賃貸	2.5%	賃貸者
5. 倉 庫	2.5%	営業者
6. ホテル及びレストラン	2.0%~10.0%	営業者
7. 輸 送	0.5%	営業者
8. 質 屋	2.5%	営業者
9. 仲介及び代理事業または営	5.5%	仲介人、代理人、サービス業者
10. 事業または営利のための不動産売却	3.5%	販売者
11. 銀 行	2.5%, 10.5%	営業者
12. 保 険	2.5%, 3.0%	営業者

( 追 補 )

タイ政府はかねてより、財政収入の増大と税負担の公平という観点から、新税の導入を含めて、現行税制の見直しを進めてきたところ、1980年5月21日付の緊急勅令により、所得税の改正（中・低所得者の税負担軽減と高所得者への課税強化）、法人税率の引上げなどを内容とする一連の税制改革を行ったが、その概要は以下のとおりである。但し、今回の改正においては、懸案とされていた相続税や資産税の導入についてはふれられていない。

1. 個人所得税関係

(1) 税率表の改正

(別 表)

(2) 人的諸控除の引上げ

- ① 基礎控除 7,000 バーツ → 10,000 バーツ
- ② 配偶者控除 7,000 " → 10,000 "
- ③ 扶養控除 3,000 " → 5,000 "

但し、1979年以降に出生または養子縁組した子女については4,000 バーツ。



## (3) 給与所得控除の限度額引上げ

30%または2万パーツ以下であったが、今次改正により30%又は3万パーツ以下となった。

## (4) 配当税額控除の新設

法人税との二重課税を排除するために、タイ国証券取引所上場会社からの受取配当についてはその25%、同非上場会社からの配当についてはその35%を当該年度の総所得に対する所得税額から控除する。

(5) 以上の改正のうち、(1)～(3)は1980年分所得から、(4)は81年分所得から適用する。

## 税率表の改正

( 旧 )		( 新 )	
課税所得 (B)	税 率	課税所得 (B)	税 率
1-10,000	7	1-20,000	7
10,001-50,000	10	20,001-50,000	10
50,001-100,000	15	50,001-90,000	13
100,001-150,000	20	90,001-140,000	17
150,001-200,000	25	140,001-200,000	22
200,001-250,000	30	200,001-270,000	30
250,001-300,000	35	270,001-350,000	40
300,001-350,000	40	350,001-500,000	50
350,001-400,000	45	500,001-700,000	55
400,001-700,000	50	700,001-1,000,000	60
700,001-1,000,000	55	1,000,001-up	65
1,000,001-up	60		

## 2. 法人税関係

## (1) 税率改正

(旧) (新)

① 上場会社 30% → 35%

② 非上場会社 35% → 45%

(2) 収益移転税率及びタイ国内で事業活動を行わない在外会社に対する配当等の支払いに対する税率を25%から20%に引下げる。

(3) 国際旅客輸送または国際貨物輸送に従事する外国法人に対する所得税率を、従来の運賃またはフレイトの1%から3%に引上げる。

(4) 以上の改正は、1980年以降に終了する事業年度の所得から適用する。

3. 消費税関係 (即日施行)

	(旧)	(新)
(1) ビール	10パーツ/ℓ	{ 14パーツ/ℓ 卸売価格の40%
(2) 清涼飲料 (440cc以下)	27サタン/本	{ 45サタン/本 小売価格の20%
(3) 紙巻たばこ	40%	

(猿橋 幸雄)